

## 平成30年予算特別委員会 会議記録（第1日）

開催議会	平成30年第1回山田町議会定例会		
開催場所	山田町中央コミュニティセンター2階集会室		
開閉会日時	開会	平成30年3月8日（木）	10時00分
	散会	平成30年3月8日（木）	15時01分
委員の出席状況			
総委員数13名のうち 出席11名 欠席1名（欠員1名）			
議席番号	氏名	出欠	備考
1	阿部 幸一	出席	
2			
3	佐藤 克典	欠席	
4	黒沢 一成	出席	
5	田老 賢也	出席	
6	木村 洋子	出席	
7	尾形 英明	出席	
8	関 清貴	出席	
9	阿部 吉衛	出席	
10	坂本 正	出席	
11	菊地 光明	出席	
12	山崎 泰昌	出席	副委員長
13	吉川 淑子	出席	臨時委員長・委員長
14	昆 暉雄	出席	議長・委員外
地方自治法第121条の説明員 佐藤信逸町長他関係課長等			
会議の経過は、別紙のとおり			

平成30年 3月 8日

平成30年第1回山田町議会定例会予算特別委員会会議録

午前10時開会

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、議長を除く議員全員による予算特別委員会を開会します。

山田町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長の互選は年長委員が行うことになっております。

出席委員中、吉川淑子委員が年長でございますので、吉川淑子委員をご紹介します。

○臨時委員長（吉川淑子）

委員長が互選されるまでの間、臨時委員長を務めさせていただきます。

○

○臨時委員長（吉川淑子）

ただいまの出席委員は11名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は3番、佐藤克典委員であります。

○

○臨時委員長（吉川淑子）

それでは、委員長の互選についてお諮りいたします。

このことにつきましては、さきの全員協議会で私、吉川淑子が委員長に内定しておりますので、このとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、私、吉川淑子が委員長に就任させていただきます。

○委員長（吉川淑子）

それでは、委員長として一言ご挨拶申し上げます。委員各位、そして執行部の皆様方のご協力をいただき、円滑な審議の進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

進行に当たり、皆様に申し上げます。質疑の回数は申し合わせのとおり、一般会計総括審議のみ5回までとし、それ以外は1つの審議項目につき3回までといたします。

質疑の際は、初めに資料名及びページを示し、指定された審議範囲を逸脱しないよう、また単に事務的な内容や計数のみの確認は控えていただくようお願いいたします。なお、質疑、答弁は簡潔明瞭

に行っていただくとともに、録音の関係から、声の小さいと思われる方は遠慮なくマイクをご利用くださるようお願いいたします。

○

○委員長（吉川淑子）

それでは、副委員長の互選についてお諮りいたします。

このことにつきましては、さきの全員協議会で12番山崎泰昌君を副委員長に内定しておりますので、そのとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、副委員長に12番山崎泰昌君が互選されました。

○

○委員長（吉川淑子）

それでは、直ちに予算特別委員会の審議に入ります。

議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算を議題といたします。歳入歳出の質疑の前に総括に係る質疑を許します。

1番、阿部委員。

○1番阿部幸一委員

おはようございます。3月の2日に一般質問しましたけれども、再質問はやりませんでした。林地開発について伺いますが、林地開発は違法行為と認定し、現在違反行為に対して指導をしているということですが、この施設に対して例えば建物なんか、国、県は補助金をもちろんやるわけですが、町でもそういう施設に対しては補助金があるのかなのか、説明してください。

○委員長（吉川淑子）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

林地開発のところにあります施設に対する町からの補助があるかというご質問ですけれども、この施設については国、県の直接補助ということで、町からの補助はございません。

○委員長（吉川淑子）

1番。

○1番阿部幸一委員

町の施設に対して運営費とかという補助金はどれぐらいあるか、ちょっと説明してください。

○委員長（吉川淑子）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

町からの運営費の補助ですけれども、これは介護保険とか障害のサービスということで、直接運営費の補助ということではなくて、介護報酬を支払うということで、国保連に対して経由での支払いということで、具体的には国、県、町のほうで負担しているということになります。

○委員長（吉川淑子）

1 番。

○1 番阿部幸一委員

やはりこういう指導的なものが出たということは、何か町でもペナルティーというのが必要だと思うのです。私は、何かの形で違反行為をしているということになれば、ペナルティーは必要だと思うのですが、それに対して町当局はどのように考えているか、ちょっと答弁してください。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

林地開発の違反に関することについて、町でも何かペナルティーをとということでございますが、県のほうでは違反したことに對し、何かしらの計画を出しなさいというふうに指示している状況だと聞いております。それで、まだしっかりと整理を、あるいは県の方針が出ておりませんので、今のところ町としてはそのようなことは考えていないと、そういう状況であります。町が直接ペナルティーを下すというのは、なかなか難しい面もございます。そのように思っております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

1 番。

○1 番阿部幸一委員

まず、いつごろ回答が出るか、そこを精査しなければならないと思う。ただ、私が言っているのは、町が許可をしている施設なわけです。それに対して何かの形を考えたらどうかということを行っているわけでございます。誰も取り消しだとかなんとかという、そういう表現は言いません。ただ、何かの形ではじめというのをつけなければならないと思うのです。そういうことで質問していますけれども、もう一度答弁してください。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

先ほども申し上げましたとおり、非常に難しい面がございます。例えば施設に対して県からの指導監査とか、いろいろ指導が入ります。あるいは施設の方針、あるいは役員等について町に諮問等があることもありますので、そういった場合にはそれなりの意見書になるとは思いますが、直接現時点で

ペナルティーというのは非常に難しいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

次に、坂本委員。

○10番坂本 正委員

それに関連してちょっとお尋ねします。はっきり言って、今ペナルティーないのだと、それはおかしいのではないかと私は思うのです。要するにブラックだというのはもう見え見えなわけですから、町のほうからそれに関して何もないのだというのであれば、それは別だと思えます。だけれども、そこら辺をブラックなのをわかっていながら、はっきり言って何もないというのは町としてはちょっとおかしいのではないかと。そういうのを踏まえた中で今1番委員が言っているわけだから、それに対して何も考えていませんと、それはないと思えますよ。あと1回返答してください。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

行政がペナルティーを科すという場合には、それなりの根拠が必要でございます。そして、科す量というか、それについても根拠が必要でございます。その辺は施設の云々かんぬんという根拠はまだ出ていないという状況です。むしろ町に先んじて許認可権を持つ県のほうがすべきでありまして、その県の動向を見て、何かしら町で処分する根拠、法律的な部分はあるのであればそれは科しますが、今の状況ではちょっとペナルティーを科すという、そういう状況にはございません。今後の推移でどうなるかという思いはありますけれども、いずれ現時点ではそういうことでございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

今聞いていますと、全然何も考えていないというような話でございますが、はっきり言って町のほうから幾らか、今1番委員が言ったとおり何かしらのいろんな補助が出ているというふうに伺ったわけですから、それではその補助等は今後どういうふうに考えて、どういうふうにやるつもりか。まして、例えば認可した県のほうで何かしらペナルティーがあると思うのですが、それに関しては町のほうはそれに連動して何とかという考え方もないのか。やっぱりこういう格好で公に出てきておるわけでございますから、当然それに関してはいろんな意味で、補助を打ち切る等々、私はそれまで言いたくないのですが、そういう格好でやらなければ、では誰でもやってもいいのかと、そういうふうになってくるわけです。町当局のほうで何もないということは絶対あり得ないし、お金等々も出しているのだし、そういうことを踏まえながら考えてみるというと、やっぱりそこら辺は何かしらあっていい

のではないかと。ましてや林地開発でよほどの、今例えばそこでもとどおりにしると、県のほうでそうなったらよほどお金かかるはずです。それに関してもある程度今後見た中で、県とも連動しながらそこら辺をちゃんとやるべきではないかなと私は思うのですが、もう一度。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

まず最初に補助の件でございますが、先ほど課長のほうから答弁がございましたように、介護の関係で申し上げれば、国、県、町の負担割合が決まっているわけです。そのことによって利用者が1割負担で利用できる、ということで補助というよりも、これは介護保険という仕組みの中で決まっている負担割合でございます。それが出ていると。なので、施設の補助というよりも、介護サービスを利用している人のための負担金という形で出ておりますので、補助ではございません。これを町がやめるといわけにはまいりませんので、利用者が困ることになるので、これは続けていくというふうな状況でございます。

それから、町のペナルティー、何もないというのはおかしいよというご発言でしたが、県からの情報によりますと、いずれ1町歩を超えた分についてはもとに戻す計画を県のほうに出して、そのように原状に復するというような中身のようです。その計画内容はまだ県のほうには提出されていないと、県では出された計画の確実な履行を求めていくと。それが滞ったりするようであれば、そこで行政処分、最悪の場合はいろいろな過料等が出てくるというふうなことでございます。その辺を見きわめないと、県のほうがまだ行政指導の段階ですので、それを先んじて許認可権のない町がそのことを理由にペナルティーを科すというのは、まだそのようなことができる状況ではございませんので、そういったことで現時点ではそういう状況を見守るという状況であります。

以上であります。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

今聞きますと、補助金ではないということですよ。税金を使っているのでしょうか、その中で。町民の税金が入っているわけですよ。それに対して何もないと、町民に大変失礼ではないですか。そこら辺を踏まえた中で、では農林課長のほうに行っているのかな。何かその件であっちから、本人から来ているか、ちょっと教えてください。

○委員長（吉川淑子）

川口課長。

○農林課長（川口徹也）

本人のほうからは何の連絡も入っておりません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

来ているのはわかって、あなたから聞いているのだからさ。来ていませんというのはちょっとおかしいのではないですか。行ったというのは聞いているのさ。それで何もないというのは、ちょっと虚偽に等しいしゃべりことではないかなと思うのですけれども、行った本人でなく第三者から聞いているものだから、それはおかしいと思うのです。まあいいや、それは。本人が、課長が来ていないというのであれば、それはしょうがない。

ただ、はっきり言って最後……これ4回か。いろいろ聞かねば。それで、とりあえず町民の税金が投入されているということであれば、補助以上に大事なお金なわけです、副町長。そこら辺を踏まえた中で、ちょっと今の話では県のほうが何もないから、では何分の何ぼで、今10の中で3分の1だか10分の1だかに町のほうから金が出ているのだよと、そういうご説明でございますけれども、そこら辺はそれを踏まえた中でお話しすれば、ちょっとおかしいなと思うのです。私一人でそう思うのだからわからないけれども、だけれども一般論としてそこら辺が違うのではないかなと思うのですけれども、もう一回どうぞ。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

介護保険料の支払いの負担割合というのがあって、利用者負担……

（「さっき聞いたから、それはいい」と呼ぶ者あり）

○副町長（甲斐谷義昭）

これは国保税からもありますし、介護の部分もありますが、これは利用者が1割負担で利用するための負担割合を決めて、会費と言ってもいいような、税金なのですが、それも投入されておりますが、そういう性格のものなので、その恩恵というのか利益というのか、それについては介護サービスを利用する人に利益が還元されるというやつでございますので、これを10番委員のおっしゃるように考えると非常に難しいので、何よりもサービス利用者のほうに影響が行くということでございますので、全ては別個に考えなければならぬのかなというふうに思います。

何回も言いますが、いずれ何もしないというわけでもないです。何かをできるのかなというのを今ここではっきり言える状況でもないです。県のほうの出方、調査を見て、その上で町も何かしらを考えるのか、できるのかできないのかと、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

そっちのほうはわかりました。

あと、話別になります。消防署のほうからお尋ねするのですけれども、霊堂のほうの防火槽が足りないということをおっしゃっているわけなのだけれども、その時点で使うにいいというふうにおっしゃっておったのですが、そこら辺は何を根拠に使うにいいと言ったのだか。

あと1つ、中央町とか、いろいろ今道路がそっちこっちつくられております。その中で、例えば八幡町に消火栓が何ぼぐらい今ついているのか、道路上。そこら辺、これは別だから5間の中に入るのか……入るのだな、よしわかった。そういう格好でお聞きしたわけでございますけれども、道路上には今のところ、八幡町とかあそこには何ぼの消火栓が立っておるか。やっぱり道路をつくるためにはそういうのを先んじて一緒につくらなければ、後で経費がかかるという格好になると思うのですが、そこら辺もお答え願えればと思うわけです。

○委員長（吉川淑子）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

八幡町地区の防火水槽及び消火栓についてなのですけれども、これについては事業の中で必要個数を決めて、いわゆるCMJVの中で工事と同時進行で実施しております。ですので、事業が終わってから、でき上がってから設置するというものではなくて、宅地整備、あとは道路整備とあわせて同時に実施しているというふうに行っております。

以上です。

（「いや、何カ所あったか」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

消防防災課。

○消防防災課長補佐（佐藤正彦）

防災課の佐藤です。今の委員の質問ですけれども、八幡の消火栓、防火水槽ですけれども、先ほど建設課長が言ったとおり、計画の中で開発行為ということで進めています。はっきりした個数はちょっと今手元に資料がないので、申しわけございませんが、出ませんけれども、個数については後で報告します。

（「霊堂の防火水槽、どういう根拠で使えるとしゃべったかというのの答弁してやればいいの。根拠を示せばいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

小林課長。

○消防防災課長（小林達広）

霊堂の貯水槽につきましては、昔からある分で利用していた経緯もあるのですが、現在はなかなか有効な水量というのを確保できない状態で現在に至っているというところです。

（「いや、使えないという意味を聞いている。あなたは使えないと本会議で言ったでしょう」「使えるって」「ああ、使えるって……その根拠を示せて言ってるんじゃないか。何しゃべってんだ」「委員長、休憩をしたほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開します。

10番委員の質疑に対する答弁を求めます。

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

先ほどの水利についてお答えをいたします。

確認したところ、霊堂の水利については現在使用できない状況にあります。おわびして訂正いたします。

○委員長（吉川淑子）

佐藤課長補佐。

○消防防災課長補佐（佐藤正彦）

委員の八幡町の消火栓の関係ですけれども、消火栓が11基、防火水槽2基を計画しております。それで、あした6基完成予定ということになります。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

では、私からも関連を含めて質問したいと思います。

1つ目は、入札制度の見直しについてお伺いしたいのですが、現在入札行為は指名競争入札だか、何になっているのだからちょっとわかりませんが、宮古市とか県がやっているような公表価格の入札にできないものか。

あと、2点目は下水道受益者負担金の関係ですが、下水道接続工事への補助の財源を確認したいと

思います。

あともう一つは、先ほど言った消防水利の考え方、前回私が質問したときも足りない個数、当時158基と言われております。この間10番議員の返答の中では93基になっていました。私が質問したのは29年の6月です。6月からこの間までに、もう60基ぐらいできているような数字になっているのですが、これは本当なのでしょうか、確認したいと思います。その件についてです。

あと、消防水利の考え方の中でこの間質問した中も含めて、消防法の第21条第1項の規定により、消防水利として指定されたものをいうという水利の原則があるのですが、山田町は海だとかそういうのはカウントしていないということでありまして、多分この中でたくさんあるのは簡易水道の消火栓、これは管径が150以上でなければとれないことになっているのですが、いっぱい持っている消火栓があります。

あと、防火水槽なのですが、現在の承認になっているのは全て40トンだと思いますが、現在町内にあるのは20トンです。ですから、それは消防水利計画の中にカウントできないものだと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。とりあえずそれでお願いします。

○委員長（吉川淑子）

芳賀課長補佐。

○財政課長補佐（芳賀善一）

それでは、1点目の入札制度の見直しということで、予定価格の事前公表をしてはどうかという提言、意見と捉えてお答えいたしたいというふうに思います。私の認識では、今現在岩手県、それから県内自治体では宮古市、一戸町、1県1市1町が事前公表をしているという認識でございます。これを踏まえてお答えしたいと思いますが、現在山田町における運用は、予定価格については事後公表ということになっております。これにつきましては、入札契約適正化法、これに基づいた適正化指針において、入札前に予定価格は公表しないこととするということが提唱されております。このほか、山田町の過去の入札執行における経緯等々を考慮した上で、事後公表と定めているものと認識してございます。

しかしながら、尾形委員のご意見のとおり、そのような要望もあるということをしっかり受けとめて、事前公表に伴ういろいろなメリット、デメリットを検証した上で、現在の実情を見きわめた上で、デメリット部分を解消できると判断できれば運用の改定も可能というふうに考えることから、今後相談、判断を仰ぎながら事務を進めてまいりたい、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

7番委員の公共下水道接続促進事業補助金についてお答えいたします。

この補助金の財源という質問でございましたけれども、こちらにつきましては2分の1は国の社会資本整備総合交付金のほうをいただいております、残りの2分の1は町の単独でございます。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

上下水道課の回答のほうに補足させていただきます。

町の単独ということで、これは一般会計のほうから繰出金として、その半額を繰り出しとして出しています。この繰出金のまた財源ということになります。それがふるさと応援基金のほうから500万支出しております。ふるさと応援基金のふるさと応援寄附金の使途の目的として、環境、生活基盤整備、これに対していただいた寄附金をもとにしております。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

小林課長。

○消防防災課長（小林達広）

消防水利の関係です。当初158基あったのが今回93基という回答になっておりますけれども、これにつきましては29年度、消防水利の現況について見直しを行いまして、準市街地、これら取り扱いについて見直しを行いました。あとは高台団地等の開発行為によって設置数がふえたことと、3つ目としては水道管の布設がえ等によって適合水利がふえたということでもあります。

あと、水利の基準なのですが、基準水利につきましては防火水槽、消火栓、どちらも基準に合ったものを基準水利として上げております。

（「消防署長、150ミリ以下はだめでねえかというのをちゃんと  
答弁して。また紛糾するぞ」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

小林課長。

○消防防災課長（小林達広）

水道管につきましても、150ミリ以上だとか基準に適合したのを数に上げているところです。

（「いやいや、下水道とは限ってねえけれども、下水道だと受益者負担金、今まで取ったのを取らなくした、受益者負担金の根拠」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

それ特別会計のほうでやっていただけませんか。

○7 番尾形英明委員

何で、総括でしょう。一般会計ということではないでしょう、今俺確認したのだもの、議長から。総括は全部を対象にすると言っていたの。違うの。総括は一般会計とまた別なのでしょう。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

失礼しました。7番委員の公共下水道の受益者負担金についてお答えいたします。

ただいま通告のあった点でよろしいですね。山田処理区におきまして受益者負担金を取らないということに至ったことでございます。震災前に山田処理区の処理を開始しようというところで、住民の方々に受益者負担金をいただくという説明をしておりました。しかしながら、震災を受けたことで国から復興交付金を頂戴するということで整備を進めることになりましたので、議会の全員協議会におきまして山田処理区の下水道受益者負担金を頂戴しないということについて説明をさせていただいて、ご了解を受けたものというふうに考えております。

以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

いわゆる受益者負担金についてでございます。都市計画法におきまして、都市計画区域になっている区域で下水道事業を行うといったときに、その土地の方から下水道が行く土地の方からいただくのが受益者負担金ということでございまして、都市計画法第75条、また及びそれに基づく条例におきまして受益者負担金をいただくことができるというふうに定めておりまして、それを根拠に全国一般的に受益者負担金をいただいているということでございます。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7 番尾形英明委員

では、一番最初からいきます。入札制度の見直し、これは確かに前々からいろんな形で問いかけていることなのですが、この間建設業会のほうと議会と話し合いをやった中でも似たような意見がありました。やっぱり自分たちが積算する中、今積算システムがあるから何ぼでも積算してやって、同じものが絶対できるのです、システムが同じだから。役場のほうでやった設計もソフトを使ってやった設計も同じ値段が出るのです。あとは何でもない査定、町長査定、どのぐらい切るか、執行残をどのぐらいつくるか、そして町民のために反映させる残ったので、また新たな工事をやるためみたいなものなのですよ、査定意識。普通だと、そうすると業者をただいじめるだけなのです。一般町民

は助かるかもしれませんが、そういうことが生じて、変な話、やってももうからないのをやるわけなくて、応札しない業者がふえていると思うのです。今いろんな仕事がありますので、わざわざそういうもうけをしないのをやる必要がないために、多分落札しない工事が多いのではないかなと思われる。そして、ではどうにもならないから頼みますと随意契約みたいなのをやる、それはそのとおり。随意契約やるにしたって何したって、ある程度金額がわかっている部分の中のもうけ主義ですから、業者はある程度。その辺にうまく対応できるような考え方でやっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

あと、下水道の受益者負担金の関係ですが、受益者負担金というのは全部の、区域外の人はやりたいくてもやれないわけなのですよね。恩恵をこうむる部分、下水道が通ったことによって土地評価も上がる、変な話、財産的な価値も上がる、そういう部分の中で周りの人とやれる人と違う部分の恩恵をこうむる部分のために、工事費の一部を負担するというふうな条項、あれはなかったですかね。私はそう解釈しているのですけれども、その分で津波が起きたために負担が多くなるよ、受益者負担金まではというような形で取らないことにしたの、それは私もわかっています。ただ、そればかりで、それさえも恩恵をこうむっている部分のやつなのに、今度は下水道を引いて、自分が快適な生活をするために、引くのにもた補助を出すのですか。それも税金、要するに半分半分ふるさと何とかからだとか、一般会計から出るのは変わりがないね。ある程度税金だと思うのです。町民が平等に払っているやつか、利益を得る人だけが使っているような格好に見えませんか。だから、俺は受益者負担金で徴収すべきだし、ただ公営企業法が張りついた形の中で、要するに利益があったよと、公営企業法で企業的に。下水道課が利用者が多いためにもうかったよと、その中からそれなりの負担するのだったら、何とかわからないわけではないのだが、要するに使っている人たちだけのお金だからね、利益だから。そういう話の中で通すのだったら納得するのですが、その辺はどうなのですか。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

下水道の受益者負担金についてであります。委員のおっしゃったとおり、下水道が通るということはその通った土地の方の資産の価値が高まりますということで、その分事業費の一部を負担していただくということでいただいているのが一般的な受益者負担金ということでございますが、震災を受けた被災者の方の負担を軽減するという部分もございまして、町としましては国からの復興交付金を大分いただいているというのもありまして、山田処理区におきまして受益者負担金を頂戴しないということを決断をしまして、説明をさせていただいたという経緯でございます。

また、既存住宅の方が下水道に接続する際に最大10万円の補助金を出しております。それが接続補助金でございますけれども、その補助金を出すことが不公平ではないのかというようなお話でございました。この接続補助金を創設する前に、町のほうで快適リフォーム事業という事業をやっておりま

した。これも下水道に接続する部分に対しても補助金を出してまいりました。これが1回最大20万円ということでやっておりまして、それが終わって、何もなくなりましたと。その後、では何かないのですかということで、この接続補助金につきまして創設をさせていただいたと。それで、リフォーム補助金が20万円、今回の接続補助金が10万円と、差額が10万ございます。これは、委員が先ほどおっしゃっていただきました受益者負担金の分を差し引いた形での補助金を創設させていただいているわけでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

そうすると、結果的に形としては受益者負担金を取っているということになるわけだね、その10万円分の形というのは。その財源的なものはどこから出ていたのです。私、全体的な部分でこれは2分の1はどこからかもらって、残りの分は一般会計だけれども、ふるさと何とかからやっている。確かに目に見えた形では個人の負担がないように感じるけれども、そうではないと思うのね。全体的に使うにいいお金だと思うのです。それを一部の人たちが利をこうむるとするのは、やっぱりおかしいのではないかなと、趣旨として。だから、何か別にしても、今後の考え方も含めて、津波が終わって復興が完遂する、まだ100%の普及率になっていないと思うのです。それは3年過ぎているから支払わないといえばそれまでかもしれませんが、ただ既設のあれといっても3年過ぎている分がいっぱいあると思うのです。新しく建てたのは義務づけられているからやらなければならないよと。新しくつなぐ既設の家についてだって、どこが該当するのです。山田処理区外だと思うのです。山田処理区だけではとりあえずそういう部分の災害のために受益者負担金取らないということは、俺は山田処理区だけだと思っているのです。自分で決めた、オーケーしたのは。災害に遭わない例えば豊間根下水道費、やっぱりこれは受益者負担金というのは払わなければならないと思うのです。利をこうむるのなもの、それだけでも。だから、そういうことなので、20万が10万になったのは受益者負担金に充当するみたいな話だと、結果的に受益者負担金取っているということになるよね。取ったみたいな形の中の理由だよ。そういうことです。

あと、消防水利の考え方を私は聞いているのです。だから、この間の返答だと海は水利に入っていないよと、それはポンプ自動車がさびるとか、海水だからどうのこうのと、それは理屈的にはわかります。ただ、水利計画を立てて面積を起こすとき、要するに直径140メートルごとに何らかの部分の施設がなければならない、これも水利の中にうたわれていますよね。その中に該当するかしないかというのは、要するに水利基準というのは通常40トンの水を毎分1立方メートル以上で、かつ連続して40分以上給水可能なものを水利というのでしょうか。それに当てはまっていない部分は水利から抜いているために、前回の報告の中でまだ197個も足りないよと出ているわけだ。それは正しいと思うのだ、俺は。それが何でこの間93個、それはできたからと、そうかもしれない。ただ、カウントする部分ができた

から……90個か、何個なの、70基ぐらいできたことになるよ。豊間根の部分を俺は差し引かせた、20トンの防火水槽から何から。ただ、河川も含まれるので、河川改修をやって、いつでも水が引けるとい  
う、うちのほうで勝山1区には消火栓だとか何から一つもないです。ただ、すぐそばに川があるとい  
うことで、あそこはカウントしなくてもいいのです。そんな形で水利計画を立てているのです。だか  
ら、これはさっき言ったように法の第21条第1項の規定により、消防水利として指定したのはどこな  
のですか。確認。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

受益者負担金についてでございます。委員おっしゃるとおり受益者負担金、必要なところと必要で  
ないところと、不公平であるということでございます。山田処理区におきましては、供用開始から3  
年以内に接続しなければならないというのが下水道法において定められております。それに基づきま  
して接続率を上げていくというのが我々の仕事でございます、その促進のためにこの制度をつくり  
まして、接続促進を図っているわけでございます。接続を促進して、下水道の接続率を上げるとい  
うことは、きれいな水を海に流すと、ひいては環境の改善、そして水産業の発展ということにつなが  
てまいります。ですので、このような制度を使ってやっているわけでございますので、どうぞご理解  
のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（吉川淑子）

いいですか、7番。簡潔に質問をお願いします。

佐藤補佐。

○消防防災課長補佐（佐藤正彦）

それで、消火栓の基準ということでお話がありました。まず、山田町全体なのですけれども、消火  
栓は全部で253基あります。でも、基準に該当するのがそのうちの150基となっています。防火水槽は147基  
あります。基準に該当するのは107基ということで、この基準という言葉を使いますけれども、適合水  
利が今の数になっています。

それで、基準の部分でうちのほうで見直しをことしかけて、数が93という数になって、今不足して  
いるということで見直しをかけたところです。

以上です。

（「委員長、ちょっと進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ただいま総括の時間でございます。特別会計も含めるのではありますが、ある課に、部署に、ある

いはある予算科目に特定するような質問については、それぞれ款別に設けているわけですので、そのような進行をお願いしたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

それでは、7番、最後です。

○7番尾形英明委員

そのとおりで思っていました。ただ、総括の意識の中で私たちが考えている部分と皆様が解釈するのは、私は法的な、数字的な部分は聞いていません。ただ、どういう解釈をとってやっていますかということを知っているのです。その中で数字が出てくるだけなのです。理解してほしいのですよ、それは。

（「理解しません」と呼ぶ者あり）

○7番尾形英明委員

何で。一般質問の中で俺はやって、答弁そのものもそのとおりのだけけれども、要するに理にかなわない部分をお互いに理解していない部分の中でやっていったらば、討議にならないです。ある程度了解した形の中でいかないというと、次に進まないのではないのですか。これも1つになるの。

○委員長（吉川淑子）

はい、そうです。

○7番尾形英明委員

そんなことはねえべ……わかりましたが、立ってればいいんだな、いつまでも。

○委員長（吉川淑子）

いや、そうではなくて……

○7番尾形英明委員

そういうことで、私が言っているのは消防水利の考え方、さっき言ったように法的な部分の中でちゃんと行ってください、これ。何を根拠にこれを基準にして、そういう管理をしているのです、そして全体93と言ったのは、10番議員が議場で質問した中で返答が93になっているのです、数字的に。そのとき、あなたは霊堂だか何かはできると言ったでしょう。今できないと言ったらば、足りないのは93個でなくなってしまうのでないですか、数字的に物を言えば。だから、そういう部分、何を根拠に拾って93個足りなかったのだから。現在197個あって、足りないのは158ですよって何を根拠に言ったのか、その辺を私は聞きたいのです。

○委員長（吉川淑子）

町長。

○町長（佐藤信逸）

委員会の運営について少しご相談をしたいというところで、若干の時間をいただいて協議したいと思いますが、議長も含めて。いかがでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 23 分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開いたします。

7 番に申し上げます。質疑内容が特化しておりますので、言葉に注意し、品位を持って発言していただきたいと思います。それぞれ会計の款項目に従って質問していただきたいと思います。あくまでも答弁も質疑も簡潔にお願いいたします。進行にご協力ください。

それでは、総括質疑にまた入ります。まだどうぞ。

○7 番尾形英明委員

どういう意味だかわからないのですが、わかりました。私が難しいこと言っているのではないのです。中身的に決めた、何を根拠にしてこういう形になっているのかというのを聞いて、多分条例の中にあるとか法の中にあるとかという話で来ると思うのです。だから、消防水利として指定しているのが山田町は何を根拠に指定したのか、それでどういう形の中で動いたのかということで再確認しているのです。それが一般質問の部分での返答が、要するに海は水利に含んでいませんとか、川は入っていませんとかで、入っているのはプールと消火栓と防火水槽だけですか、それは何を根拠に決めて、どういう形の中で動いているのか。しかも、最終的には、私これ最後にしますけれども、だから数字の変化というのは……

○委員長（吉川淑子）

7 番に申し上げます。質問の時間、款項目に従って言える項目がありますが……

○7 番尾形英明委員

総括でしょう、今。

○委員長（吉川淑子）

今は総括ですけれども……

○7 番尾形英明委員

款項目関係ないでしょう。違いますか。全体的に聞くのでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

款項目に従って、水道のことであれば水道、消防のことで……

○7 番尾形英明委員

それなら一問一答になってしまう。

○委員長（吉川淑子）

ですけれども、進行に協力していただきたいということを申し上げます。よろしいでしょうか。

○7 番尾形英明委員

いや、わかりません。ただ、そういうことで返答をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

では、小林課長。

○消防防災課長（小林達広）

消防水利につきましては、委員おっしゃるとおりに河川であるとか海であるとか、プールであるとか、そういったので例示が掲げられておりますけれども、あくまでも各市町村で指定したものが消防水利となっておりますので、現在、山田町では消火栓、あと防火水槽、プール、この3種類が指定水利として定められておるところです。

○委員長（吉川淑子）

ありがとうございます。

次に質問受けます。8番。

○8 番関 清貴委員

私からは3点ほどお伺いいたします。

総合計画なのですけれども、今年度、30年度は85事業、22億7,450万9,000円ですか、それが計上されていきますが、これは当初の総合計画による計画どおりの進捗なのかどうか。パーセントで言えば、30年度で3年が経過するわけですが、何%ぐらいの予算の配分だったのか教えてください。

あと、被災を受けた7分団の消防屯所でございますが、被災を受けたにもかかわらず交付金事業とか、何で前期の総合計画のほうにのらなかったのか、わかるのであれば教えてください。

あと、2点目ですが、道路網の基本的な整備の考え方を教えてください。まず、役場の前の道路が、8メートルの立派な道路ができました。私もこの辺の近くに住んでいたのですが、かなり区画整理事業の便利さというか、姿がわかって、これなら災害が起きても立派な道路で、火事で結構焼けたところもこの辺多かったのですが、そういうものの対策になるのかなと考えていましたが、私が先日一般質問でいたしました後楽町の龍昌寺前の道路、あそこは6メートルから5.6の幅員がとれるから十分であるというような考え方なのですが、今であればまだ家屋も建っていないようですので、できれば広くして、何かあったときの、火災から防げるのではないかなと思うのですが、その辺をお聞かせください。

3つ目ですが、三陸鉄道なのですけれども、三陸鉄道運営費補助、これは毎年出ていますが、近々開業するに当たってマイレール運動の盛り上がりというのはどのように考えているのか。また、山田駅も30年度の秋ごろには完成するようですが、全員協議会では観光情報発信をしたいという駅のつくりをするようですが、観光協会のほうに委託するものと私自身思っていたのですが、その辺の進捗状況はいかがなものかお聞かせしてもらいたいと思います。

以上3点。

○委員長（吉川淑子）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

1点目の総合計画について、当時平成28年度からスタートしておりますが、その時点からどの程度の進捗かというご質問です。全体の28年から29年度、あるいは30年度の見込みの累計については、ちょっと検証はしておりませんが、当初の計画策定時は30年度については計画額は831億で、今回ローリングで見直した計画額は261億ということで、当初計画よりは30年度事業については進捗が数字だけ見ますと後年度にずれ込んでいるという認識を持っております。率については累積等を検証しませんので、この場ではお答えできませんので、後ほど資料がありましたらお示ししたいと思います。

2点目の消防署がなぜ総合計画前期計画にのらなかったかについてですが、消防署の庁舎の災害復旧については27年度に事業化をして、28年度に繰り越しで、今年度事故繰りして完了という形でしたので、予算計上は28年度の事業を総合計画事業からは掲載がしていないということになります。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

後楽町の道路のことについてですけれども、まず新しく国道のほうが整備されまして、そこからの出入り口部分、約40メートルまでの区間につきましては拡幅ということで6メートルにしております。それで、そこから龍昌寺の手前ぐらいまでも大体6メートルということになっておりますので、道路の通行上では十分ではないかというふうに考えております。また、区画整理が国道からの出入り口の部分に入っていますので、区画道路の考え方としましては6メートルということで整備しております。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

JRから三鉄に移管の関係でお答えさせていただきます。

マイレール意識というのは、委員おっしゃるとおり今後とも必要になってくるものでございます。わかりやすい事例で申し上げますと、山田町民号というのがございまして、おとしでしたか、走らせております。そのようなものを具体的に企画なんなりをして、身近なものにしていきたいと考えているところでございます。

それから、駅舎の管理については観光協会というご発言がありましたけれども、答弁書では観光協会という答弁はしてございません。適切な団体に委託を考えているという答弁でございますので、そのように訂正をさせていただきたいと思っております。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

済みません、5つの質問ということですが、私の頭の中では3つに分類していたもので、総合計画を踏まえた7分団屯所が何で交付金事業の対象にならなかったか、これは回答が今ありませんでした。

あと、道路網の整備については、鳥居補佐が言うのは本会議で課長が述べたとおりでございます。私はそれ以外に、まちづくりの上では防災上必要なのではないかとということでお聞きいたしましたので、またよろしく願いいたします。

あと、観光協会とは答弁書では答えていないと。でも、観光情報発信をするのは、ではどこが観光発信をするわけですか。どの業者になるのか、どの団体になるのか、それすらまだ固まっていないということと解釈していいのですか。

○委員長（吉川淑子）

川守田課長。

○建設課長（川守田正人）

道路整備、防災上必要ではないかということでございます。町で実施しております区画整理事業等については、宅地の整備、道路の整備とあわせて消防水利についても計画的に配置しまして、それが消防水利を設置する基準の範囲にちゃんと入っているかということも見まして、必要な消防施設の配置というのを事業の中で実施しているところでございます。

龍昌寺の道路の部分については、龍昌寺から関谷方面に向かう道路の部分が狭い状況になっております。その部分については、両側に住宅が張りついていて、これから道路を拡幅するにしても非常に難しいだろうというふうに考えているところでございます。国道から龍昌寺までの区間だけについても交互交通ができるのではないかとというようなお話もあるわけですが、そこまで通行できるようにしたとしても、今度車を回転する場所がないというような問題もございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

先ほどの消防の復旧のほうは庁舎のほうを言って申しわけありませんでした。7分団の総合計画上の計上をなぜしなかったかという部分ですが、28年度からスタートの総合計画策定時に企画財政課のほうで後期計画のほうに事業を回すように査定をしております。その結果、今の計画上は計上がなしという状況にあります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

陸中山田駅の管理の関係で答弁させていただきます。

一般質問の答弁では適切な団体を見きわめ、そこに委託をしていくという答弁としてございます。委員おっしゃるとおり、そういう設定になれば、例えば従来まで観光案内をしまいいりましたし、被災後も道の駅等で観光案内をお願いをしてきた経緯がございます。その経緯、経験等からすれば、その団体が対象になるということは予想といいますか、考えているわけでございますが、現時点で固有名詞を挙げて契約をすとかお願いをすとかという言明は控えさせていただきたいと思うところでございます。ご理解をお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

7分団屯所については後期計画のほうにのせる予定で、被災を受けた当時からそのように検討していたということで、本会議でも復興企画課長がそのように答弁していたので、あの辺が声がちょっと弱かったので、トーンが弱かったので、本気かなということで、また。これではっきり皆さんが入る前でお聞きしましたので、そうすれば後期計画、もうあと東京オリンピック終わってすぐの年度ですので、ぜひその辺計画に盛り込んでいただければ地域の人たちも喜ぶますし、分団の方々もいろいろ頑張りようが出てくると思いますので、その辺についてお願いしたいと思います。

あと、分団関係では震災前だとポンプ車の購入も年度ごとに更新していたのですが、それらも総合計画のほうにはのっていないのですけれども、これの更新の計画というのは考えていますでしょうか。ポンプ車のほう、それをお聞かせ願いたいと思います。

道路網の整備については、私は何も幅員が狭いからとかでなくて、防災上、火災の類焼を防ぐのに効果があるので、今の時期が一番適當ではないかなというものです。狭い幅員でどうしようもないというところは、それは現実的に考えて無理なのは無理だと思います。可能なものをできるだけやったほうがいいのではないかとということで、そうすれば宅地も張りつけるのにいいのかなという考え方のもとで質問いたしました。

そして、特に一方通行に関しましては大型車等の通行を規制するとかなんとかという案もあるかと思えます。あと、第1番目はバス路線だと思いますが、それらについても考えられると思いますが、それらについて住民の方々がぐるっと一回りしなければ自分の家に戻れないという不便さも感じながら、町並みが、道路が整備されたことをきちんと踏まえて、バス路線の変更と大型規制をして、あそこの一方通行をできるだけ解除したほうが近隣の方々はいいいのかなということで、これを提案するわけでございます。

次に、観光協会のほう、私はどうしても観光の情報発信ということで頭がかたくなっているのか、もう観光協会というふうに取り組みして、そのようにやっています。この前観光協会と意見交換会をしました、議会と。そしたら、まず何の相談もないと、そしてまた本拠地となる場所もないようなご意見も伺いました。それについて町のほうではこれからどのようにするかというのは、ここでは無

理かもしれませんが、それらも踏まえて、ぜひそれらを考え、していただきたいと思います。

そうすれば、総合計画のポンプ車と道路網と一方通行についての2点だけを再質問させていただきます。

○委員長（吉川淑子）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

総合計画上の各分団のポンプ車の更新についてですが、28年度に1台更新をしております。30年度はごらんのおり予算書のほうには計上ありませんが、31年度と32年度は当初の計画からポンプ車の更新が予定されております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

川守田課長。

○建設課長（川守田正人）

交通規制の関係でございますが、新年度から地域公共交通網形成計画というのが進められるわけですが、実際にバス路線の変更とかなったとしても、交通規制の変更については公安委員会で決定するというような形になりますので、町のほうで独自でそこを一方通行を解除するというようなことはできません。ですので、ここは公安委員会で最終的には決定することになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

8番、簡潔にお願いいたします。

○8番関 清貴委員

わかりました、簡潔に。あと、再質問はありませんが、今の建設課長の答弁は本会議でもお聞きいたしました。何か2回も同じことを言わせるような質問の仕方ですけれども、2回質問したということはそれなりに進展した回答が来るかと思って期待を込めながら質問して、なおかつ自分でも建設的な意見だと思ってお伝えしたので、今後ぜひそれらを踏まえながら町道の整備等には努めていただきたいと思います。

以上で私の総括の質問を終わらせていただきます。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

私からは仮施設の7月退去の件で一般質問を行いましたけれども、ちょっとわからないなというところがありましたので、またお願いいたします。払い下げを受ける業者についてなのですけれども、かさ上げた土地に建てるという場合なのですけれども、平地にしてから、戻してから公募するとい

う状況もありまして、仮設店舗を解体、そして公募、そしてまた公募した土地に建てるというわけなのですけれども、この期間がどれくらいかかるのかと、その間は仕事場がないわけなのですが、なりわいのほうはどうするのかというところをどういうふうに考えているのかをお願いいたします。

2点目は、外来患者の通院の足の確保についてなのですが、山田病院の訪問診療とかも打ち切りになった患者さんもいらしているようなのですけれども、一番バスとかが使えなくて、車の手配もできないという状況で、タクシーとかそういうのを使わなければならないという状況があると思うのですが、そういう面での経済的な負担軽減とか、そういうのをどういうふうに考えているのかをお願いしたいと思います。

3点目は孤独死についてなのですが、仮設とか災害公営住宅で孤独死は山田の場合あるかどうか、孤独死を防ぐためにどのような方策を行っているかどうかをお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

仮設施設の質問ということでお答えいたします。

町有地の公募については、基本的には上物がない状態での公募ということがこれまで基本となっておりますので、そのような取り扱いとなっております。

（「期間」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

失礼いたしました。1つ目の質問の件につきましては、本会議の中でも委員から質問が出た部分でございます。かさ上げ地から移ってということでのお話でございますが、今お聞きになっているのは、町有地の部分に仮設が建っているところで、移る際に解体して、撤去してから手を挙げて、公募になってから建てるというふうなお話だと思いますが、補佐が今言いかけては、基本的に公募をかけて、そこに本設というふうな流れになる際には、例えば仮設店舗が建っている状態でのその土地の公募というのは今できないと、いわゆる更地でなければできないという流れになってございますので、委員がおっしゃられたようなことでの公募というのはまずないということになります。

ですので、その後にお話になられました移っている間の期間とか、仕事の間どうするのかというのについても、今我々の想定している中ではそういった件は出てこないというふうに考えてございます。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

通院患者、高齢者の足の確保、経済的な軽減について考えていないかというご質問ですけれども、

足の確保に関しましては高齢者がふえる中で本当に生活支援のサービスをどうしていくかという大きな問題となっております。今後庁舎内での関係課との相談、それから庁舎外の関係機関といろんなご意見とか相談をしながら、どのようにして確保していくことができるかということは考えてまいりたいと思っております。ただ、現在のところ、すぐの経済的軽減というのはまだできないでいる状態でございます。

○委員長（吉川淑子）

濱登補佐。

○健康子ども課長補佐（濱登新子）

孤独死の件につきましてお答えいたします。

残念ながら仮設住宅、災害公営住宅におきましての孤独死は山田町もでございます。どういう取り組みをしているかといいますと、まず社会福祉協議会の生活支援相談員がほぼ毎日のように仮設のほうを見守りしておりますし、健康子ども課でも被災者支援員が定期的に高齢者の方の見守りはしております。また、月1回、支え合い会議を実施しているわけなのですが、その中で関係者が集まってお互い情報交換しながら、気になる方はさらに重点的に見守りをしたり、あと近所の方から情報を得ながら、近所の方からも様子を伺うなどしております。

以上になります。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

仮設施設の関係ですけれども、山田の場合は2年ほど前になりますか、仮設から仮設の移動もありました。やはりその時点でも物をただ運ぶだけではなくて、いろんな大変な思いをしながら移ったわけです。そして、ただ2年ほどたって、やっと落ち着いたところでまたという状況が出ているのですけれども、14件まだ意向が決まっていないという人もいますし、決まった人の中でも本当に無理してやりました、自分のところは土地があるからいいけれども、ないところは本当に大変ですよということも言われています。私は、7月退去というのは山田には合わない時期なのではないかと思うのですが、この期間を変える予定とかはないかどうかを伺います。

2点目なのですが、患者さんの足ということなのですが、3カ月ほど前に社協の方とお話して、すけっと君の場合、1台しか町にないわけなのですが、山田の患者さんの場合は、車がない人の場合はタクシーかすけっと君を利用して、交互に利用しているとかやっているのですが、そういう場合、やっぱり経済的負担が大きいからどうにかありませんかということをお社協さんに3カ月ほど前に伺ったところ、そのすけっと君も赤字覚悟でやっているということなのですが、やはりそこに対しての支援というのが町のほうにもやってほしいというのが、私としてもそこを強く求めたいところなのです。本当に足の確保で大変苦労しておりますので、そこをお社協のほうとかそう

いうところと連携してやっていただけないかどうかを伺います。

それと、孤独死についてなのですが、数字的な部分をもし教えていただければお願いします。いろんな方策をやっていただいているのはわかりました。自分の経験なのですけれども、昨年11月、災害公営で2人の高齢者、ご夫婦なのですけれども、2日間床に倒れて動けなくなっていたという状況がありまして、あと半日おくれたら本当にだめだった可能性があるねと言われたのですけれども、まずこれ本当にこれからの高齢者の見回りとかの警鐘になるのではないかと思うのですが、そういう面でこのことは課長にも伝えてありますが、これを起きないようにするのが一番大事なことだと思うのですけれども、本当はその時点で発見できる可能性があったのが社協さんだったのですけれども、そのことについて何かしらお話をしたかどうかを伺いたいですけれども。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

1つ目になります。委員おっしゃられたように事情がありまして、仮設を移してまた仮設という部分もございます。これは境田仮設が主なものになりますが、今おっしゃられたようなところは本会議にもお話をされていまして、ご理解いただいているところということでございますが、改めて申し上げますが、期限を定めて統一しておかなければならないというところでお話しさせていただいておりますが、7月退去というのがその線でございます。こちらに向けまして、繰り返しご答弁申し上げますが、その中で個々の事業者と話を進めてまいりたいというところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

社会福祉協議会等のストレッチャーの移送サービスにかかわる支援という部分ですけれども、確かに全国的に見ますとそういった事業者に対する支援を行っている市町村もございます。具体的にどのような形で行っているかという部分につきましてもこちらのほうで勉強させていただいて、タクシー業者さん等との連携もとりながら、そここのところを今後考えていきたいと思っております。

○委員長（吉川淑子）

濱登補佐。

○健康子ども課長補佐（濱登新子）

孤独死の件数についてですけれども、今年度こちらで把握している部分としまして仮設1件、公営住宅1件になっております。

○委員長（吉川淑子）

昼食のため休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開します。

午前中に引き続き総括質疑を行います。会議の進行について、質疑、答弁、簡潔明瞭に行っていた  
だき、進行にご協力お願いいたします。6 番。

○6 番木村洋子委員

よろしくお願いします。また1点目からなのですけれども、仮設店舗の底地の部分はわかったよう  
な気がします。上物の部分についてなのですが、仮設店舗なのですけれども、山田の被災者の場合は  
被災前の話なのですけれども、店と自宅が一緒のケースがほとんどというか、そういうケースが多か  
ったと思うのですが、今回は家を建てました、店もというのは本当に大変な状況があるのです。です  
から、上物の部分についてもグループ補助とかが使えるにしても、結構な値段であります。やはりそ  
こら辺を考えて、家もだし、店もだしというのは本当に大変な状況があるというのを考えてほしいと  
思います。そういう状況があるのだけれども、それを踏まえて今回のような時期が設定されたという、  
そこら辺がどうしても理解できないのですけれども、そこももう一度お願いします。

2点目ですけれども、今の山田のこの状況を見て、一番手っ取り早いという言い方はあれなのです  
けれども、できそうなことは、すけっと君をもう1台とか、もっと普通の軽乗用車タイプのような、  
そういうのを入れれないかなというところが一番早いのではないかなと思うのです。タクシーだけで  
はどうしても5,000円もかかる場所もありますし、病気によっては本当に月に数回とか、何回も行か  
なければならぬケースもありますので、やはりすけっと君の部分で何とか台数をふやしてもらえ  
るようにしてほしいと思うし、社協のほうも請け負うというか、そういう形であれば考えたいとい  
うことを前に話されておりましたので、そういうところをよろしくお願ひしたいと思うのですが、それが  
可能かどうかをお願いします。

3点目の孤独死の場合なのですけれども、これからはふえてくるのではないかなという、そういう  
懸念があります。仮設と違って、本当にドアを閉めれば何の音も聞こえなくなりますし、そういうと  
ころもありますので、これは社協さんとかだけではなくて、いろんな多方面からやっていかなければ  
守っていけないというのがやはりありますので、その中心となるのが町だと思うのです。ですから、  
これからはしっかりとやってほしいという願ひを込めて、最後にまた一言お願ひしたいと思ひます。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

1つ目でございます。午前中の部分でお答えしたとおりでございますが、委員がおっしゃるとおり  
それぞれの事情というのを把握してございます。その上でもう一度お話しいたしますが、ある一定の

時期に線を引いて、一斉に相談に乗らなければならないといった事情がございましたので、そこに向けてまして個々の事業者と改めて話をしているというのはそのとおりでございますが、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

移送サービスの増員についてでございます。現在山田にあります移送サービスはストレッチャーが1台、あと車椅子対応が2台ということになっております。ストレッチャーの利用が訪問診療が減ったことによってふえているというのは事実でありまして、予約がとりにくいときもあるというのも聞いております。この件に関しては、台数をふやすことによって解消されるものなのか、そこもちょっと検討していきたいと思っておりますけれども、全体的な利用の頻度とかについても検討してまいりたいと思っております。

○委員長（吉川淑子）

野口課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

3点目のひとり暮らしの死亡という点についてですが、これまでの活動を継続しながら、見守り等を継続して実施していくということで、今後も最善の努力に努めるというところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

最後になりますが、仮設店舗の業者さんの声を拾ってみたのですけれども、すごく大変な状況だということは伝わるのですけれども、中にこういうふうに言った方がいまして、津波で生き残っても、生きているほうが苦しい、あのとき死んでしまったらよかった、そう悩む業者さんもいるのです。そのほかにも要望書とかも出ていますし、本当にこれが山田町に合った時期の設定なのか、やり方なのかということも、これからも考えてほしいと思います。期限ありきではないと思うのです。やっぱりその状況に応じた対応というのが自治体に求められているところだと思いますので、そこをお願いしたいです。そして、ほかの自治体の件もありますけれども、このやり方は合っていないのではないかと、そういう声が届いて、国のほうも検討するという時期に入っていますので、そういうのも考えて、よろしく願いしたいと思います。

2点目のすけっと君のほうなのですけれども、社協のほかにも作業所でもやっていますが、そちらも本当にいつも手いっぱい満員で、なかなか予約がとれないのですけれども、社協のほうもそのとおりなのですが、作業所のほうははっきり言っていつやめるのかなというような、なかなか資金繰り

のほうも大変なようなのですけれども、やはりここで社協のほうに何かしらそういう通院の軽減策をさらに充実したものにしてもらうように、連携しながらやっていってほしいと思います。

孤独死のほうですけれども、先ほど言ったとおりなのですが、津波で何とか生き残った方々なので、孤独死とかそういうなくなり方をしないように、何とか皆さんで、議員もですけれども、頑張っていくのが本当に大切なことだと思いますので、よろしくをお願いします。お願いします。

○委員長（吉川淑子）

質問を受けます、総括。5番。

○5番田老賢也委員

1点だけお願いします。町の今後の財政のことについてなのですけれども、あらましの7ページと見ると、今のところ経常収支比率も県内平均よりはいいようなのですが、その下のところの記述を見ると、斎場の建設とか給食整備などで今後町債の残高がふえるというようにも書いています。棒グラフ見ても年々ふえていますし、あとはそれ以外にも柳沢に観光関連の施設も検討しているということですし、あとは災害公営住宅関連の償還が始まるということで、そういう意味で今後大分財政の弾力性がなくなってくるのかなと思うのですが、その部分に関してどのように考えていますでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

それでは、私のほうから今後の財政運営という観点でお話しさせていただきます。

まず、町債残高でございます。これは平成17年度のあたりではたしか100億程度だったと記憶しております。これがピークでございました。そのときの実質公債費比率というのが17.6%ありました。これが実質公債費比率が18%を超えますと許可団体になると、起債の自由度がなくなるということで、これは大変厳しい状況であるということで、そこから投資的経費の縮減を図りながら起債を抑えてきたという経緯がございます。今実質公債費比率で言いますと、28年度決算ベースで8.7%ということなので、当時の半分以下ということになっております。なぜかといいますと、これ平成22年度に山田町が過疎団体に指定されました。そこから過疎債というのが活用できるようになって、それまで一般の公共債といいますか、余り交付税算入率のうまみのない起債といいますか、これが残高の半分以上を占めていたわけです。これがだんだん減ってきて、今で言うと過疎債だけで25%ぐらいの残高になると見込んでおります。

それから、あともう一つは起債の交付税交付率の高い臨時財政対策債というのがあります。これは全体の30%ほどあります。例えば震災前の平成22年度と比べますと、臨時財政対策債と過疎債だけで28%ぐらいでした、総額に占める割合が。これが今5割ほどになってきます。そういった意味では、いかに交付税算入率の高い過疎債、臨時財政対策債というのがこの恩恵を受けているのかわかるかと思えます。

今私交付税に算入されるという話をしました。ただ、交付税というのは、一般的に考えられているのは交付税のある一定割合が地方に配分されるという理解があると思うのですけれども、そうではなくて、まず地方財政計画というのが国で定められます。その中で地方の税収、それから地方譲与税とかそういったものが何割ぐらいあるのかと、そしてその少ない部分、それで足りない部分を、需要に係る経費を交付税で交付するというのが交付税の仕組みです。そういった意味では、実は交付税の総額って上がっていないのです。そうすると、だんだん年々交付税が目減りしていくというのが、実は地方財政計画が今ちょっと縮小傾向にありますので、そういったこともありますので、今後は実質公債費比率というよりは経常収支比率のほうが主要になってくると思います。今の見込みでは、平成32年度までの見込みでは現在と同じような八十数%程度で推移するのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

わかりました。ちなみにですけれども、それ以降がどんなふうになるかというものの予想は立てていますでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

平成33年度以降、これから新しい大型施設が、斎場、それから学校給食センターと予定されているわけですけれども、その辺も見込んで、平成33年度までは今見込みを立てております。平成33年も先ほど申しました経常収支比率は同程度であるというふうに見込んでおります。恐らくその程度で続いていくのかなと今のところは考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

そういうふうに推移していくというのであれば、役場のほうでは今のところ問題ないというふうには考えていると思うので、それであればいいのですけれども、今後どんな事業をやるにしても、結局資金の面というか、予算が必要になってくると思いますので、そういうことを考えると、本会議とか委員会でも何回もしゃべっていることなのですけれども、ふるさと納税を本当に力を入れてやってほしいなというのを強く思っていて、自治体の努力でふやせる数少ない予算だというのは前回とかもしゃべっています。県内の他の自治体を見ると、北上で7億ですか、沿岸の自治体見ても陸前高田が4億とかそのくらい集めているという状況で、山田はおととしが8,000万だったのが去年7,000万ぐら

いになって、またことし6,000万切るのではないかというふうな感じで、年々減っていつてしまっているような状況です。岩泉とか大槌とか、そういった山田よりも自治体の規模が小さいようなところを見ても9,000万とか1億近く集めているということなので、そういうことを考えていくと、やっぱり山田ももっと頑張って取り組んでいかなければならない分野ではないのかなと思うのですが、そのところはどうか考えますでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

確かに委員さんおっしゃるとおりで、実は2月末の時点で、今現在はふるさと納税の収入が5400万程度になっております。これ前年度同期と比べますと約8割程度です。1,400万程度下回っている状況でございます。その主な要因は、返礼品の主力であるウニ、イクラ等、サケの不漁によって数量が確保できていないということで、県外の方の寄附が97%ぐらいあるのですけれども、その部分が目減りしているといった状況です。

実は30年度のふるさと納税は前年同額の8,000万計上させていただきました。今こういう状況にありますけれども、あくまで下方修正をしないと、最低限これまで予算額に示してきた、計上してきた額を目標としまして、引き続き収入確保に努めていきたいということで、担当課のほうと、水産商工課のほうともこれから頑張っていきたいという考えでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

ウニなりなんなりの部分で確保ができないところもあって、減っているということなのですが、以前本会議とかでもしゃべったとおり、必ずしも商品ではなくてもいいと思うのです。いろんなやり方があると思っていて、本会議でこの間一般質問で海童丸のことも言ったのですが、例えば不定期は多分取ると思うのですが、それなりの遊漁船なりなんなりはどう考えているのかわからないのですが、例えば許可を取るものの費用というのを使途として指定して、返礼品ではないけれども、その部分で海童丸を使って山田で体験観光できるようなのとか、そういう形で集めるとか、いろいろ方法はあると思っているのです。せっかく今いろんなそういうサイトなりにも充実してきているのに、使わないというのはもったいないと思っているのですが、その部分というのはどうか考えていますでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

ふるさと納税、もちろん物品による返礼品に限らず、例えば雪かきとか、今事例はいろいろあるわ

けです。そういった意味では、まだまだ可能性はいろんな面で広げていくことができるのかなと思っております。それが収入につながって、町民の福祉の向上になるということであれば、これはぜひ進めたいということは職員のほうも考えてございますので、これからそういったことも含めて検討させていただければと思います。

○委員長（吉川淑子）

9番。

○9番阿部吉衛委員

今5番委員のほうからお話がありましたが、海童丸の件、水産商工課にちょっと何点かお聞きしたいのですが、私はきのう船の検査も受けて、盛んにことしの活動に向けて進んでいます。その中で海童丸をフルに使えるのは、どうしても航路とかいろんなあれがあると思うのですが、これを山田で委託を受けてもいいという方がいるのですが、その方に対してどのような答弁が出るのか、これが1つ。

それから、町長が3月の3日に無人島体験ツアーを子供たちにしてあげたいということが新聞に載っておりました。これも特別国立公園になるということで、かなり山田の町長も力を入れているのかなと思いました。この海童丸をフルに使ったクルージングとか、そういうのを私も盛んに昔の陸中丸に乗っていたガイドさんとか、そういう方にも声をかけております。そういう面で、1年間フルに使えるような体制をとって、子供たちがいつどこから来ても、内陸から来ても、あるいは山田に9校小学校がありますが、その小学生等でも体験ツアーをして、棚を見せたりとか、そういうものをしてあげたい。1カ月待ちとかそういうのがないように、いつでもどこからでも応募が来たら対応できるようにして、山田に収入を上げて。

また、これ前の陸中丸ということで、昔はお祭り等でも陸中丸を使いました。その中でも、どうしても山田は県北バスのほうの航路ですか、そういうのを使うと宮古に全部持っていかれるようなあれがありますので、どうにか水産商工課で、この間も山田町観光協会とお話がありました。かき小屋とツアーでクルージングをやりたいと、そういうお話もありましたので、これを兼ねた山田の、来年は山田も駅が通って、これから観光に力を入れていかなければならないと思うのです。それで、ことしは準備期間ではないかなと思っています、私。そのためにも必ず何とか海童丸、それからB&G、シーカヤックとかそういうグループもみんな呼んで、山田町が子供たちのために、今6年、7年になりますが、海も知らないで育っていった子供たちがいっぱいいます。この子供たちが毎年大人になって、次家庭を持って、引き継いで傳承していくような仕組みをつくっていくような町づくり、これが人口減少対策にもつながるのではないかと考えています。思い出づくりが、これが一番大事だと。そういう中で航路の件、早くできるのかできないのか。

それから、これは鈴木副町長にお願いがあるのですが、私去年の9月の一般質問のときにオランダ島の質問をしましたが、環境省ということで、ことしトイレとか脱衣所、これどこら辺まで進んでい

るのか。あとはのり面、これは岩手県に多分なると思うのですが、この辺の回答も、最後の質問になると思うのです、鈴木副町長。私が来たときに、最初にオランダ島と一緒にいったのが鈴木副町長でしたので、最後の私の……どのような状態になっているのか。早く進めていただきたいと思っていますので、そこら辺の回答をお願いします。

それから3問目ですが、129ページ、鯨館のことなのですが、去年の5月の28日に陸中ライオンズクラブが桜の植樹をいたしました。その中で、ことしは天候不順なものですから、それであそこは瓦れき撤去の施設だったので、地盤が固くて、根が生えなくて、かなり死んだ桜もございます。そこで、ことし多分うちの陸中ライオンズクラブは35周年式典ということで、補植を記念事業として取り上げておりますので、水産商工課になると思うのですが、植樹をやるについてこれから調査したり何だりすると思うので、その中で桜が何本生きているのか死んでいるのか。それで、今あのままだと必ずまた植えても根が生えません。もっと大きく穴を掘って、黒土なんか入れてやらないと、幾ら何回植樹をしても死ぬと思うのです。それで、これからの計画と、今はまだ死んでいる状態なので、藤原さんなんかの委託等もこれからやらなければならないと思うのですが、ライオンズクラブもこれを補佐したいなということで、そこら辺のご回答をお願いしたいなと思っていました。これが3点目です。

それから、4点目、ことしは寒さと雪が多いです。それで、大型が多いので、ひび割れしている道路がいっぱいあります。それで、今北浜でも佐藤商店の所とか、5個6個穴がたっています。これ山田町で多分凍ってひび割れたところがいっぱいあると思うのです。それで、ある程度回って歩いて補修工事をお願いしたいと思います。うちのほうのところは一番水がたまって、困難しております。水がたまっているために、どかどか行くためにみんな穴が掘れて、深さ20センチぐらいになって、バンパーとか当たっているような状態なので、そこら辺の補修、これは4つ目は要望をお願いします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

1点目の海童丸の件についてお答えいたします。

海童丸については、現状では町の所有として、直営で海の学習での活動やイベントの乗船などということで考えております。委員さんご指摘のとおり、観光にまず使って町の活性化に役立てたい、そういう思いは私どもも持っております、今年度につきましては運航に必要な旅客不定期航路とか、あともし海のことをさわるのであれば遊漁船の資格、そちらを取るように準備を今進めているところでございます。

その上で委託先ということでございますけれども、委託管理に加えて、観光客が来たときに受け入れられる体制ですとか、そこら辺を勘案しまして、ご提案をいただきながら考えていきたいと考えております。

2点目のオランダ島の整備のスケジュール感についてでございます……

(「副町長でいい」と呼ぶ者あり)

○委員長 (吉川淑子)

では、鈴木副町長。

○副町長 (鈴木 裕)

ご指名いただきましたので、オランダ島の整備についてご回答させていただきます。

前回の議会でも申し上げましたように、オランダ島、そして山田湾のオランダ島の周辺、国立公園の1種というのに格上げして、海域公園を設定したということで、国立公園の中でもワンランク取り扱いを上げてもらって、環境省の直接の整備を得る段取りをつけたところです。その決定は、この年度内に正式に発表できるようになるのではないかとというふうに考えております。

その上で、今環境省のほうで流失してしまった更衣室とトイレについての設計をしているところです。砂浜がちょっと小さくなった関係もあって、波の当たりがあるということなので、土台の検討に大分時間を要しているということで、その設計が間もなくでき上がってくる状況になっております。実際にいつから工事になるかというところ、早くて30年度、来年度の補正で何とか潜り込めればそこ。難しければ31年の当初から着工できる段取りというふうになっております。

栈橋の補修、崩れて危険になっているのり面、昔から親しまれていた周遊の遊歩道、これについてはどこまで整備できるかも含めて、現在復興庁のほうと財源のほうについて検討を日々しているところです。きょう、いつ審査が行われるのかというところの報告はできませんが、最後まで責任を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 (吉川淑子)

建設課長。

○建設課長 (川守田正人)

船越公園に植えた桜の件でございます。昨年ライオンズクラブさんからご協力をいただきまして、桜の植樹をさせていただきました。大変ありがとうございました。その中で、やはり仮植えした桜、土が悪かったのか、大部分死んでいるというような状況がありました。ですので、今年度も35周年ということで桜を提供いただけるということですので、今回はその辺をうまくやりながら、ちゃんと定着できるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、道路の補修の件です。道路パトロール等をやって適正な維持管理には努めているところですが、いろいろ皆さんから情報提供をいただきまして、目の行き届かないところもあろうかと思っておりますので、そこは実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番阿部吉衛委員

ありがとうございました。

○委員長（吉川淑子）

次、11番。

○11番菊地光明委員

私からも何点か質問したいと思いますが、1点目につきましては本会議でも言ったアワビの混獲ですけれども、それについては水産商工課さんが一生懸命頑張っているということで、ここは認識したいと思いますが、1つそれに伴って、今漁民の方々が言っているいそ焼けに対する認識はどう思っているのかを教えてください。

それから、建設課さんに。復興事業も全部順調に進んでいるようですけれども、国道、県道、町道、いろいろとありますが、掘り返し規制はどうなっているのかを教えてください。

それから、3点目ですけれども、4月から新斎場が活動するのですけれども、それについての管理体制はどうなっているのかを教えてください。

それと4点目、今盛んにオランダ島の話が皆さんから出るのですけれども、同じ国立公園である船越大島の現状をどう考えているのかを教えてください。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私からは1点目のいそ焼けについてお答えいたします。

本町におきましては、海藻が全く生えなくなるといった大規模ないそ焼けという報告はありませんけれども、海藻の生育不良となっている場所についてはそういった情報は聞いております。海藻の生育不良というのになりますとアワビやウニの生育に影響があるということで、今後漁協や県などと情報を共有しながら、必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

2点目の掘り返し規制についてですけれども、新たに整備してからアスファルト舗装に関しましては3年、コンクリート舗装について5年間、掘り返しの規制をかけております。

○委員長（吉川淑子）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

3点目の新斎場の管理運営体制についてお答えします。

現斎場と同様に、管理運営委託方式としまして運営することとしております。管理対象となる施設規模や機械設備の対応面などから、今までの1名体制を見直し、2名体制の業務体制として委託方式

とすることとしております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

船越大島の現状の認識といったご質問でございますが、船越大島に関しては千畳敷の部分であるとか植生、鳥類とか自然環境につきましては大変貴重なものだと認識しております。観光面等に利活用するためには、以前ありました観光船等という話もあるとは思いますが、現状では利活用はちょっと難しいかなと考えておりました。

○委員長（吉川淑子）

11番。

○11番菊地光明委員

わかりました。1点目のいそ焼けですけれども、いそ焼けについては認識しているようですから、漁師の方々がよく回って見て言われるのは、いそ焼けが激しくて、端的に言えばアワビのちっちゃいのが海藻を求めて上のほうへ上がってくると、上がってきて次は何をされるかという、カモメに食われている。この認識なのです。今のように海藻が不足しているというのは余り聞こえてこないと言われているのですけれども、やはり放流する以上はそれらも関係機関と協議して、調査したほうがいいと思うのです。

それともう一つ、いそ焼けの原因ですけれども、漁師の方々が言うのは、防潮堤を一気につくったために、コンクリートが山田湾に来ているために、それで山田湾もいそ焼けが激しいのではないかという話をよく聞かれるのです。科学的根拠がないので、それは私が答弁できる範囲ではないのですけれども、一応こういうのを町としてどうなのか、研究できるのか相談してみますということでしたので、これらについての認識をお願いします。

それから、掘り返し規制、アスファルトは3年、コンクリート5年、これは国道も県道も町道も同じという認識でいいのですね。そうした場合、掘り返し規制に該当して、復興しようとしている人たちの事業の影響はないのかどうか、あるとしたら大変なことになるので。

3点目の斎場の管理ですけれども、委託は2名体制で決まったようですけれども、どういう経緯でどの方に委託しているのか。もう4月1日から開業すると……開業という言葉はおかしいのでしょうか、斎場に対して。開設するのであれば、新しい方々に訓練というか、そういうのもしないと間に合わないと思うので、それらについても詳しく教えてください。

あとは、船越大島の利活用が現状は難しいのであれば、本質的に本来あそこは特別国立公園ですから、そういう利活用が難しいのであればあそこには人を上げない工夫をしないといけないし、また今の話で千畳敷という話が出てくれば、千畳敷に行くまでの道路をつくらないとだめなのです。あそこ

今草ぼうぼうですけれども、草ぼうぼうになったのを今から刈り払いしますよと、道路をつくりますよといったら、レンジャーは多分許可を出さないでしょう。特定、特別の国立公園地内だから、例えば昔船越湾漁協さんたちは杉の木を切りたいというときも許可にならなかったし、雑木も切ってはならないということで、あそこは昔からそれがあってはならないというので、1年に1回道路をつくるためにちっちゃいうちに切っていたのですけれども、あそこもうできないので、町とすればあとは野鳥が自然のままになるというか、そういうことに、あそこは人が上がらなければ野鳥のすみかですから、・・・・・・・・研究のためにも残しておくのだから、そういうこともありますので、本当に活用しないということであれば、それらについてもちゃんと本当にそうなのかをまず教えてください。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

それでは、私のほうからいそ焼けの原因ということについてお答えいたします。

いそ焼けというよりも生育不良ということでお話しさせていただきますが、原因の一つとしましては春先の海水温がまず高くなるということで、それが原因でウニの活動が活発になりまして、海藻が成長する前に根こそぎ食べられてしまうというのも、それも要因の一つのようですので、海水が高温になればそういった傾向になるというのは言われております。

もう一つ、防潮堤が原因かということに関しましては、ちょっと科学的根拠というのありませんので、お答えはできません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐藤補佐。

○建設課長補佐（佐藤哲也）

2点目の道路の掘り返し規制なのですけれども、道路法で原則3年は規制がかかっております。ただ、個人の方が家を建てるとかしたときに道路から給水しなければならないのですけれども、それは認めております。国、県も基本的には道路法で定められていますので、原則は3年ということになっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

3点目の斎場の管理運営体制の関係ですけれども、資格者名簿に登載されて対応可能である2社を指名して入札を行おうといたしましたが、1社が辞退した関係で、リアス環境管理株式会社のほうと随意契約することで進めております。また、今の管理委託業者であるJAライフセレモさんとは今月

中にはリアス環境と引き継ぎ等を含め、協議の場を持ちまして、スムーズに運営が引き継がれるよう対応しようとしているところです。

あと、今月中旬ぐらいには火葬炉メーカーのほうで火葬炉指導等をリアス環境に行って、そちらの研修期間を設けて対応していく予定としております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

船越大島の件についてでございます。今委員さんおっしゃられましたこれまでの経緯、船越漁協の草刈りのお話ですとか、そういう面も含めて現職員の中で少し認識が足りない部分があったと思います。そこら辺も含めまして、過去の経緯等掘り起こしまして、今後検討させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

11番。

○11番菊地光明委員

まず最初に、私ふだんは興奮しているのですけれども、興奮しないので、静かにしゃべっているのですが、間違いましたが、今……という名前を出したところは削除してほしいと思います。個人名、会社名というか、出してしまいましたので、お願いします。

最初に、ではいそ焼けにつきましては海水温の上昇によってウニが食べると、そのとおりです。せっかくウニ、アワビを放流しているのに、ウニが食べたらウニが大きくならないということもあるので、そして防潮堤の科学的根拠は私もないのです、コンクリートですから。ですから、これらについては一応漁協や関係機関と協議して、本質的に昔のように防潮堤を何十年の間隔で区切ってきたときのコンクリートは出ないと思うのですけれども、今回のように二、三年で一気にあのくらくらくというものはあるかもしれないので、それらについては検討をお願いしたいと思います。

2つ目の掘り返し規制なのですけれども、3年です。そうした場合、私が言っているのは復興事業に影響はないのかということなので、例えば国道45号線の歩道に国道ができましたけれども、下水管とか水道管、あとは町道やなんかも全て設置済みであるというのであればいいのです。もしそれがなかったら3年間掘り返しできないので、それらの影響がありませんかということなので、それらについて再度お願いします。

あと、斎場につきましてはリアス環境さんに4月1日からするというのは理解しました。ただ、現在働いている職員の方々へのケアというか、対応は町としては考える余地もないのでしょうか、今現在やっている農協さんはどういうケアをしようとしているのか、わかったら教えてください。

あとは、船越大島につきましては皆さんで共通理解をして、船越湾漁協さんとも共通理解して、本

当にこのままちゃんと後世にそのまま残していくのか、それらについても協議してほしいと思います。

○委員長（吉川淑子）

佐藤補佐。

○建設課長補佐（佐藤哲也）

掘り返し規制ですけれども、今の区画整理、低地部の工事しているのですけれども、下水管、給水管は設置済みということで認識はしております。今後掘り返しするのであれば占用の協議をしていただいて、それで対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

昆課長。

○町民課長（昆 健祐）

3点目の今の斎場の管理業者であるJAライフセレモさんの職員の方々へのケアということでございますけれども、まず今の斎場については農協さんのほうから供用開始当初から何十年と、きょうのきょうまで委託業者としてお世話になってきているわけですが、先ほど補佐が答弁いたしましたけれども、指名競争入札をしようとしたらば辞退をされたということがございます。内々にお話を聞いたならば、体制がどうしてもとれないと。今長崎のほうで葬祭所のほうの業務もされているわけですが、そういった部分での職員体制がとれないというお話は聞いておりました。そういうことで、町のほうとしてのケアということになると、委託契約で業務をお願いしている関係でございますので、その辺はちょっと町のほうとしては考えてはおりません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

11番。

○11番菊地光明委員

いそ焼けと船越大島につきましてはわかりました。いそ焼けについては関係機関と一生懸命頑張っ  
て、せっかく放流しているのですから、それなりに頑張っしてほしいと思います。船越大島については  
組合さんと一生懸命協議してください。

あと、斎場についてはわかりました。町民課さんが一生懸命やってくれたということも。

それで、問題は掘り返し規制なのですけれども、私の記憶で多分去年だったか、全員協議会  
のときに北浜の歩道には入っていないという答弁を受けた記憶があるのです。俺の記憶が間違いでなければ、  
ですから、北浜の国道に本当に入っているのですか。俺全員協議会で建設課から受けたのとちょっと  
違うような気がして、それで本当に入っているのかどうか教えてください。

○委員長（吉川淑子）

後藤課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

新しい国道の北浜地区の歩道に水道管が入っているかどうかということのご質問ですが、全ての歩道ということではないですが、北浜の歩道にはうちの配水本管が入っているという形になってございます。

（「入っていないところもあるということなの、そうなれば」と  
呼ぶ者あり）

○上下水道課長（後藤清悦）

一部入れられないというところとか、使われないようなところには入っていないという形になります。

（「下水管も」と呼ぶ者あり）

○上下水道課長（後藤清悦）

下水管も同様に、使われないようなところには入ってございません。

○委員長（吉川淑子）

11番。

○11番菊地光明委員

何を基準に使われないとか使われるということ、そもそも道路には入れておかないと、これから大変でしょう。3年間、その周辺の方々は例えば端的にお店で復活するか、工場で復活するか、何かで復活をしたいとき、横の連携がちゃんといってればいいのですけれども、いざ個人の方々が来たとき、ここは使われないと思っていたから入れておきません、あとは3年間掘り返しはできませんとなった場合、大変ではないですか。俺大変だと思うんだ、本当に。横の連携がうまくいってればいいのですけれども、後からそこに建てたいと思った方々に大変なことが起きるのではないかと思うのですが、でも今使われないところだと思っているということですので、そういう方々にはここは使われないところだと言うのでしょから、それはそうであれば私はいいですが、町民のことを考えるとちょっと納得ができないけれども、まずそういうことであればそれでいいですよ。

○委員長（吉川淑子）

答弁できますか。川守田課長。

○建設課長（川守田正人）

復興事業に伴いまして区画整理事業を入れている部分、宅地がちゃんと換地されている部分については、上下水道もちゃんと接続するような形で配置されております。

○委員長（吉川淑子）

ほかにございせんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

総括に係る質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時05分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開します。

次に、歳入の質疑を行います。項目につき3回までとしますが、質疑の際にはページを示し、審議範囲を逸脱しないようお願いいたします。また、先ほどから何度もお願いしておりますが、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いします。予定時間も過ぎておりますので、重ねてお願い申し上げます。

それでは、1款町税の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌委員

19ページの軽自動車税、滞納繰越分のところですが。これは昨年度も聞きましたけれども、これが増加している、昨年より。それを説明お願いします。

あともう一点は、たばこ税です。税金の算定方式がちょっと変わっていますが、その説明をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○税務課長補佐（佐々木克博）

12番委員さんの質問についてお答えします。

まず、軽自動車税の滞納繰越分ですが、昨年度より数字がふえているというのは、結論から言いますと実情の部分でございます。ただ、こちらのほうの解消も含めてですが、さまざまな収納対策の上で解消には努めている次第でございます。実際の予算の計上としましては、11月末現在の滞納繰越分の調定額をもとに、滞納繰越分の徴収率等を考慮しまして推計したものであります。ですので、どうしても前年度が残ってしまいますと少し上向いて出てしまう状況ではあります。こちらでもコンビニ納税等の推進と、こちらのほうも滞納繰越分の実施を行っておりますので、それで解消していく方向で考えておりました。

たばこ税のほうですが、算定根拠が変わった理由は、今まで従来算定ですと、震災直後のものを基準に全て考えておりましたが、直近の推移とかなり変わってきておりますので、こちらのほうを見直させていただきました。この223万7,000本というのは、ここ3年間の毎月の平均の本数であります。その12カ月分ということで見越させていただきました。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

1点目のほうからです。1点目のほうの滞納繰り越しになる原因というのは、廃車にしなかったからというのが今までの答弁だった。そこを解消できない限りはこれ残るのだから、その対策はしたのかどうか。

あともう一点、たばこ税については去年までの算定方式だったら実際よりも少なく見積もったわけだ、実際の話。今回これで正当なと言ったらおかしいけれども、評価の税額になったと。悪いのだけれども、去年もこういうふうな体制をとっていれば、もう少し税収が見込めていたと、その辺の理解はどうですか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○税務課長補佐（佐々木克博）

軽自動車税のほうであります。委員さんご指摘のとおり、昨年確かに廃車の部分等での滞繰分というのが残っているのも事実であります。今年度その辺の対策も行っておりまして、そちらは減少している傾向であります。ただ、やはりどうしても残ってしまうのが死亡なされた方が廃車しないで、そのまま残してしまっているというのがあります。これは、これからの時期になりますけれども、来年度の課税前のところを一度精査をして、解消していくような方法で体制のほうは整えておりますので、その辺は縮減していくものと考えております。

あと、たばこ税の件なのですが、こちらもご指摘のとおり昨年までの部分を見直したということで、昨年はもう少し予算使えたのではないかということで、私たちもその辺を見直している部分であります。ただ、こちらのほうにあります単価のほうなのですけれども、実は実際の単価ではなくて、こちらのほうも少し低めに見ております。というのは、来年度以降増税とかの影響でこちらのほうも減少するものというのも含んでおりますので、あえてこちらのほうも単価で若干含み損というか、その分は調整させていただいているつもりでおります。このあたりはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番さん、いいですか。

○12番山崎泰昌委員

はい、オーケーです。

○委員長（吉川淑子）

次、8番。

○8番関 清貴委員

私からは3点ほど。

17ページの町民税個人の分ですが、滞納繰越額が若干ふえているのですが、これは町民税の滞納者

がふえる傾向にあるのか、それともこれは調定時期のタイミングで滞納繰越分がふえたのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

もう一点ですが、次は町民税の法人なのですけれども、これの法人が去年は均等割が292法人ということであったと思うのですが、ことしは409法人になっていると。会社の数がふえたのかどうか教えてください。

次に、18ページですが、固定資産税の軽減税額なのですけれども、これが若干ふえていますが、このふえた理由というのは軽減する土地等がふえたのかどうか、その辺をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○税務課長補佐（佐々木克博）

8番委員さんの質問にお答えします。

まず、1点目の町県民税個人分の滞納繰越分ですが、こちらも先ほどの軽自動車税の考え方と似ているのですが、予算計上時の滞納繰越額から翌年度の部分を想定しておりますので、あくまでも決算ベースではない部分があります。よって、11月末時点にほぼ近い時点での滞納繰越額より見込み率等を加味しておりますので、実際の滞納者がふえているということではないと思っております。実際に現状の平成29年度の収納状況等を見ますと、昨年度の決算ベースとほぼ同額の推移を今しておると見ておりますので、繰越額は実際は少し減るのではないかと考えております。ただ、ちょっとこれもまだ今現時点での予測でのお話になりますので、この辺でとめさせていただきたいと思っております。

あと、法人の均等割の法人数であります。こちらも実は昨年より計上方法をちょっと見直させていただいております。法人のほうも含めてなのですが、昨年までは震災の部分の数字を大きく加味しておったものですが、ことしから直近の3年間の調定の平均等から割り出すように方法を変更しております。そのために、見た目昨年度292法人が409法人となっておりますが、これは実際に調定を起こした数ということで計上させていただいております。よって、申告した法人数というようなカウントの仕方しております。こちらは必ずしも1法人が1回というものではないですので、累計というような形になりますので、実情は下の法人税割額の数字にほぼ近いものとなる予定であります。このときの法人数が、確定ではありませんけれども、323法人と見ております。ですが、その法人数もちょっと乱暴な数字になってしまいますので、実際に申告した数ということであれば409法人ということで提出させていただいております。

あと、固定資産税の軽減の関係でございますが、こちらのほうは昨年より数字がふえるということです。これはどういうことかといいますと、大きく変わってくるのが東日本大震災の関係の軽減とか減免の関係であります。これは、家屋が建ってくれば建ってくるほどこの数字がふえてくるものと、簡単に言うとそういうことになります。というのは、取得した際に土地、家屋ともなのですけれども、

代替取得の特例と被災代替住宅用地の特例等、特例のほうが入ってきますので、取得する数が今まだ増加傾向にありますので、これはしばらくこのような形、軽減税のほうが多くなるような形になるものと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

理解いたしました。こうして法人税の法人数が変わるのを見ると、かなりこの数字が果たして確かなものかどうか、ちょっと疑問に思ったのでお聞きしましたが、来年以降もこの方式で算定していくということになりますか。

2つ目の質問です。1点目の質問は、滞納繰り越しについては時期的な点で理解いたしました。2点目の均等割法人の増のあれは、来年以降も申告する法人の数でいくのかということをもた質問いたします。

そして、軽減税率ですが、これから家屋が建ってくるので、しばらくの間続くということですが、これはやはり家屋が建ち終われば軽減税率は減るというふうに理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○税務課長補佐（佐々木克博）

8番委員さんの質問にお答えします。

まず、2点目で質問されました法人税の関係なのですけれども、まずは当面はこの方法でいきたいと考えておりますが、現状の法人の動向を見ますと必ずしもそれが合致するとは限らないと思っております。なるべくならば現状のもので算出できればなと思っておりますが、どうしても町外法人の減少というものがそろそろ見え始めてくると思っております。どうしても法人税は半年おくれで、最大2年おくれというような形ではね返ってくるものもありますので、その辺の動向を見ながら予算計上は慎重に行いたいと考えております。

3点目の軽減の件ですが、こちらはある一定の期間、例えば土地とかであれば全額減免が何年かたつと2分の1になる、それがまた1年経過すると減免がなくなるとかというふうな形の制度のものもございますし、家屋も同様に期間がある制度でございますが、建築する数と経過年数によってその辺は数字が動いてくるものだと思います。山田地区の住宅がまだ盛んとことし建っていくものと思われるので、この軽減に関してはしばらくは横ばい、もしくはちょっとふえるかもしれないという見込みも立てております。

以上です。

○8 番関 清貴委員

はい、わかりました。

○委員長（吉川淑子）

よろしいですか。次に。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

質疑を終わります。

2 款地方譲与税から13款使用料及び手数料までの質疑を許します。どうぞ。12番。

○12番山崎泰昌委員

1 点だけ。22ページ、国有提供施設等所在市町村助成交付金、これがわずかですけれども、減額になっていますけれども、今までずっとこれは一定の金額で来ていましたけれども、何が原因で減になったのか、これからも減るおそれがあるのかどうか、そこを聞きたいです。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

それでは、国有提供施設等所在市町村助成交付金、この減額という理由についてご説明いたします。

これは、例年11月から12月ごろ交付となっております。今年度の29年度の交付実績が619万程度となっております。これは前年と比べますと95%、減少傾向にございます。それを加味して、前年より10万程度ということで計上しました。これ一般に基地交付金と呼ばれるものでございまして、国のほうで総務大臣が決定して配分するというので、その中で調整が出てきます。そういったこともありますので、ここは若干弱含みで見させていただきました。

以上です。

（「今後は」と呼ぶ者あり）

○財政課長補佐（佐々木義之）

今後もまだ31年度の予算計上のときには、やはり30年度の実績、これを見て計上したいと考えています。増となってくれば、それはまたそこに連動して見合いの額を、10万程度になるかとは思いますが、そこら辺で上下していくとは思いますが。

以上です。

○12番山崎泰昌委員

はい、わかりました。

○委員長（吉川淑子）

次、8番。

○8 番関 清貴委員

私からは3点ほど伺います。

25ページ、商工使用料、家族旅行村施設使用料、前年度より減っているわけですが、お客さんが少なくなる見込みで減らしたと思うのですが、歳入は家族旅行村のケビンハウス等の修繕費に充てる予定があるかどうかということです。

あと、その下のまちなか交流センターの使用料、これがふえているのですが、たしかこのセンターは商工業者のほうに特化したような施設だというような回答をいただいています、使用する方々がそのような傾向になっているかどうかお聞きしたいと思います。

次に、26ページのコミュニティセンター等使用料が入っているのですが、これは中央コミュニティセンターだけだと解釈していいか、それとも地区のコミュニティセンターの使用料が入っているのか。もし地区のコミュニティセンター使用料が入っているのであれば、使用料の徴収事務はどこがどのようにやるのか教えてください。

以上3点お願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

それでは、まず第1点目の船越家族旅行村の施設使用料についてお答えします。まず、減額となっておりますけれども、こちらにつきましては現在復興の工事の業者が使用している割合が多く、その分を不安定要素であるということから除いた金額で算定したものでございます。この財源につきましては、家族旅行村管理費の特定財源として充てられるものでございます。修繕に関しましては、必要に応じて随時修繕していくということで考えております。

次のまちなか交流センターの使用料に関連した利用者の件についてお答えします。まちなか交流センターにつきましては、まちなかのにぎわいを創出するために使用するといった目的の施設でございます。商工業者はもちろんのこと、まちなかで活動したいといった、サークル活動ですとかその他会議、集まり、そのような形で一般的に使われているものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

続きまして、コミュニティセンター等の使用料についてお答えします。

こちらのほうは、各地区にある集会所のほうも含めた使用料となっております。使用料の徴収事務のほうにつきましては管理人さん等から報告書をいただきます。その上で、教育委員会のほうで納付書のほうを送付しています。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

家族旅行村については、そういうことかた目に予算を見たということですが、修繕等にとりあえず一回りケビンハウスの修繕は終わったわけですか。残っているのはありませんか。それを確認したいです。

あと、まちなか交流センター、結局これはいろんなサークルの人たちが利用して、商工業者の伸びというのは特に特出するようなものではないということと解釈してよろしいですか。

次に、コミュニティセンターの使用料ですが、管理人がいるコミュニティセンターはいいのですが、いないコミュニティセンターもあるかと思うのですが、そのような場合はどのようにしていますでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

水産商工課、佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

1点目のケビンハウスの修繕についてお答えします。ケビンハウスにつきましては、その現状に應じて必要な部分の修繕をしていく方針でやっております。おとしになります、床が落ちるとか窓枠がもうぼろぼろになっているとかという理由で、1号棟につきましては予算を計上しまして大規模改修、リフォームを行ったところでございます。その他の棟につきましては、今現状を確認しながら、必要な部分を修繕するといったところで対応しているといったところでございます。

次のまちなか交流センターの商工業者の利用についてですけれども、利用者の内訳、ちょっと今手元にございませぬけれども、利用件数につきましてはおおむね去年よりも各月3倍ぐらいのペースで伸びてきている中、サークル活動の皆さんも定例的に使っております。それから、商工業者の勉強会などでも使われております。ですので、どちらがどうというわけではなく、両方に使われているといった認識でございます。

○委員長（吉川淑子）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

コミュニティセンターについてお答えします。

常駐している管理人さんがある施設と鍵の貸し借りのほうをお願いしている管理人さんもございます。そちらの管理人さんのほうで日誌等も一緒に管理をしていただいていますので、そちらのほうと情報共有をしながら事務のほうを進めております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

コミュニティセンターについてはわかりました。

家族旅行村については、必要なものを修理するというのは当たり前のことですが、ただ収入があるうちにきちんときれいにするというか、整備していたほうが、後で赤字状態で整備するよりはいいのかなということを感じるわけですが、その辺についてまた回答をお願いいたします。

あと、まちなか交流センターについては、できるだけぎわいを見せるような利用の仕方をできるように、使い勝手のよいということで、ぜひ申請書等もできるだけその場でできるようなのをお願いしたいと思います。

家族旅行村だけまた質問いたします。よろしく申し上げます。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

では、家族旅行村の修繕の部分でございます。こちらにつきましては今補佐が説明したとおりで、入ってきた収入につきましては全ての管理費の中に充当するということが基本で行ってございます。ただし、大きな修繕等につきましては財政のほうとも協議をいたしまして、いわゆる収入で入ってくる中だけで当然できないこともございますので、その辺につきましては財政と相談しながら、直さなければならない状態になったときは協議の上、今後も修繕していくということを進めてまいりたいと考えております。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

ちょっと確認ですが、23ページの地方交付税に関してのことなのですが、かなり減っている部分なのですが、災害復興特別交付税が減のためのものなのか。新しくつくっている道路の認定をやって、そのあれがまだ中身にはね返ってきていないのかどうなのか、確認したいと思います。

あと一つは、26ページの教育使用料、総合運動公園ラグビー・サッカー場の件についてなのですが、新しい施設の料金は上げないでやっていくのか確認したいと思います。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

私のほうから地方交付税の件についてご説明させていただきます。

ご質問の内容は恐らく震災復興特別交付税のことだと思いますけれども、震災復興特別交付税は基本

的には一番大きなのは復興交付金事業の地方負担分を国が、定義は……、もう少しわかりやすく言いますと、復興交付金事業には財源として、まず国費分としてそれぞれの事業費があるのですけれども、その分です。要するに復興事業の数が減っていると、進捗によって減っているということでこの分が反映されたということでございます。主にはそれが原因になります。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

続きまして、総合運動公園ラグビー・サッカー場についてお答えいたします。

人工芝化のほうを今年度いたして、来年度よりも利用していただく形になりますが、利用料等については変更せず、利用していただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

地方交付税のほうなのですけれども、災害復興特別交付税が下がっただけの減額か。私は、要するに普通交付税のほうの道路認定の部分を含めて数がふえていると思うのですよね、新しい認定した部分で。路線が長くなっていると思うのですが、そのはね返りというのはないのですか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

今の件ですと、普通交付税ということになります。あくまで普通交付税の予算上の算定については、先ほど5番委員さんのほうでも回答しましたけれども、国が示す地方財政計画、これの規模と、あと過去の実績も踏まえて、基準財政需要額がどのぐらいあって、あとは基準財政収入額がどのぐらい伸びていくのか、その差し引きで計算するものがございますので、個別算定の経費をもって費用は算定するのですけれども、国の地方財政計画が一番影響出てきますので、そこを主に見ながら算定していますので、その点をご理解いただくようお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

あとございませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

2款地方譲与税から13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を許します。8番。

○8 番関 清貴委員

私からは29ページの公立学校施設整備費国庫補助金 1 億2,626万3,000円、給食設備費の補助ですが、これの国庫補助金は何分の1とかという補助率かどうか、確認いたしたいと思います。

あと次に、31ページの自殺対策緊急強化事業補助金、これの本年度の事業計画を教えてください。

次に、その下の被災者健康づくりサポート事業費補助金、これが昨年度に比べて減額になっているのですが、何で減額になったのかお聞きいたします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、1点目の公立学校施設整備費国庫補助金についてお答えをいたします。

工事費の中で交付対象事業費というのが文部科学省のほうで定められております。その対象事業費の2分の1が補助になるということでありますので、その分を計上させていただいております。

○委員長（吉川淑子）

濱登補佐。

○健康子ども課長補佐（濱登新子）

2点目の自殺対策緊急強化事業の補助金についてお答えします。まず、今年度の事業としましては、看護師さんを雇いまして対面型の相談事業、それから家庭訪問による鬱スクリーニング事業、あとは自殺予防講演会などを実施しております。

3点目の被災者健康づくりサポート事業の補助金の減額につきましては、この事業の対象者が仮設入居者に限るものでして、入居者が減ってきておりますことによって事業が縮小といたしますか、特に被災者支援員の賃金減によるものが対応したものになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8 番。

○8 番関 清貴委員

そうすれば、学校給食の補助金は交付対象額があつて、その2分の1と、かなりそうすれば低いなどと思って見ましたのですけれども、この財源で今年度着工するでしょうから、わかりました。ありがとうございます。

次に、自殺対策緊急強化事業、これ結構豊富な事業メニューでことしも頑張るようですが、金額的には27万という補助金ですが、ぜひ自殺者が少ない町となるように、この辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、被災者健康づくりサポート事業、これは対象者が応急仮設住宅に入居している方々なので、

このような事業になったということですが、引き続き災害公営住宅等に入っていますが、それらの手当てというのは別の面でふえているわけですか。よろしくをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

濱登補佐。

○健康子ども課長補佐（濱登新子）

被災者支援の補助金は、県のほうは仮設住宅入居者になります。そして、再建された方、復興住宅に入られた方は国の被災者支援総合交付金のほうで、そちらの補助金をいただいて、同じように活動しております。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

ありがとうございました。質問は以上で終わりますが、ただ災害公営住宅に入られた方、結構いろんな話が、孤独になっているとか、ひとり悩んでいるとか、そのような情報が入ってきます。耳にしますので、それらについてもよろしく対応方お願いして私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

28ページをお願いします。4目です。地方創生推進交付金、地域商社だと思っておりますけれども、歳出のほうでは6,400万でくくりになっているからちょっとここは聞きたいのですけれども、もし地域商社だったらこの金額で拠点づくりから何かからできるのか。

次は29ページ、3項の2目です。年金生活者支援給付金支給準備事務委託金、今までもこの事業はやっていたはずですが、なぜ今年度こういうふうなのが出てきたのか。

次は30ページ、4目1節です。これはどういうことなのか、これは単純に説明をお願いします。

次が32ページ、4目です。これちょっと全体的に聞きたいのですけれども、林業も水産振興も減額になってきているのですが、農業だけ増加の傾向にあると。これが県の方針なのか、あとは町としてこういうふうなのを要望した結果こういうふうになったのか。

以上、お願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

1点目の地方創生推進交付金についてお答えいたします。

この歳入に関しましては、歳出のほうは地域商社開業支援等業務委託料、交付率2分の1に相当する額ということで計上させていただいております。業務内容につきましては、平成30年度中に地域商

社を設立するための事業運営体制の構築、ファンド構築のためのお取り寄せサイト等の構築、運用、観光商材を提供するための仕組みの構築といったようなところとなっております。

○委員長（吉川淑子）

船越補佐。

○町民課長補佐（船越海平）

2点目の年金生活者支援給付金支給準備事務委託金についてですけれども、これは給付金の準備をするという名目で、実際には電算事務の改修事業に充てております。内容的には年金事務の共通化として、全国の年金事務の帳票関係とかそういうのを一本化しようという試みで進めておるものでございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○建設課長補佐（佐々木政良）

では、3点目の公共施設管理者負担金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、事業は柳沢北浜地区土地区画整理事業の中で、震災を受けて防災対策というところで岩手県の防潮堤の事業が区画整理事業の中に入ってきたことに伴う、県事業者から防潮堤用地の見合い分の用地費をいただくというところで要求する部分でございます。3カ年で要求しておりまして、30年度では計上させていただいております4,565万5,000円を区画整理事業側で収入として受けているといったこととなります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

4点目の農業の県補助金の増加についてお答えいたします。

多面的機能支払交付金の町の要望としての増加が結果としてあります。現在4団体で実施している多面的機能の支払交付金なのですけれども、来年度6団体で実施する予定となっております、増加となっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

長嶺次長。

○農業委員会事務局次長（長嶺泰弘）

同じく4点目の農業の増なのですけれども、農地利用最適化交付金というやつ、去年はなかったのですけれども、今年度から農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さんが農地利用について最適化

の活動をした場合に、その活動時間とか目標に対する成果によって交付金をいただけるということで、支出は全部報酬ということで、委員さんの報酬に充てるための交付金、今年度から月2万円掛ける12カ月掛ける12人ということで計上しております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

4点目の今の説明は、もう全協でも聞いているので、わかりました。町の方針とするのだったら、それはそれでいいですから、しっかりとやってもらいたいと思います。

あと、3点目もわかりました。2点目も了承しました。

1点目のところなのですけれども、だからこの2分の1の補助であるからって、それで設立までこぎつけれるという計算なのでしょうけれども、もう一点聞いているのは、どういうところに拠点とかをつくるのかということ聞いたはずだけれども。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今委員さんのいただいた質問の件でございますが、29年度からは委託しているわけでございますけれども、30年度の予算の中では今補佐が申した部分と、あと今委員おっしゃられた部分についての検討も委託の中身として入っております。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

今の事業を進めていくために、ではどこをベースにとというか、基地にして活動をするのだと。拠点とかつからないのかと、そこを聞く。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

先ほど申した部分が、実は拠点の部分はどこにするかといったようなのを検討するのも含めて、30年の事業の中に委託として入っているということでございます。

○委員長（吉川淑子）

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を終わります。

16款財産収入から21款町債までの質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌委員

1点目は予算の概要のほうからお願いします。4ページの財産収入のところです。防集の宅地の売り払い、これについてです。知りたいのは、売るだけ売って、あとはもう減少したのかということと、もう一つはもしも残っているとすれば、件数はいいですけども、町として金額ベースでは押さえていると思いますけれども、その金額が聞きたいです。

あと、予算書40ページ、下から2番目の仮施設有効活用等支援事業助成金、これについての説明と、あともう一つはその上にあります田の浜コミセンの太陽光発電売電料、これなのですけれども、売電についてはずっと言っているのですけれども、こういうふうに公設の施設でもできるのだから、今後町として町有施設につくってやるようなことは考えないのか。また、これもずっと言っているけれども、船越小学校にもあるのだから、そっちのほうのもそろそろまた考え直してもいいのではないかというのをちょっと聞きたいです。

○委員長（吉川淑子）

大山課長補佐。

○建築住宅課長補佐（大山博幸）

防集の収入についてでございます。減少になりましたのは、いずれ宅地の売却を進めてきたということでございます。引き渡しがない残地についての件数と、その金額面というようなことかと思えます。件数につきましては、予算を積算した時点では43件です。金額につきましては、この予算を算定する上で積算の仕方としまして、売却代金の、全体で売った代金の35%を貸付料、65%を土地の収入というような形で積算をしております。ですので、65%だとしますと9,869万9,510円という形でこの予算は積算しております。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

続きまして、予算書40ページの仮施設有効活用等支援事業助成金の内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、歳出でいけば仮施設撤去工事費に対する中小機構の助成に当たる部分でございまして、内容につきましては町有地に建設されている4棟分の撤去工事に対する助成となっております。

○委員長（吉川淑子）

古舘課長。

○財政課長（古舘 隆）

私のほうから総括ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、今後建設する施設について太陽光発電を考えたらということですが、今の売電単価等を考慮しながら、総合的にやはりこの施設には必要だというような判断で、今後は設備を整えていきたいと考えております。

あと、既存の施設の部分につきましては、ちょっと内部で今後研究させていただきたいと考えております。学校には学校に設置したそれなりの理由がありますので、それら基本的な趣旨に沿うような感じで内部で検討させていただきたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私からは34ページ、駅前駐車場貸付料ですが、これ若干金額が去年と違っているのですが、これは毎年駐車場の貸付料は変わるのかどうかということをお聞きいたします。

あと、次の同じく財産貸付収入で旧山田病院貸付料とありますが、これについては今議会で話題になっています7月退去、これも関連性が出てくるのかどうか、何社ぐらい入っているのか教えていただきたいと思います。

あともう一つ、先ほど12番委員のほうから質問があったので、仮設店舗の撤去4棟分ということですが、年度内にはもっと撤去があるのかなと思うのですが、ここに同じように追加で補正等に入れる予定になるのですか、その辺をお聞きいたします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

1点目の駅前駐車場の貸付料の金額の増減についてお答えいたします。

昨年度の当初予算計上時におきましては一応予定ということで、見積もりの金額でもって計上していたところですが、金額のほうは確定しておりましたが、この金額については今後変わることはございませんので、今後は同じ金額で計上していくといったこととなります。

○委員長（吉川淑子）

芳賀補佐。

○財政課長補佐（芳賀善一）

それでは、関委員のほうにお答えいたしたいと思います。

旧山田病院貸付料の関係で、何社入居しているかという質問ですが、現在3事業者が入居いたしております。それで、7月退去の産業復興棟取り壊しの関連についてであります。現在1事業者が入居を予定しているところであります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

3点目の仮設の件ですけれども、委員おっしゃるとおり今後必要に応じて増額させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

それでは、1点だけお伺いいたします。最初に質問した駅前駐車場の貸付料は、これは平米数で貸しているのですか、それとも台数で貸しているのですか、その辺を確認いたしたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

駅前駐車場の貸付料ですけれども、駅前共同店舗の使用区画数に応じて、1台当たりの金額で貸し付けております。

○委員長（吉川淑子）

よろしいですか。そのほか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

16款財産収入から21款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入全款の質疑を終わります。

————— ○ —————

○委員長（吉川淑子）

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会といたします。

午後 3時01分散会

## 平成30年予算特別委員会 会議記録（第2日）

開催議会	平成30年第1回山田町議会定例会		
開催場所	山田町中央コミュニティセンター2階集会室		
開閉会日時	開議	平成30年3月9日（金）	10時00分
	散会	平成30年3月9日（金）	14時04分
委員の出席状況			
総委員数13名のうち 出席11名 欠席1名（欠員1名）			
議席番号	氏名	出欠	備考
1	阿部 幸一	出席	
2			
3	佐藤 克典	欠席	
4	黒沢 一成	出席	
5	田老 賢也	出席	
6	木村 洋子	出席	
7	尾形 英明	出席	
8	関 清貴	出席	
9	阿部 吉衛	出席	
10	坂本 正	出席	
11	菊地 光明	出席	
12	山崎 泰昌	出席	副委員長
13	吉川 淑子	出席	臨時委員長・委員長
14	昆 暉雄	出席	議長・委員外
地方自治法第121条の説明員 佐藤信逸町長他関係課長等			
会議の経過は、別紙のとおり			

平成30年 3月 9日

平成30年第1回山田町議会定例会予算特別委員会会議録

午前10時開議

午前10時00分開議

○

○委員長（吉川淑子）

ただいまの出席委員は11名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は3番佐藤克典君であります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

審議に入る前に、昨日の8番委員の質問に対する答弁について、執行部から発言したい旨の申し入れがあります。これを許可します。

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

一般会計の昨日の総括質疑の中で、私のほうから8番委員の質問に対して答弁したことについて訂正と、保留していた件についてお答えさせていただきます。

質問については、総合計画事業の85事業は当初計画どおりか、また現在の進捗率はどの質問でありました。これに対して私は、28年度の計画策定時においては平成30年度分の復旧、復興事業を含む事業費総額が830億円であったのに対し、30年度のローリングにおいては261億円に見直しを行ったとの答弁をしておりましたが、正しくは計画策定時の30年度の事業費総額は約83億円、30年度のローリングにおいては約240億円に訂正いたします。

それから、保留していた件についてでございます。28年度から30年度までの復旧、復興事業を除く総合計画事業の総額が当初予算ベースで約65億円であったのに対し、本年度行ったローリングでは約52億円に見直ししております。したがって、事業の進捗率は80%程度であると見ております。一部事業においては実施年度が先送りとなったものもございますが、各事業はおおむね当初計画どおり進んでおるものと認識しております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算について、昨日に引き続き審議を行います。

歳出の質疑に入ります。1款議会費については、さきに開催された全員協議会で説明があったとおりでございますので省略し、2款総務費及び3款民生費の質疑を許します。

5番。

○5番田老賢也委員

まず最初に、資料に関してなのですけれども、ことし予算書で委託料に関しての内訳の記載が全くないのですけれども、去年まではこれが記載されていたはずなのですが、今年度記載しなかった理由を教えてください。

次、予算書の46ページの1目13節の委託料なのですけれども、復興人材プラットフォーム事業が内訳書いていないのですが、去年から1,100万減になっているのですが、これの去年の成果と、あと今後の見通しというか、どういうふうにやっていくのかというのをお願いします。

次が48ページの委託料で、これが去年から700万ぐらいふえているのですけれども、なかったのが除草作業なので、それだとは思いますが、その700万が何に該当するかというのをお願いします。

それとあと、同じ委託料の中で御蔵山の清掃費、これも去年5.5万円で委託しているみたいなのですけれども、どういうふうに管理を行っているかをお願いします。

次、52ページ、13目の13節委託料です。ホームページ等構築に関してです。これ先日の一般質問でも質問したのですけれども、CMSを導入して各課で多分自分たちで上げたい情報というのを自分たちで更新できるようにするのだろうと思うのですが、その導入の予定はどうなっているかをお願いします。それとあと、外国語にホームページ対応するのかどうかもをお願いします。

済みません、多くて。次55ページ、これも22目の13節委託料なのですが、地域公共交通網形成計画策定業務の委託料が入っていますけれども、どこにどんな業務を幾らで委託する予定かをお願いします。

予算書が以上で、あと予算書に書いていないのですけれども、去年までやっていた高齢者地区組織支え合い事業ですか、これがなくなっているのですが、どうなっているのか教えてください。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○財政課長補佐（佐々木義之）

私からは委託料の金額の記載というところについてお話ししたいと思います。

確かに平成29年度当初予算は記載がございました。それまでの経緯をお話ししますと、入札に係る部分の記載はしておりませんでした。ただ、入札に係る部分だけということになりますと、なかなかグレーなゾーンも出てくると、行政からの契約は発注業務を通じて契約に至るということを踏まえれば、やはり全て統一性を図ることが必要だろうということで、平成29年度の1号補正からは全ての委託料については金額を不記載としております。30年度も引き続き、その統一性を図っていきたいということで不記載をさせていただいております。

なお、今後、決算等で金額は、もちろん決算書ですので記載されますので、決算のほうでご理解いただければと思います。どうかご理解のほどよろしくをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

武藤水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

それでは、2つ目のプラットフォーム事業になります。

予算につきましては今年度が2,000万円で、30年度は800万というふうになってございます。それから、現状でございますが、復興支援員は1人でございまして、体験観光あるいはマリンツーリズム、あと地域活性化事業ということで、観光関係の部分について仕事をしていただいております。1人ということもございまして、来年も同様に観光の部分ということで考えてございます。

○委員長（吉川淑子）

芳賀補佐。

○財政課長補佐（芳賀善一）

それでは、私からは3点目の委託料の700万円ほどの増の理由はということでお答えさせていただきたいというふうに思います。こちらについては、掲載されている庁舎清掃業務委託料、こちらが平成29年度、本年度の受託金額は130万円程度であります。複数の業者より新年度の参考見積書を徴した結果、このような金額では見合わないということで、600万円程度の見積もりが出てまいりました。ここで400万円程度、それから掲載されております庁舎等警備業務委託料、こちらについても同じような理由から29年度は300万程度であります。600万円ほど、およそ倍増の見積書が提出されてございます。これによってトータルで700万円程度の増額となったものでございます。

それから、引き続き4点目の御蔵山の清掃業務、こちらがどのような管理となっているかという質問に対してお答えします。業務の内容は、主にはごみ拾い、それから掃き掃除、ロータリー大時計のショーウインドー、あるいはベンチ、鎮魂の鐘、こちらの拭き掃除という内容になってございます。作業頻度は週1回という委託内容になってございます。

以上であります。

○委員長（吉川淑子）

橋端補佐。

○総務課長補佐（橋端敏明）

では、5点目のホームページについてですけれども、各課での更新及び外国語の対応についてですが、予定候補のCMSシステムにおいて対応できると考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

沢田係長。

○復興企画課係長（沢田真央）

22目復興推進費、13節委託料の地域公共交通網形成計画策定業務委託料のことについて回答いたします。

どこにどのような業務を委託するのかというご質問でしたが、まずどのような業務というところで

ございますけれども、地域公共交通網形成計画を平成30年度に策定を予定しております。こちらの策定業務に携わっていただくのと、この策定業務に必要な資料の収集、情報の収集、そしてこれに伴って開催する地域公共交通会議の運営へのアドバイス、こういった部分をお願いする予定です。

また、どこに委託するかの部分でございますが、これは地域の交通事情ですとか国、県、市町村等の交通政策、そういったものに精通したものに委託する予定でございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

高齢者地区組織支え合い事業についてお答えします。

29年度までは被災者支援総合交付金補助金として一般会計から支出してございましたけれども、30年度からは介護保険特別会計地域支援事業のほうから同額の予算で行うことにしております。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

1点目の資料に関してはわかりました。

2点目の復興プラットフォーム事業なのですけれども、使えるのであれば使ったほうがいいたろうなと思っていて、やっぱり今体験観光の話も出ましたけれども、その部分も人が足りないだろうとは思いますが、ほかの分野でも使えるのであれば使ったほうがいいと思います。過去の経緯を見れば、なかなか合わなかったりして、いなくなったかとは思いますが、せっかく事業としてあって予算も出るのです、うまく活用して、外の目を取り入れるようにやっていただきたいなと思います。

3点目に関してはわかりました。

4点目の御蔵山なのですけれども、御蔵山の掃除が週に1回ほど委託しているということなのですが、去年のを見ると果たして本当に週1回やっていたのかというところが疑問でして、大学生のグループが観光に来たときに行ってみたら、余りにも汚くて、ごみが散乱していて、観光に来た大学生たちが掃除をしたというようなこともありました。なので、頼んでいるのであればちゃんとごみ拾いとかができるようにやっていくように、もしくは監督していく必要があるのではないかなと思います。これに関してはもう一度返答をお願いします。

ホームページの件です、5点目です。CMSに関してはわかりました。外国語に関しては、CMSのこととはまたちょっとずれてくるのかなと思うのですが、その部分、もう一度お願いします。

公共交通の件もわかりました。高齢者地区組織支え合い事業の件もわかりました。

今の再質問お願いした部分のみで結構ですので、お願いします。

○委員長（吉川淑子）

芳賀補佐。

○財政課長補佐（芳賀善一）

それでは、果たして清掃業務を本当にやっているか疑問だと、管理監督が必要ではないかという内容でございます。全くそのとおりであると思いますが、管理方法といたしましては毎月1回実施報告書の提出をしていただいております。それで、この週は何日にやったよということで報告をいただいております、そういう管理方法になっていますが、定期的に現場に訪れて点検というのが必要かと思いましたので、今後そのように努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

橋端補佐。

○総務課長補佐（橋端敏明）

ホームページの外国語対応についてですが、標準でできるようですけども、オプションにより、より高い精度の翻訳もできるようですが、そこまで必要かどうか今後検討したいと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

申しわけございません。一番最初の点でございます。委員おっしゃられたとおり当初4人で始めたものでございますが、今最終的には1人ということでございます。この復興応援隊の事業に関しては国からお金が来ている部分でもありまして、委員おっしゃられたとおり、活用できるものであれば今後そこは考えていきたいなというふうに考えているところです。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

46ページからお願いします。5番さんが言ったところと同じなのですが、私は19節のところ、長期派遣職員の件なのですが、先だってもテレビでも言っていたとおり、執行部側の努力は認めますけれども、どうしても人が足りないというところで、これからの対応策というのがあるのかどうか、それをお聞きます。

次が54、55ページです。18目、これが手厚くなったということなのですが、支援員が2人ふえて手厚くなったと。この中で次の55ページにあります19節の心の復興活動事業補助金、これがどういう目的で補助が出ているのか、それとも単費なのか、そこをちょっと聞かせてください。

次は57ページです。2目1節町税等嘱託徴収員の報酬、これが増員になっているのだけれども、金

額がそれほど上がっていない。今までの質問だと、結構成果を上げているということなのですからけれども、だったらそれなりに見合った報酬というのが必要ではないのかなとは思うのですけれども、増になった理由と金額の減、お願いします。

次は59ページ、13節です、委託料。これは山田地区住居表示整備業務委託料、多分これが順調にあって予算がだんだん減ってきたのか、その確認です。

次は64ページ、19節、結婚新生活サポート補助金、これも前回からありまして、質問したときには所得制限があるということなのですからけれども、そういう縛りがあってきちんとこれが活用されたのかどうか、それちょっとお聞きします。

○委員長（吉川淑子）

佐藤補佐。

○総務課長補佐（佐藤篤人）

私のほうからは1点目の長期派遣職員の確保の概要についてご説明いたします。

職員の確保につきましては、町長が直接派遣元の自治体へ出向きまして、知事、市長、あるいは市長会、町村会の会議に出席をしまして、派遣の要請を行っております。また、不足分につきましては町の任期付職員を採用するなど、人材の確保、それから不足数の圧縮に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

2点目のコミュニティー支援員及び心の復興活動補助金についてお答えいたします。

先ほど委員からご指摘のとおり、来年度は2人の支援員の配置を予定しております。今年度は1名を配置しております。心の復興活動補助金の目的についてですが、被災者の孤立防止や生きがいをづくりなどを町内で活動する支援団体の皆様に行ってもらうことを目的として補助を出すものであります。財源については、被災者支援総合交付金で100%財源が補填されます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○税務課長補佐（佐々木克博）

12番委員さんの賦課徴収費の報酬のほうの件についてお答えいたします。

まず、昨年より1名増している理由は、平成30年2月より収納担当職員が産休に入ったことによる非常勤職員の代替補充によるものでございます。なお、報酬の増につきましては昨年より143万2,000円の増ではありますが、これは一般会計並びに国保会計からの支出もございまして、国保会計側の増

のほうもございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

船越補佐。

○町民課長補佐（船越海平）

山田地区の住居表示整備業務の委託料の件ですが、事業的には順調に推移しております。この事業は2カ年にわたる事業として考えておりまして、30年度で終了するという予定となっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

私のほうから結婚支援生活サポート補助金についてご説明いたします。

所得制限の縛りがあるが、件数に生かされているのかということでございますが、本年度の実績が3件ございまして、該当になる方には手紙を出して申請するようには勧奨しています。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

1点目の派遣職員は確かにわかっていることですが、ただ今いる職員もそろそろオーバーワークだというのはわかっているの、ここは町長の努力をお願いするしかありませんので。

あとはいいのですが、最後の件だけ。これ3件の実施があったというのですけれども、手紙を出した、ここに当てはまる、その件数は何件ある。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

ここの対象者については、転入者もありますので、所得条件とかはちょっと調べられなかったのですが、広報の結婚欄とかを見て手紙を出していました。所得の欄に関しては、申請者の所得証明書を見て判断しております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

町として定住者をふやしたいということで、もうずっとやっているのだから、もしこれが使えるよ

うだったらば100%使ったほうが若い世代にはいいわけなので、その辺はもう少しわかりやすい説明して、できるだけ使えるように、所得制限はあるけれども、もう少し努力してください。これは要望で終わります。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私のほうからは、さっき5番委員からのほうの質問でもありましたが、御蔵山の清掃業務に関連して、夏が近くなるとあそこ草ぼうぼうで、私いつもそのたびごとに質問しているのですが、今年度はその予算措置はありますでしょうか。今年度はあそこを整備するというのが施政方針等に述べられていますので、それも踏まえてお聞きいたします。

次に、49ページの工事請負費、庁舎進入路改修工事費、どのような工事が少し説明をお願いいたします。

同じく49ページの企画費の報酬の移住コーディネーター報酬、これは一般質問等でどんな位置づけになるかとか、どのような方法でやるかというのは聞いたのですが、この予算を見ますと旅費と、多分コーディネーターになればいろんなところから情報収集とか、いろいろな用務があるかと思えます。また、スキル等を高めるための知識も必要にならうかなと思うのですけれども、旅費なんかもここでは手当てされているのかどうかお聞きいたします。

次に、54ページの海を守る推進費ですが、まず震災以来なかなか活動が難しいということではあるのですが、前やっていたような植樹とか、海をきれいにする植樹、広葉樹を植えたりなんざりという活動がそろそろ始まるのではないかなと思っているのですけれども、今後の予定をお聞きいたします。水質調査業務委託でずっとやっていくのか、それともそういうような植樹なんかも考えるのか、そこを教えてください。

あと、55ページの諸費の委託料、委託金返還等請求事件委任に係る弁護士委託料、これの見通しとして、毎年こうやって予算措置されているのですが、これがあとどれぐらい続くのか。訴訟事件ですので、はっきりは言えないと思うのですが、どのような方針で当分の間いくのか、そろそろ結審になりそうだとか、そのような情報がありましたら教えていただきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお聞きいたします。

○委員長（吉川淑子）

芳賀補佐。

○財政課長補佐（芳賀善一）

それでは、1点目の御蔵山関連のご質問にお答えします。平成29年度当初予算におきましては、庁舎等清掃管理業務手数料として役務費のほうに予算計上させていただいておりましたが、業務内容から委託料での計上が適切ではないかということで、本年度委託料のほうに庁舎等除草作業委託料とし

て計上してございます。御蔵山の草刈り、こちらについては6月、9月と年2回、こちらの計上費目でもって対応させていただいておりますので、新年度についても同じように草刈り作業については対応いたしたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目の工事請負費であります。こちらは役場本庁舎前のスロープでございますが、区画整理事業におきまして幹線道路、町道から役場庁舎に乗り入れる部分、かさ上げ、盛り土工事が施工されることとなっております。これに伴い、スロープ部分の擁壁、あちらをかさ上げ補修しなければならないということから、そのかさ上げ施工にあわせてインターロッキング部分、でこぼこ状態であり、あるいはアスファルト部分も段差があるということから、それらを一旦はぎ取って、全面アスファルト舗装に改修しようとするものであり、それに係る請負費として計上させていただいておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

3点目の移住コーディネーターの報酬以外の事業費ということですが、UIターンフェアなどへのブース出展を検討しております。東京等首都圏のほうに行くための経費として、職員の旅費及びコーディネーターの費用弁償、あるいはブース出展のための借上料を計上しております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

箱石係長。

○町民課係長（箱石智生）

では、4点目の海を守る推進費についてお答えします。

震災の影響により山田の海を守る会については活動を停止しておりましたので、まずは活動再開に向けて、会の中心となる漁協関係者や水産関係者のご意見も聞きながら、会の存続やあり方についてまず検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

私のほうからは5点目の諸費に係る部分でございます。

いつごろまでかかるのかというご質問でございましたけれども、民事事件のほうにつきましてはなお5月に証人尋問等が予定されておまして、その内容などによって進展していくものというふうを考えております。そういうところで、結審するのがいつごろになるかというところにつきましては、

現時点ではまだわかっておりません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

御蔵山のほうについては、草ぼうぼうが去年は天候のせいかひどかったので、引き続き管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あと、庁舎の進入路改修工事については理解できましたが、あそこを現状出ていくときにクランクになっているもので、右見て左見て、また右見て出ていくのですが、土のうが邪魔なのですよね。あれも必要だから積んでいると思うのですが、そういう見晴らしの障害にならないように、土のうを工夫できないかなということを実は言われたのです。歩いてくるにも危険だし、車で行っても急に車が来たら大変だなということで、あそこの土のうをどうにか見晴らしのいいようにしてくれないかなということをお聞きましたので、私も行くとき、いつもあそこ苦労していますので、余り運転がうまくないので、それなのでぜひ見晴らしがよく、事故がないよう、役場の前で事故があったというのは大変なことかと思ひますので、その辺、建設課長、いかがでしょうか。

あと、海を守る推進費についてはわかりました。これから会のあり方等についても震災後ですので、いろいろ考え直して、皆さんで意思統一を図ってやっていったほうがいいと私も考えますので、ぜひそのようにお願ひしたいと思います。

次は、訴訟費用についてはわかりました。多分なかなか結審つかないのかなと思ひていましたが、毎年のように出てくるので、ただただ出しているわけでもないでしょうけれども、その辺をお聞きたしました。

そしたら、再質問は1点だけ、庁舎前の道路だけ、よろしくお願ひします。

○委員長（吉川淑子）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

役場前の通路、土のうが積んであつて見通しが悪いということでございます。どうしても役場前の宅地、民地に現在なつていふものですから、その地盤をプレロードによつて現在地盤の改良を行つていふところで、見づらいつ況が出ていふということでございます。前のほうにカーブミラーとか、そういう方法ができるかどうか、ちよつと周りの状況を見ながら検討していきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

そうすれば、カーブミラーとかといったって、あそこ今、先ほど財政のほうが、管財のほうから話があったように、予算措置してすぐつながるような道路になるので、そんな経費をかけたらもったいないという感覚があるのですけれども、その辺についても土のうを少しよけられないのかどうか、その辺も検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

川守田課長。

○建設課長（川守田正人）

どうしても地盤の改良を行っている関係上、地盤の沈下がおさまらない限りは土のうを取ることができません。ですので、沈下がおさまるまでの間、どういう方法がとれるかという部分については検討していきたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

ページは69ページなのですが、民生費のところの20節の扶助費なのですが、入学前の支給に改善されたということをお聞きしましたが、詳しい内容等をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

1点ですか。

○6番木村洋子委員

1点だけです。

（何事か呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

もう一度お願いいたします。

○6番木村洋子委員

済みません、説明があれば。民生費のところの……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○6番木村洋子委員

69ページ、20節です。扶助費のところの入学前に準備金とかも支給されるということなのですが、そのところの詳しい内容と、支給月の変更をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

ひとり親家庭のことですか。もう一度言ってください。3目ですか。

○6番木村洋子委員

69ページ、2目の児童費なのですが、20節の扶助費のところの、これが入学前に支給というのは個々の部分だったのでしょうか。そのところの確認と、支給月のほうのをお願いしたいです。

○委員長（吉川淑子）

児童手当のことでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時48分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開いたします。

先ほどの6番からの質問、10款の扶助費と勘違いしたようで、取り消すということでございます。

どうぞ、次質問。4番。

○4番黒沢一成委員

4カ所です。1つ目が50ページの上から7つ目の2020オリパラ首長連合負担金10万円があるのですが、これも、これが負担金払って連合に入っているだけなのか、それとも町として何か考えているのか。

次が51ページ、真ん中あたりにJアラート設備更新工事費があるのですが、これは去年もあったのですが、毎年この更新工事が必要なものかどうか。

次が55ページ、さっきも出たのですが、一番下のあたりの諸費の弁護士費用なのですが、今の裁判の状況、さっきは簡単に答えてくれたのですが、もうちょっと詳しく、どういう状況なのかをお願いします。

あと1つが70ページの下から2つ目、船越保育園の送迎バスの委託料なのですが、大浦からの送迎バスのことだと思うのですが、先日の補正ではマイナスになったので、利用者がいないのかもしれないのですが、30年度利用者がいるのかどうかについてお願いします。

○委員長（吉川淑子）

木戸脇補佐。

○復興企画課長補佐（木戸脇大輔）

1点目の2020オリパラ負担金関係なのですが、これの趣旨ですが、全国の首長さんが有志で集まった団体に、新潟県の三条市長が会長になりますが、目的とすればオリンピック・パラリンピックの東京開催を契機として地域活性化を図る取り組みに賛同する会員が加入しております。町としては、現時点では地域活性化に係る情報提供は受けておりますが、それに対するイベント等に参加する考えは現時点ではありません。今後については内容を見て検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

河村補佐。

○総務課長補佐（河村寿恵男）

2問目のJアラート設備更新工事費についてご説明いたします。

先ほど申されたとおりで、昨年度も実施しております。昨年度の事業につきましては、構成品であります自動起動装置用のパソコン、そしてその運用するためのソフトの更新であります。これはどうして更新したかと申しますと、パソコンのサポートが終了したものをずっと使っていたというところから、信頼性に欠けるというところからそのものを更新しております。

なお、30年度に更新するものにつきましては、同じく構成品であります受信機、これが全国で新しくなりましたので、それを導入するための費用であります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木課長。

○総務課長（佐々木真悟）

私のほうからは諸費に係る、もう少し詳しい内容をということでございました。

5月に岡田被告に対して証人尋問が予定されております。その内容によって裁判のほうは進展していくものというふうに考えておりますけれども、その内容等につきましては尋問が行われた以降、議員の皆様には全員協議会等で詳しい内容について説明申し上げたいというふうに考えております。

現時点ではわかるところにつきましては以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

船越保育園の送迎バス委託料の件ですが、平成29年度は利用者がいなかったもので、この間の補正で減額させていただきました。平成30年度は5人の利用予定でございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

オリパラについてはわかりました。町としてどうするかは今後の情報を受けて考えるということなので、それはわかりました。

Jアラートに関しては、この工事はことしで終了なのでしょうか、来年もどこか更新のための工事が必要なのかどうか。

3つ目の弁護士費用に関しては、主幹がいつもだと答えてくれて、詳しいのですけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○4番黒沢一成委員

そうですか。きょういないということなので、後ほど詳しく聞きたいと思います。

送迎バスについてはわかりましたので、Jアラートのことだけお願いします。

○委員長（吉川淑子）

河村補佐。

○総務課長補佐（河村寿恵男）

事業につきましては、30年度の事業で終了いたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

進行します。2款総務費及び3款民生費の質疑を終わります。

皆様にお諮りいたします。午前中の予定は終了しましたが、午後の日程を繰り上げてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

進行いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開いたします。

次に、4款衛生費から5款労働費までの質疑を許します。6番。

○6番木村洋子委員

77ページ、衛生費の3目母子保健費の19節になりますが、新生児聴覚検査費補助金、新しい項目だと思っておりますけれども、詳しい内容をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

それでは、新生児聴覚検査費補助金についてご説明いたします。

こちらは、新生児が聴覚検査を受けたときに、最高1万3,860円を限度に償還払いにおいて補助するものであります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

大事な検査だと思うのですが、その周知の部分はどのようになるでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

妊娠届け出時にチラシを配りまして、受けてくださいというふうに勧奨したいと思っていました。  
以上です。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

文書もですが、妊婦健診などに口頭でもそういう説明ができればすごくいいなと思いますので、そこら辺もよろしく願いいたします。要望です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私からは79ページの斎場関係になりますが、委託料、斎場庭園等管理委託料とありますが、これはもちろん新しい斎場のことだと思いますが、新しい斎場にどのような種類の樹木等が植えられるのか、その委託料なのか、それとも植えたやつをきれいにするための委託料なのか、その辺を教えてください。

次の80ページ、同じく現斎場解体工事費ですが、これは地権者の方と話し合いを行いながらやっているかどうかお聞きいたします。

以上2点です。

○委員長（吉川淑子）

後藤補佐。

○町民課長補佐（後藤茂典）

1点目の庭園等管理委託料についてご説明いたします。こちらのほうは、新たに植えるということではなくて、植えたものの手入れのほうに関する委託料となっております。あと、草刈り等も含んだ形の委託料となっております。

あと、2点目の現斎場解体工事費のほうにつきましては、地権者と協議しながら進めている状況です。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

わかりました。新しい斎場のほう、できるだけ高い植栽をして、今あそこを通るともろに新しい建  
物で、ぴかぴかの建物が見えます。あそこに今度は新しい産業施設というか、向かいにできるわけ  
ですが、それらも踏まえながら、やはりお互いにぴかぴかを見せるのでなくて、一応直接ぴかぴかを見  
せないようにしたほうが住民の方々も暮らしやすいのではないかなと思うのですが、そのような高さ  
の木を植える予定でいますか。

○委員長（吉川淑子）

昆課長。

○町民課長（昆 健祐）

新しい施設の周辺の樹木等についてでございます。建物がまず目立たないようなつくりをしまし  
ょうというのが基本計画からの中身でございます。樹木の内容と、ハンノキとかタチヤナギ、ソメイヨ  
シノ等、3メートルから5メートルくらいの樹木を植える計画で進めております。よろしくお願  
いします。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

わかりました。そして先ほどは現斎場の解体についてはわかりました。とにかくあそこは丁寧に、  
無償で借りていたあれもあると思いますので、町としては丁寧に解体作業を進めていただきたいと思  
います。

次に、新しい斎場ですが、先ほどちらっといいましたが、向かいの今の山田病院のところを新たに  
観光施設等で、インターをおりてきたところを計画するわけのようですが、それにしても左はまず斎  
場、右はそういう人を集める場所ということで、交通の流れがどうなるのか、通行の流れがどうなる  
のか、もし今時点での構想がありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

関連ということでお答えいたしますが、現時点では交通についてはまだ念頭にございません。それ  
らも含めてこれから検討していくというところでございます。

○委員長（吉川淑子）

坂本委員。

○10番坂本 正委員

済みません、8番委員とちよつかぶるのですが、80ページの斎場の件なのですが、これ2,640万計  
上になっておるわけですが、これは全部解体する金額なのですか。

○委員長（吉川淑子）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

解体費の内容でございます。これは部分解体ということになります。部分解体というのは、火葬炉を抜き去るという内容が含まれております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

部分的な解体というわけでございますが、どこをどの程度まで、あとちょっと詳しく説明していただけないか。

○委員長（吉川淑子）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

解体工事の内容でございます。まずは火葬炉を抜き去る部分、それから建物の前のロータリーの植栽の部分、それから礼拝棟の建物、今礼拝棟としている建物があるわけですが、そういった駐車場のところにある外構の部分を取り外すと、そして一面そこは舗装にするというのが2つ目でございます。

それから、町道から斎場まで上がってくるところの坂、ちょっと道路が傷んでいるという部分もありまして、ここを舗装するというような内容が主なものでございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

わかりました。それで、ちょうど入り口の斎場と大きく石で刻まれておるやつなのですが、あれはどういうふうにするのか。その場で解体、まず持っていけないと思うのだけれども、そこら辺詳しく。

○委員長（吉川淑子）

昆課長。

○町民課長（昆 健祐）

町道からの入り口付近にある石碑の部分、これについても撤去する方向で考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

75ページです。14節、この中の健康管理システム賃借料、これまで今まで町でいろんな検診しているけれども、そこの整合性を教えてください。

次は76ページ、3目の母子保健費でいいと思うのだけれども、新生児とお母さんたちに、二、三人からしか聞いていないのだけれども、結構ケアがいいと評判がいいです。いいことだと思います。今回も助産師という名目でまた手当でするのですけれども、いろんな話聞いたり相談に乗ったりというのはわかりますけれども、各子供とお母さんが集まるイベントみたいなのに参加すれば、参加するようなこともしてほしいのだけれども、そういうのまでいくのか。

○委員長（吉川淑子）

西村課長補佐。

○健康子ども課長補佐（西村淳子）

それでは、私のほうからは健康管理システムについて今までの検診との整合性についてというご質問にお答えします。

今までもこちらのほうは健康管理システムを導入して、町民の検診のデータ管理、母子保健の管理、予防接種の管理をしておりました。平成30年12月にシステムの契約が満了になりまして、今回新たにシステムを導入することになります。こちらにつきまして、今までは総務費のほうで支出していただいていたのですが、今度は独自に健康子ども課、現課のほうでシステムを導入することになりましたので、当初予算のほうに計上させていただきました。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

助産師についてお答えいたします。

1対1の相談業務になりまして、ちょっと業務量が多くてなかなか行けないとは思いますが、そういう集会所にも行かせたいと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

助産師のほうは、そういうふうに需要が多くてということは非常にいいことですので、頑張りたいと思います。

あと、1点目のほうはデータ管理して健康増進費のほうでいろんな検診しているわけだ。基本的には医者にかからないようにするというのが大きな目標のはずだから、データをとって、しっかりと町民に知らせて、保険費を抑えるというふうに努力してください。要望です。

○委員長（吉川淑子）

ほかにはございませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

それでは、4款衛生費から5款労働費までの質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費から7款商工費までの質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成委員

4点です。1つ目が84ページの2目19節の中に防火管理新規講習受講負担金というのがあるのですが、これは農業費のところに入っているのか、どういう内容なのかを説明をお願いします。

次が94ページ、真ん中よりちょっと下に地域基幹産業人材確保支援事業費補助金というのがあるのですけれども、この内容の説明をお願いします。

次が95ページ、委託料のところですか。ジオパーク案内板整備委託料とあるのですけれども、これはどこに設置する予定なのか。

あと1つが96ページ、旅行村管理費の中の管理人報酬のところなのですが、以前の管理人さんがやめるような話も聞いていたので、かわるのかどうか、かわるのだったらかわりの方は決まったかどうかをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

では、1点目の防火管理者の新規受講の講習の負担金についてお答えします。

こちら施設の管理に当たりまして、150平米以上の施設については防火管理者を置くことというふうになっておりましたので、農業総務費の部分、施設管理費の部分で予算を設けたものでございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

2点目の地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の内容についてお答えいたします。本補助金につきましては、基幹産業である水産加工業の人材確保に必要な受け入れ環境の整備を支援するものであり、宿舍整備事業の新築に対して2分の1の補助をするものであります。

3点目のジオパーク案内板についてでございますけれども、こちらにつきましては30年度にはジオパークの総合案内板として山田駅前に設置する予定でございます。

4点目の旅行村管理人につきましては、先日面接のほうを行いまして、管理人については内定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

1つ目の防火管理のところは、どこの建物なのかをお願いします。

2つ目の地域基幹産業人材確保ですけれども、水産関係だから水産業かと思ったら商工費のほうだったので聞いたのですけれども、加工の部分でこっちに入っているのかという感じなのですけれども、実際これは使われているのか。去年もあったようなのですけれども、実際宿舎を提供しているのかどうかの実績についてお願いします。

ジオパークに関しては、看板に関しては駅前ということでわかりましたが、去年は浦の浜海岸に設置して、内容はいい看板だなと思っていたのですけれども、浦の浜海岸は見る人が余りいないので、現状では。駅前だったら目につくところなので、いいかなと思います。

旅行村管理人についてはわかりました。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

防火管理者を置くこととなっている施設でございますが、荒川の農業構造改善センター、関谷林業担い手センター、健康増進センター等の施設となります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

宿舎の補助の実績につきましては、予算要求を前にして各業者さんのほうに要望調査をして、その都度予算要求しているわけですけれども、これまで家賃補助のほうは実績はございましたけれども、新築のほうは今までは実績はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

宿舎のところなのですけれども、仮設住宅、どこか残して水産関係とかの宿舎に利用できないかということを一般質問の中で言ったのですけれども、その点について検討できないのでしょうか。仮設の建物はまだ立派ですから、新たな宿舎建設よりも、何か基礎をつくってちょっとずらして、利用できないかなというのを思うのですけれども、答弁がありましたらお願いします。

○委員長（吉川淑子）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

一般質問の際にもご質問いただきまして、答弁をさせていただきましたが、やはり基礎工事をするというふうになりますと、1棟当たり5,000万程度、ざっくりと事業費にするとかかってまいります。現時点では仮設住宅の再利用としてそういった考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

予算書の97ページの15節工事請負費の海洋性体験型観光拠点施設建設工事費なのですが、これがどういう施設を建設する予定なのか説明願います。

概要の20ページで、ナンバー54の新しい観光創出事業で220万円減になっているのですが、金額から見ると去年と照らし合わせるとかき小屋の関連かなと思うのですが、今後かき小屋の扱いをどのようにする予定なのかお願いします。

あとは、それに関連して予算書のほうに戻っていただいて、95ページの委託料、さっきの概要のほうの残った金額が観光情報発信業務委託料とか、あとその下の物産館運營業務の委託料に該当するものだと記憶しているのですが、ここの予算の配分というのは去年とほとんど変わっていないのでしょうか。

以上3点、お願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

1点目の海洋性体験型観光拠点施設の建築費についてお答えいたします。建築しようとするものにつきましてはシーカヤックの艇庫ということで、浦の浜海水浴場の現管理棟、トイレ等の隣に、およそ40台程度のキャパのある広さの建物と、あと研修室を備えたものといったところとなっております。

2点目につきまして、かき小屋の今後の取り扱いということでございます。かき小屋につきましては、以前に補助金で観光協会のほうに補助して、観光協会が建築したといったところではご説明差し上げたところですが、今年度におきましては、例えばかき小屋のツアーの誘致ですとか、あとはチラシでのPR、それからかき小屋を利用した体験型観光商品の造成で、教育旅行のほう、学校のほう、盛岡のほうから連れてきたりとか、そういう形で普及、増進を側面から行っているところでありまして、今後ともそのような形で観光協会のほうの収益部門の事業ということをより一層発展させ、それを観光の振興にもつなげていけるようにということで、今後とも同様の取り組みを続けていきた

いと考えております。

3点目の予算の配分につきまして、情報発信の事業と、あと物産施設の予算の配分は今年度と同じ予算の配分となっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

1点目なのですがけれども、研修室ということなのですがけれども、そういう部屋とかをどういう用途に活用するということを想定しているのでしょうか。

2点目なのですがけれども、補助に関しては今後はないという認識でいいのか、確認です。

3点目、物産館とか発信事業の予算配分が去年と同じだということなのですがけれども、7月まで仮設の施設でやると思うのですが、その後のことを考えて、予算をどのように扱うというか。8月以降のことを踏まえてちょっと説明をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

それでは、1点目の研修室についてお答えいたします。当施設につきましては体験ができる施設ということで、復興交付金事業のほうで行っているわけでございますけれども、シーカヤックに伴ってその研修ですとか、海の体験をやったりですとかというところで当初予定していたところがございます。今後につきましては、実際に運用する中で観光客の誘致とかに生かせるような使い方、例えばシーカヤックをした後で海に関する少し体験とか、つくるような作業体験とか、そういうのに生かしていけたらなと思っております。

2点目のかき小屋につきましては、先ほど申しましたように補助のほうは今後は考えておらず、一緒に誘客の取り組みを進めていって、できるだけ多く観光客と一緒に連れてくるような取り組みをしていきたいということでございます。

○委員長（吉川淑子）

武藤課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

3点目の部分です。ここにつきましては委員がおっしゃられたとおりで、今観光協会と今後どうするかということについて協議は進めてございますが、あとの部分、どう進めようかというのがなかなか結論が出てございません。今後も協議を進めながらその辺については進めていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

1点目なのですがすけれども、実際にカヤック関連で動く方々とか、体験観光で動く方々とかの意見というのはすごく大事になってくると思うので、そこ意見交換を密にして、ただつくってもしようがないので、使いやすいような、実際に観光客の誘致に結びつくような施設をつくっていただきたいなと思います。

2点目に関してはわかりました。

3点目なのですがすけれども、場所がどうこうというよりは予算が同じだったので、8月以降がどうなるのかなというのが気になったので、確認でした。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私からは農業総務費でいいのか、振興費でいいのかわかりませんが、農振の見直しがこの前の補正予算で減額になりましたが、今回当初に載っていませんが、30年度は補正で対応する予定なのか、それともしばらく延ばすのか、その辺を教えてください。

次に、90ページです。漁業就業者育成協議会補助金、今年度のこの補助金を出す業務の内容を教えてください。

次に、同じ19節ですが、水産業共同利用施設復興整備事業補助金9億7,125万、これについてですが、これの財源内訳と、何か募集要項をホームページで募っているようですが、この金額というのはもう国のほうで決めた事業費で公募をかけたのかどうかお伺いいたします。

次に、93ページ、商工振興費の報償費ですが、ふるさと納税返礼用特産品代が計上されていますが、たしか総務省のほうでは余り返礼品を豪華にするなという意味なのか、高くするなという意味なのか、通達が出されたようですが、それによる返礼品に影響がありますでしょうか、それをお聞きいたします。

次に、94ページ、15節工事請負費、まちなか交流センター機能改善工事費と仮施設撤去工事費4,600万あるのですが、きのう質問したときは仮設移設はたしか4,400万ぐらいだったので、多分残りがまちなか交流センターの機能改善工事費だと思うのですが、その中で機能改善というのは具体的にどのような機能改善を行うのか教えてください。

次に、95ページ、小型旅客船運行管理委託料が13節委託料にあるのですがすけれども、これの内容について教えてください。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは農振の事業計画についてお答えいたします。

農振事業の計画につきましては、平成29年度実施ということで考えておったわけですが、各地区の農業についてのあり方をどのように持っていくかというのを農業者の方々から意見を徴する説明会とか、本来であれば実施しなければならなかったのですが、それがちょっとできずに後手後手に回ったということで、29年度の実施はできませんでした。その上で、前回の補正で委託料を減にしてお認めいただいたわけですが、この委託料は農業者の方々のアンケート、あるいはその分析、そして図面作成ということで盛っておったのですが、断念して前回落としたというわけでございます。事業計画につきましては、昨年末、12月から徐々に手をかけていまして、3月には完成はできないのですが、ことし中には作成したいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

私のほうから2点目、漁業就業者育成協議会補助金についてお答えいたします。この協議会につきましては、平成28年3月に町内の漁協、漁連、あと町と県で立ち上げた組織であります。事業の内容としましては、新規に漁業をしたいという人が漁業体験をしたいといったときには、受け入れ経営体への謝金、あとはマリンツーリズムの体験代、あとは町内の小学生を対象にしたマリンツーリズムの漁業体験、あとは新巻づくり体験、あとは大都市で行われます漁業就業者フェア、その旅費、あと漁業研修を受け入れる経営体、それへの助成となっております。

3点目になりますが、水産業共同利用施設復興整備事業、いわゆる8分の7の補助事業ということになります。中身としましては、水産業の復興を図ることを目的としまして、公募によって選ばれた水産加工業者が施設を整備する際に8分の7を補助するものであります。財源としましては復興交付金を活用しております。これにつきましては、全体事業費で36億円という事業費となっております。平成25年度から順次公募をかけまして、年度ごとの計画というのは、町が示した計画に基づいて公募をしているということになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

4点目のふるさと特産品の返礼品についてお答えいたします。総務省の通達に伴いまして、町ではそれまで約4割の返礼品ということで取り扱っていたものを3割相当のものとし、11月15日から商品

のリニューアルを行ってきたところでございます。それに伴う影響ということでございます。本年度の実績、昨年度ベース、同じ月で比較しますと、きのうの答弁のように夏の時期もありましたけれども、11月からも確かにちょっと下がっているといったところはございます。これがリニューアルに伴っての分なのか、それとも商品の需要に伴っての分なのかということではちょっと分析はできていないところでございます。

5点目のまちなか交流センターの内容につきましては、事業費としては先ほど委員さんご指摘のように仮設を除いた分、217万1,000円ということで計上してございます。内容につきましては、まちなか交流センターを冬に、2シーズン過ごしてきたわけですがけれども、こちらのほうが玄関から入って階段上がってきて、そのまま2階に通るというつくりで、冷気が非常に入ってくるということで、利用者の皆さんから一番多い苦情がそちらの部分であるということでございます。ですので、2階の交流スペースに入る際に、イメージとしてはガラスパーテーションのようなイメージなのですがけれども、風が入らないような仕切りをつけさせていただくと。

もう一点は、次に多い苦情として、西日とか太陽がまぶしくて、いろいろやるときに非常に支障になっているというところではございまして、全面にカーテンをつけさせていただきたいというところ、以上の2点についての機能改善をしたいと考えております。

6点目の海童丸、委託料の内容についてでございます。こちらにつきましては、日々の保守管理、毎日見回りですとか清掃ですとかそういうところと、本年度はイベントや教育学習関係で使用するというところで、そちらの運航する際の委託といったところになっております。

以上でございます。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

農振の見直しについては徐々には進めているようですので、できるだけ期間を、年度ごとの会計ですので、早めるところは早めて、きちんきちんとやったほうが効果が上がるのかなと私自身は考えますので、その辺は要望して、よろしく願いいたします。

次に、漁業就業者育成協議会補助金、これお聞きいたしました。確かにいろんなのに使われて、いい補助金で使い勝手がいい補助金なのか、それとも余りよ過ぎて金額が少なくなるのかなという感じもするのですが、とにかく今足りないのは漁業後継者とか、あと子供たちの体験学習、それらについてはやはり強化すべきであると私自身は考えますので、今後もよろしく願いしたいと思います。

水産業共同利用施設につきましては、これは25年度からやっているということではありますが、これの公募というのを見ましたら、1月の30日から2月23日までという4週間もない公募でしたので、これはこの期間しか考えられなかったのかどうか。というのは、事業説明会というのやっているわけですか。いろんな人にご案内、公募というか、町民全体というか、ほかの人でも経営できるでしょう

から、そのようなのを説明会をやったかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、それに類して、一番の情報は町民は広報によるところが多いのですが、ホームページということになりますとなかなか、事業者の方々はホームページを見ている人たちがほとんどだとは思いますが、一般の町民もこういう事業をやっているなということも一応知らせる意味でも、広報等は効果があるのではないかなと思っていますが、なぜ掲載しなかったのか教えてください。

次に、まちなか交流センター、中のほうを暖かくするようですので、あと日よけを中のほうにすると。あそこに風入ってくるのは、風は外から入るのですが、裏のほうの空気の流れ、冷たい風を遮断したほうが効果があるのではないかなと思うのですけれども、その辺については考えていませんでしたでしょうか。

次に、小型旅客船の管理の委託についてはわかりました。

以上、また質問いたしました。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

まず、漁業就業者育成協議会の補助金につきましては、今のところは県の地域経営推進費事業費の3分の2の補助を活用しております。

次の水産業共同利用施設復興整備事業につきましては、この事業を立ち上げる時に對しまして、最初に町内の水産加工業者を集めまして、こういう事業がありますよという説明はしておりました。ただ、その時点ではこの事業自体が復興交付金を使うということで、採択になるかどうかかわからないが、まずこの事業はやっていくよという、一度説明はしております。

次に、公募に関しましては、これ町内の水産加工業者だけを対象にしたものではありません。いわゆる全国の山田の復興に資する企業を公募するという意味で、ホームページを活用して公募をかけているということになります。

あと、広報で知らせるということですが、それに関しましては町内、町外問わず公募をかけるという観点で、今のところはホームページだけを考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

まちなか交流センターの改修の件でお答えいたします。裏というお話は、多分2階の非常口のところだと思うのですけれども……

（「1階のテラスみたいなのところの後ろ側」と呼ぶ者あり）

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

わかりました。そこも含めまして、廊下のほうから冷気が入らないようにということで今回対策させていただくといったところでございます。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

済みません、何か私の質問が悪くて。水産業共同利用の施設については、前に町内の業者を集めて説明会をしたと、事業は全国に及ぶのでホームページに限りたいということのようですが、ホームページも結構なのですが、町内の業者に説明会を開いた意図をそのまま伝えるのであれば、やはり広報の活用も、これからあるかどうかかわからないですが、それを活用したほうがいいのではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

あともう一つ、まちなか交流センターの箇所が私ちょっと説明悪くて申しわけなかったのですが、私が言いたいのは、たたきがありますが、玄関前に。あそこはみんな四方八方から風が来るわけです。特に後ろというのだから、そっちから来る風が冷たいのです。そして、この前も行ったら結構氷が張っていたようなので、向こうの冷たい風の影響でこの辺は雪が解けないのかなと思って、感じて、前に私もある人からこっちのほうから冷たい風が来るから、ちゃんとカーテンのフックみたいなので当初設備されているから、あそこにカーテンかなんかで風を仕切ったらいかがですかというようなことも助言されたのです。だから、そういうのを工夫すれば外気が中に入るのを少しでも防げるのではないかなということで、この場をかりていかがなものかということでお聞きしております。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

それでは、水産加工業者の公募の件につきましてお答えいたします。

公募をかけた後に審査会を開きまして、その審査結果を町のホームページで公表しているということでありまして。広報に関しては、やはりホームページで公募している以上、そのままホームページの公表ということで考えていますので、広報は今のところは考えはありません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

まちなか交流センターの件についてお答えいたします。

ただいまのお話については、申しわけございません。ちょっと認識してございませんでしたので、現地を確認させていただきまして、その後対応を考えたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

94ページ、商工費の中の商工業振興費、15節の工事請負費の仮施設撤去工事費についてなのですが、先ほど金額のほうはわかりましたけれども、内容のほうをお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

仮施設撤去工事費の内容についてお答えいたします。本工事においては、仮施設のうち町有地に建築されている4棟分の撤去をしようとするものです。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

4棟分で4,400万円ということでしょうか。もう一度お願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

そのとおりでございます。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

これは何月に撤去予定であるかということ、もう一度済みません。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

撤去の予定につきましては、こちらのスケジュール感については31年3月までに中小機構のほうに撤去の助成のための実績報告をしなくてはならないということで、遅くともまず年内中には撤去のほうはきれいになっていなければいけないということから、そこから逆算した上で撤去の工期等を業者に確認しながら考えていきたいと考えております。

○委員長（吉川淑子）

ほかにございませんか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

時間でございますので、昼食のため休憩いたします。再開は1時といたします。

午前 1 1時55分休憩

午後 1時00分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開いたします。

午前中、4番、8番委員の質問に対する答弁について執行部側から発言したいという旨申し入れがありましたので、発言をお願いします。倉本主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

きのう旭川地裁においてタレスシステムの債権者集会ということで、弁護士とともに参加して、けさ帰ってまいりましたが、先ほどちょうどお昼に戻ってまいりました。それで、裁判の内容について、今の状況についてということで簡単にご説明をいたしたいと思います。現在、裁判は民事訴訟1つだけが残っているという状況です。刑事事件については昨年6月に6年の刑が確定をして、岡田栄悟本人は服役中でございます。

それに伴って、大雪りばあねつと及びタレスシステムの債権者集会、いわゆる破産手続でございますが、現在継続中でございます。これについては民事の裁判が終了しないと終わらないという状況になってございますので、継続中ということになります。午前中というか、総務課長のほうから5月11日の証人尋問ということでご説明があったと思いますが、裁判所と原告、それに伴う被告に対しての尋問があるということで、出張尋問という形で行うと。服役している場所に赴くということで、なかなか時間がそんなにとれない状況で、その尋問の中で進んでいければということの今の状況であります。その尋問の内容によっては、十分な聞き取りができない場合とか新たな事実等が出た場合には、また追加で関係者に尋問をします。現在予定されているそのほかの尋問については、私が町側ということで尋問を受けるという予定にはなっています。それについては5月11日が終わってからということで、日程はまだ決まっておりません。

その関係がありますので、きのう荻野先生に状況をお聞きしたところ、尋問が終われば証拠調べはほとんど終了ということになるので、そこで内容がわかれば年内の結審、年度内の判決も可能性はあるだろうということでございました。ただ、そのほかの尋問がふえれば、その時期はまたずれ込んでいくという状況であります。早目に5月11日以降にわかれば、6月議会あるいは9月の議会までになるかもしれませんが、弁護団のほうから皆さんにご説明をさせていただくということをお願いはしたいと思います。

以上の状況をご報告いたします。

○委員長（吉川淑子）

午前中に引き続き6款から7款までの質疑を行います。7番。

○7番尾形英明委員

84ページの節でいっては13節と14節の関係なのですが、その一番最後に農業積算システム委託料とあるのですが、システム委託というものの中身的にはどんな委託をするのですか。そして、その下の設計単価のデータ使用料はどこに払うのです。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

では、農業積算システムの委託料についてご説明をいたします。農業システムの委託料ですが、岩手県土地改良団体連合会で作成している農業土木に関する積算システムを保守管理を含めて委託料として使用させていただいております。データ使用料についてですけれども、その積算システムに掲載されている単価について使用させていただいておりますので、その単価の使用料として建設物価協会のほうにお支払いしている部分になります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

微々たる金額だからあれなのですが、要するにそうすると職員は積算できないということですか、それとも職員が積算した形であっても単価を持っていない、全部リース、会社から使用料を払ってデータを導入しなければならないのですか、職員がやっても。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

現実、農林課に土木技師がおりませんので、建設課の土木技師に積算をしていただいておりますけれども、そのシステムを使って積算をする際に単価は著作権があるということで、その著作権に対して使用料を払っているものでございます。

以上になります。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

今現在のシステムとして、役場で工事とかいろんなのを積算した場合には、誰がやろうが職員は単価表も持ってない、それこそ積算するためのいろんな歩掛がどうだの、そういうのを持ってないということでもよろしいのですか。俺はそういうのはないのではないかと思うのですが。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

この農業土木の積算システム内に単価表に掲載されている単価が掲載されているということで、データ使用料としてお支払いしているものになります。町として持っていないというよりは、建設物価協会でお示しされている単価表を使用して、積算をしているということになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

9番。

○9番阿部吉衛委員

きのうも質問しましたが、きょうは6款、90ページ、3目、13節ですが、海中瓦れき処分等の委託料とありますが、これどのように配分されているのですか。オランダ島の瓦れき等も入っているのでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

では、瓦れき撤去処分委託料についてご説明いたします。

この委託料は、震災によりまして漁港内や、あとは湾内に残る海中瓦れき、あとは台風や低気圧で流れてきた漁港等に打ち上げられた流木、それらの収集、運搬、処分の委託料となります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

9番。

○9番阿部吉衛委員

そうならば、私北浜に住んでいるのですが、北浜船揚場あたりにもがらっと今そういうものがそのまま放置されています。この辺も山田を回って歩いているのか、その辺お願いします。もう一度。

そのほか、大島のほうの運搬とかそういうのも入っていないのか。この間も多分運搬したと思うのですが、そっちのほうの関係はどうなっているのでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

それでは、瓦れき撤去についてお答えいたします。

北浜とか県営漁港の瓦れきとか打ち上げの流木、それにつきましては県のほうにお願いしているという状況です。あと、大島につきましては倒木等があって、それが養殖施設とかそういったところに影響を及ぼすというようなときには、こちらの委託料で処分しております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

9番。

○9番阿部吉衛委員

では、最後にもう一つ。7款です、95ページ。先ほども同僚委員が言っていましたが、13節の小型客船の委託ということになっていますが、きのうも質問しました。その中で、今航路とかそれでなかなか申し込んでも1カ月ぐらいかかると。去年は私たち、子供たちのために大島の清掃活動ということで1カ月前からお願いしたのですが、やはり大島あたりまでは航路とかそういうふうなのは関係なく、大丈夫貸し出しできるのでしょうか。

それとあと、またもう一つ、今これから夏に向けて海童丸を使用したいものですから、乗りおりの手すりとか、あと多分夏にかけて点検して屋根をかけるとか、そういう設備等の計画はないのか、そこら辺お願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

小型旅客船についてお答え申し上げます。

1点目につきましては、そのとおり利用できるということであります。

2点目の改修の件につきましては、確かに段差があるので、乗りおりのときは今工夫してやっているところがございます。改修の方法としましては、1つは本体ではなくて外部でタラップを利用したりとか、そういうのも考えられているところがございますけれども、現在のところは計画はまだございませんけれども、これから検討していきたいと考えております。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

85ページ、畜産振興費の中で宮古地区行政組合の屠畜とあるわけですが、金額的に2,000円なのですが、これ今まで何十年と金額が載ってきているわけですが、これは今でも屠畜場はあるのかないものか、いつまでこれは負担しなければならないかと。

それから、広域牧場推進補助金、これも広域の関係ですからどこにその牧場があるのかということとです。

それから、91ページ、港湾建設の関係で工事請負費、織笠漁港4,200万計上されておるわけですが、これはどこのやつをどういうふうに直すのか、明細ちょっと教えていただきたいと。

以上3点。

○委員長（吉川淑子）

小成補佐。

○農林課係長（小成勝也）

まず、1点目の屠畜負担金についてご説明申し上げます。現在近内のほうにありました屠畜場なのですが、閉鎖をされておりますが、まだ建物が残っているということで、その建物の管理の費用として、建物の保険料としてお支払いしているものになります。今後広域行政組合との情報共有をし、いつまで続くのかというところを確認しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の広域牧場についてですが、広域的基幹牧野として、亀ヶ森の牧場、そちらのほうに広域の牧場がございます。町のほうから使用があった際にお支払いしている使用料というふうになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

それでは、3点目の織笠漁港施設機能強化事業工事費についてお答えいたします。工事の場所としましては、織笠防潮堤と接する部分の臨港道路、あるいは漁港用地のかさ上げという、その工事費になっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

それでは、微々たるお金2,000円、これずっとお支払いしているわけです。ただ、はっきり言ってこの施設は見た限りでは使い物にならないと。それで、いつ解体するのかなと思って私もずっと見ておるのですが、全然そういう傾向がないと。解体するにはお互いに広域ですから皆さんでお金を出して、解体しなければならないと思うのですが、ある程度早くやらねば、あそこ子供らがおって、火つけてはまた大変なことになるということで、そこ広域で皆さんのところでちゃんと早く撤去していただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の牧野はわかりました。

3番目の織笠、あとちょっと詳しくお願いしたいのですが。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

それでは、織笠漁港の機能強化事業についてお答えいたします。

工事の内容、先ほども申しましたが、今織笠の防潮堤工事が隣で行われているということで、そこで工程を調整しながら工事を進めなければならないということで、今織笠漁港で残っているのが防潮

堤沿い、ある一部防潮堤ができていない部分の隣の用地のかさ上げということになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

屠畜場についてでございますが、広域で今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番坂本 正委員

わかりました。以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

84ページです。3目の19節、一番上の農用地災害復旧関連負担金、これが昨年よりも大幅にアップしていますので、ちょっと説明お願いしたいです。

あとは85ページ、4目24節、いわて畜産流通センターの出資金です。この金額が今まで計上されていたのかどうかの確認です。もしこれが新たに出てきたのならば、目途を教えてください。

93ページ、2目の13節委託料、このページの一番下、建築確認申請業務委託料、これがどこにかかってくるのかを教えてください。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

1点目の農用地災害復旧関連区画整理事業の負担金についてご説明いたします。

この事業なのですが、県事業として行っている圃場の整備となります。昨年度まで実施していた圃場については、町の負担が1%ということで計算がされておりました。今回実施をする予定となっている場所なのですが、荒川圃場となっております、場所については7.5%の町負担ということとなっておりますので、金額が大幅に上がっていることとなります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

川口課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは岩畜の出資金の関係についてお答えいたします。

いわて畜産流通センターといたしまして、豚の屠殺場の老朽化が進み、かつ出荷量がふえたということから、施設の新築をしたいということで増資のお願いがあったということでございます。岩手県

並びに各市町村等、同じような考え方で配分されていまして、今回この金額を盛ったということでございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

それでは、3点目の商工業振興費のうち建築確認申請業務委託料についてお答えいたします。

この委託料については、仮設施設のうち応急仮設建築物として存続しているものの建築確認に係る委託料となります。

以上でございます。

（「応急仮設の何だって」と呼ぶ者あり）

○水産商工課長補佐（佐々木文明）

応急仮設建築物として存続している施設です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

1点目の件ですけれども、私は災害復旧というから船越のことかと思ったのですけれども、荒川というのですけれども、災害復旧で合っているのかどうか、ちょっと疑問なのだけれども、済みません、単純に教えてください。

あと、2点目は大体理解できるのですけれども、前にも問題になった死んでしまった家畜の処分とかもあそこでやってもらうのかな。今までなかったと、困っているという話だったのだけれども。

3点目はわかりました。

○委員長（吉川淑子）

小成係長。

○農林課係長（小成勝也）

1点目の農用地災害復旧の関連区画整理事業としてやっているものですけれども、町内の被災農地を含めて、町全体として被災をした市町村であるということで、豊間根地区においてもこの事業を取り入れて実施をしていったものでございます。被災農地については1%で計算をされていたと、豊間根地区については直接の被害がなかったということで、7.5%の町負担ということで実施をしているものでございます。

○委員長（吉川淑子）

川口課長。

○農林課長（川口徹也）

いわて畜産流通センターにおきましては、死亡した獣畜については受け入れておりません。  
以上です。

○委員長（吉川淑子）

そのほか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

進行いたします。6款農林水産業費から7款商工費までの質疑を終わります。  
入れかえがありますね。暫時休憩いたします。

午後 1時23分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（吉川淑子）

会議を再開します。

8款土木費から9款消防費までの質疑を許します。8番。

○8番関 清貴委員

私からは土木費の99ページ、工事請負費の街路灯設置工事費200万取っていますが、これは年間200万ということで、何カ所ぐらいを予定しているのかお聞きいたします。

次に、102ページの河川総務費の急傾斜地の負担金ですが、700万、これ何カ所、どことどこなのか質問いたします。

あと、106ページ、13節委託料、公園遊器具点検委託料、ここも金額が書いていないのでわかりませんが、何カ所、どこの公園を予定しているのかお聞きいたします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

まず、1点目の街路灯の整備箇所数なのですが、30年度200万円ということで、電力柱等へ添架する部分として20基、そしてポール柱への設置ということで7基を予定しております。

2点目の急傾斜地の負担金、どこの場所かということですが、こちらのほうは岩手県のほうで整備をしております、織笠保育園の裏ののり面のところになります。30年度で整備のほうが終わる予定となっております。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○建設課長補佐（佐々木政良）

それでは、3点目の都市公園内での遊器具点検委託料についてお答えいたします。

点検箇所につきましては4カ所予定をさせていただきます。場所につきましては、大沢公園、それからなかよし公園、それから船越公園、それから織笠の高台にできました公園、この4カ所で遊具の点検を予定させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

まず、順番に再質問させていただきます。街路灯の設置工事費、電力等には20基、ポールに7基ということですが、電力柱のほうは20基というのは、ある程度数があるのでわかるのですが、ポールの7基というのは、これ毎年7基でやっていきますか。そして、それが不足が生じているかどうか教えてください。

次に、急傾斜地については織笠保育園のところ、後ろで、平成30年度終了ということになりました。

あと、公園なのですけれども、公園の維持管理、例えばトイレ、長崎地区に下水道が整備されるのですが、仮設等が建っている公園もあるのですけれども、ただし便所はもう死んでいると。下水道の開設に伴って公園のトイレも下水道化するのかなど、その辺をお聞きいたします。

以上2点、よろしくをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

街路灯のほうなのですけれども、ポール柱7基ということなのですけれども、これはその年によって状況が変わってきておまして、電力柱があるところであれば電力柱のほうに防犯灯のほうを設置できるのですけれども、電力柱がない場所への設置ということになればポール柱を設置して、電力柱から引っ張ってくるというふうになります。それで、30年度7基ということで計上はしているのですけれども、今のところ田の浜地区の部分について設置のほうを予定しております。7基全てということではございませんが、3基ぐらいということでは予定しております。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○建設課長補佐（佐々木政良）

仮設住宅がございます公園でのトイレの下水道化というのはどうかといったご質問でございますが、山田地区におきましては区画整理事業の中で、公園のほうでトイレの設置を考えているところが2カ所考えてございます。その中で新たに公園がふえるというところでの公園の利用者等の状況も踏まえながら、既存の公園の利用というのも考えながら、そちらのほうのトイレ改修というのも検討してま

いりたいと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

最後になりますが、街路灯の設置についてはその年によって違うと、必要に迫られて補正等で対応することはないのか、その辺を聞いて、もし年によって違うということであれば、あるいは必要性が高いのであれば補正なんかで要求して、できるだけ住民の要望に応えたほうがよりよい予算の執行の仕方かなと思いますが、いかがでしょうか。

あと、公園のほうなのですけれども、私が聞いているのは公共施設には原則として下水道を設備するというものを、そういう頭が、固定観念があるのですが、公園は別なわけかどうか、その辺も確認したくて。公園であっても公共施設ですから、下水道は整備して、きれいな水を流したほうがいいかと思うのですけれども、その辺について聞いているわけですが、その辺の回答をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

必要な場所につきましては、設置のほうを検討を毎回しているわけですが、不足する場合には補正予算の要求ということで対応していきたいと思っております。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○建設課長補佐（佐々木政良）

公共施設への下水道整備はいかがかといったご質問でございますが、公共施設については確かに下水道整備ということは将来的には必要になってくるものと考えております。ただ、今現時点では区画整理事業の中で新たな公園ができてくるといったところで、そちらのほうは新たに設置するトイレについては下水道に接続されるトイレとなりますので、まずは利用のほうを確認、検討しながら、今後既設の公園についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

私からは100ページ、道路維持費の2目の13節委託料、この中に除排雪委託料と書いてありますが、今後これから予算確保するのに除排雪で確保するようにしたのですか。今までは除雪だけだったのですが、排雪までやるということは大変いいことなので、よろしくをお願いします。

あと、その下の3目の13節の委託料の豊間根の排水計画とか、軌道敷とか、いろんなものの委託があるようですが、排水計画についてはこの間の補正で落として、また新たにやるということなのか。

あとは、荒川の関係についてもそのとおりですが、歩道整備の関係、今回の中で設計に入れるような状態なのか。要するに圃場整備の中で創設換地を受けている部分、もう既に受けてこういう形にしますという方針が決まってからの委託なのか、それとも側溝まで含んだ委託なのか、その辺をお願いします。

あと、102ページの19節、急傾斜地の対策なのですが、場所はどこをお願いする予定なのか確認します。

あと、104ページの15節、消防水利施設整備工事費と書いてありますが、9款の3目の15節の部分とダブっているのか、それとも違うところをお互いに予算計上しているのか、その辺を確認したいと思います。

あと、112ページの13節の委託料なのですが、消火栓設置工事实設計業務委託というのは、どこに委託して、どういう形の中の設計をするのか。

以上。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

まず、除排雪委託料についてですけれども、こちらは排雪のほうも含んでおります。

次に、豊間根地区の排水路の整備についてなのですが、今年度工事費のほうを計上しておいたわけですが、住民説明会等行いまして、修正の設計等が出てまいりましたので、30年度で当初の予算のほうに工事費と修正設計のほうを盛りさせていただいております。

次に、荒川地区の歩道整備の業務委託についてですけれども、こちらのほうは県で行っている圃場整備のほうの創設換地ということで、歩道用地分を割り当てられておりまして、それでもって歩道の整備をする計画としております。詳細な面積等については、新年度に入って県のほうと詰めていくこととしております。

急傾斜地の負担金があるわけですが、こちらの場所ということなのですが、織笠保育園の裏側ののり面の部分になっております。

○委員長（吉川淑子）

佐藤補佐。

○建設課長補佐（佐藤哲也）

私からは104ページの15節の消防水利施設整備工事費についてですけれども、こちらは柳沢北浜地区の区画整理事業の中で設置する地下式消火栓の計上となっております。

あと、消防さんのほうで盛っているものとはダブっていません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐藤課長補佐。

○消防防災課長補佐（佐藤正彦）

消火栓設置工事实施設計の委託料ということですが、消火栓を設置するのに設計書を盛岡の業者さんに委託するということが予算を組みました。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

大変わかりましたが、今までの除雪に関してなのですが、要するに除雪だけ、排雪はやるという条件は今まではなかったですよ。とりあえず道路除雪だけやってということなので、これからは排雪まで業者に委託するというようなことでよろしいですね。

あとは、荒川の歩道に関してなのですが、換地の部分については決定しているのです。そして、場所的には多分圃場整備に関係ある部分は金塚あたりまでだと思うのですが、その後の計画というのは全然計画も立てないで、ただ単なる、要するに圃場整備に関するところだけ設計させるということなのですか。その辺をはっきり答えてほしいと思います。歩道がつくところが全て圃場整備内とは限っていないと思うので、その辺の用地の問題も含めてお答え願いたいと思います。

あと、急傾斜地はわかりました。

あと、だったら消防の消火栓の関係なのですが、今まで全て消火栓の設置については委託しているのか。私は水道課のほうで設計してからやっているのではないかなと思っていましたが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

除排雪の業務についてですが、これまでも排雪が必要となった部分については業者のほうにお願いをして、排雪をしてもらっているというところがございます。

次に、荒川地区の歩道整備についてなのですが、計画としましては白山船石線の新しく三陸沿岸道路が整備されたわけですが、そのボックス付近から金塚までの整備ということで計画しております。それで、用地の部分につきましては、圃場整備のほうで換地されますので、その部分を歩道用地として買収をするということになっております。それ以外の計画につきましては、金塚までの計画としております。

○委員長（吉川淑子）

消防防災課長補佐。

○消防防災課長補佐（佐藤正彦）

先ほどの質問にお答えします。

今年度までは水道でやっていたけれども、来年度以降、業者さんのほうに委託するという  
ことで水道と協議しました。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

3回目ですのであれですが、荒川地区の歩道に関してなのですけれども、白山から船石線という、  
路線的には多分馬鞍と船石の分かれのところまでが船石線になっているのではないかなと思うので  
すが、歩道設置というのは何のためにやるのですか。要するに目的は多分歩道ですので、変な話、通学  
も含めて安全に歩行者を通すためにつくるのが歩道だと思うのです。それを圃場整備で創設換地があ  
るから、その部分だけ歩道をつくりますよというようなのは、全体計画に基づいた形にはならないの  
ではないですか。全部をひっくるめてやる、その中に創設換地の場所がありますよ、そこはそういう  
形でやりますよ、そのほうがこういう計画を持っていますよということまでやらなかったら、歩道計  
画にならないのではないですか。そうと思いますが、いかがでしょうか。

あと、消火栓の設置に関してなのですけれども、今までは水道でやって、多分それがベターだと思  
います。何もこんな業者頼んでやる必要はないね。その辺は公営企業法が張りついて、水道は費用対  
効果の中でもうからないのをつくるとか、ああだこうだの話になっているかどうかかわからないので  
すが、やっぱりやってくれるのが当たり前ではないですか。お金的にどうのこうのではないのです  
が、消火栓についてもそのとおり、防火水槽になったら建設課のほうで、何とかそれで協力してやるよ  
うな体制をとるような格好にしなければ、今度は防火水槽も40トンにしたいということで、また設計  
委託するのですか。そんなのだから絶対に最終的に基準どおりにできないのではないかなと思うので  
すが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

川守田課長。

○建設課長（川守田正人）

荒川地区の歩道整備についてです。何のためにするのかということは委員おっしゃるとおりで、子  
供たちの安全な通行を確保するために実施するものだというので、その認識は同じでございます。  
全体計画をつくって歩道の整備をすべきではないかということなのですけれども、まずは歩道整備を  
するに至った経過、経緯というのがございます。荒川の圃場整備をするに当たり、土地改良区のほう

で用地を換地して町に買ってもらって、その部分で事業費に充てたいということで要望を受けまして、歩道部分の用地を創設するので、町のほうで何とか子供たちの安全のために歩道をつくってくれないかというような要望に基づきまして、町のほうでもそれに応えたということでございます。実際歩道のできる部分については創設換地部分、金塚の付近までということになります。それ以降、金塚から先の部分については支障となる家屋等もたくさんございます。それに墓地とか石碑等もたくさんございます。南側のほうについては道路との高低差も非常に高く、そこに歩道を設置するとなると非常に事業費もかかってくるということで、建設課、町のほうで計画したのが金塚までの歩道整備ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

消防防災課、小林課長。

○消防防災課長（小林達広）

消火栓の設計委託の関係についてお答えをいたします。

確かに現在までこの設計の委託につきましては上下水道課のご協力をいただいてやってきたところでありまして、30年度につきましては消火栓の設置予定数が4基ということでございます。これらについて上下水道課と協議をさせていただいた結果、最終的には民間への委託ということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

1点目が105ページ、3目の都市公園費、8節の報償費なのですけれども、先ほど公園のトイレの話が出たのですけれども、なかよし公園のトイレの管理は昨年この報償費の部分で賄っていたと思うのですが、ここが増額されているのですけれども、なかよし公園のトイレの管理とかというのは増額されている報償費で行うのか、あるいはこの下のほうに追加されている管理料でやるのかというところをちょっとお聞きしたいです。

あとは、2点目は109ページ、13節の委託料で町営住宅の指定管理なのですけれども、ここの管理を  
・・決まっていれば教えていただきたいのと、  
あとはこの予算の対象になっている団地名を教えてください。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○建設課長補佐（佐々木政良）

1点目の都市公園費における報償費についてでございます。こちら増額となつてございますのは、今年度までは2カ所の清掃管理ということで計上させていただいておりましたが、復興事業の進捗によりまして新たに4カ所ふえてございます。織笠の高台団地の中で3つ、それから織笠の区画整理事

業の中で1カ所というところでふえてございます。その増に対応しての報償費の増となってございます。

清掃管理につきましては、なるだけその地域のコミュニティー団体さんのほうにご協力をいただきながら、清掃活動のほうは進めていただいているところでございますので、清掃費については報償費の中で対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

加藤補佐。

○建築住宅課長補佐（加藤紀彦）

私のほうからは109ページ、指定管理委託料についてお答えをいたします。

先ほど委員さんのほうから特定の業者の名前が出ましたけれども、まだ決まってはおりませんので、よろしく申し上げます。これから選定ということになります。指定管理にする団地についてですが、町営住宅、これまでの団地と災害公営住宅、全ての団地を管理委託するという方向で検討しております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

1点目の公園のトイレの管理なのですけれども、この報償費の増額に関してはふえた公園の分に該当するという事なので、それはそれでいいのですが、去年の決算委員会でもお話ししたとおり、なかよし公園のトイレが汚いというので去年話題にもなっていましたので、このことを考えると既存トイレの改修は今後考えていって、先ほど8番委員の質問の答弁にもありましたけれども、それまでの間の管理、そこの部分もちょっと見ていただければと思います。

2点目に関しては失礼しました。まだ決まっていないということなので、わかりました。

（何事か呼ぶ者あり）

○5番田老賢也委員

そうですね。・・・・・・・・・・・・・・・・取り消しいたします。失礼いたしました。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

6番、木村委員。

○6番木村洋子委員

最後に1点お願いいたします。99ページになります。道路総務費の中の15節の、先ほど8番委員も述べられたところなのですが、工事請負費の街路灯の部分ですけれども、200万円という設定がありま

すが、4年ごとに住民アンケートとかとりまして、やはり街路灯の要望が本当に住民の一番の要求だなどと思って見えています。それで、私も自分の住んでいるところに限らず、要望とかを役場に持っているのですが、これがなかなか、予算もあることなので難しいところもありまして、基準がありますということなのですが、基準以外でも、木が生い茂っていたりカーブだったり、いろんな条件がありまして、その基準に満たなくても何とか設置してほしいということで、何度も言ってもだめな場合があるのですが、そういう住民要求が強いということをお願いして、そこら辺を何とかクリアするように、設置してくださるようお願いしたいと思うのですが、そこを答弁お願いします。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

委員おっしゃるとおり、街路灯の設置の要望につきましては多い状況となっております。ただ、町のほうとしましても設置の基準を持っております。3戸以上の宅地が連檐している部分ということで、基準を設けてやっているわけですがけれども、ただこの基準だけに縛られて設置をしないというわけではございません。見通しが悪いところ、カーブのところなどについては職員が現地のほうを立ち会った上で、本当に必要な部分なのかどうかというのを判断させていただいて、設置をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

頑張っている部分はわかるのですがけれども、私も頑張って、もう何回も来てもなかなかわかってもらえない部分もありますので、これが仕事だと思っていますので、どうか今後も住民の要求を受けるように努力していただけますようによろしくお願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

1点だけです。108ページ、しつこいようですがけれども、5目の15節、観光物産交流センターの工事費ですがけれども、このぐらいの額を持ってきているのですがけれども、場所とか、あとは管理者だとか、そこまで説明できますか。

○委員長（吉川淑子）

沢田係長。

○復興企画課係長（沢田真央）

108ページ、5目津波復興拠点整備費、15節工事請負費のことについて説明させていただきます。

こちらの観光物産交流センターというものは、実は陸中山田駅のことでございます。したがって、

整備する場所としましては、はびねの隣の土地になります。管理者としましては、今後検討していくところではございますが、駅舎の中で観光案内業務を行うということを想定しておりますので、この業務ができる者が管理者になり得ると思われまます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

歳入で聞いたところのと絡みがあるかと思って、済みませんでした。わかりました。

○委員長（吉川淑子）

そのほかございませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

8款土木費から9款消防費までの質疑を終わります。

○

○委員長（吉川淑子）

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2時04分散会

平成30年予算特別委員会 会議記録（第3日）

開催議会	平成30年第1回山田町議会定例会		
開催場所	山田町中央コミュニティセンター2階集会室		
開閉会日時	開議	平成30年3月12日（月） 10時00分	
	閉会	平成30年3月12日（月） 12時00分	
委員の出席状況			
総委員数13名のうち 出席12名 欠席0名 （欠員1名）			
議席番号	氏名	出欠	備考
1	阿部 幸一	出席	
2			
3	佐藤 克典	出席	
4	黒沢 一成	出席	
5	田老 賢也	出席	
6	木村 洋子	出席	
7	尾形 英明	出席	
8	関 清貴	出席	
9	阿部 吉衛	出席	
10	坂本 正	出席	
11	菊地 光明	出席	
12	山崎 泰昌	出席	副委員長
13	吉川 淑子	出席	臨時委員長・委員長
14	昆 暉雄	出席	議長・委員外
地方自治法第121条の説明員 佐藤信逸町長他関係課長等			
会議の経過は、別紙のとおり			

平成30年 3月12日

平成30年第1回山田町議会定例会予算特別委員会会議録

午前10時開議

午前10時00分開議

○

○委員長（吉川淑子）

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。  
これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○委員長（吉川淑子）

議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算について、引き続き審議を行います。

10款教育費の質疑を許します。8番。

○8番関 清貴委員

私からは、教育費の116ページの小学校費の11節需用費、修繕料あるわけですが、この中にトイレの洋式化の計画があるかどうかお聞きいたします。

次に、118ページの2目の教育振興費の扶助費、援助費扶助金が出ているわけですが、これは教育振興費のほうにも出ていますが、震災後ふえる傾向にあるのか、それとも落ち着いたという言い方はおかしいですが、どのような傾向にあるのか教えてください。

あと、129ページの鯨と海の科学館の13節委託料、この中には平成30年度のイベント経費も含まれているのかどうか。項目を見ますとイベント費用はないようですが、それともどこにか含まれているのかどうか教えてください。

あとは、132ページの保健体育施設費ですけれども、18節備品購入費がありますが、この備品購入費はどこに何を備品購入するのか。というのは、中学校のほうの町民グラウンド、野球場とかテニスコート等々があるわけですが、それを整備するための備品購入費の費用なのかどうか知りたくて質問いたします。

次の学校給食施設費ですけれども、今年度上がっているわけですが、これの工事費と委託料等、先日も7番委員のほうから質問がありましたが、従前のように予定価格を公表しないで応札をした場合、果たして応札者がいるかどうか、その辺が懸念される場所ですが、やはり従前どおりの方法でやるのかどうか、その辺確認したいと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

田畑課長補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、私のほうから1点目のトイレ洋式化についてということについてお答えをいたします。小学校費の修繕のところですが、まずその内訳といたしまして、小学校の修繕270、バスの修繕が100ということで、370万円を計上させていただいております。トイレの洋式化というところで、来年度については必要に応じてこの修繕の中で対応できるものについては対応をするということで行ってまいりたいと思います。ただ、今現在どこの学校をやるということは決まっておりません。

続いて、扶助費の件についてでございますけれども、震災後どのような傾向かということですが、震災以降、年々対象は少なくなっているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

川向係長。

○生涯学習課係長（川向聖子）

私からは鯨と海の科学館につきまして回答させていただきます。鯨館は、館の施設管理と講座、企画展、イベント等の実施については外部に委託する予定であります。したがって、委託料にイベント等の開催費用も含まれております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

関係長。

○生涯学習課係長（関 周平）

それでは、私からは保健体育施設費の備品購入費について説明させていただきます。今年度予算計上している備品購入費は、B&Gの艇庫に設置します船の進水用台車2台を考えております。町民グラウンド整備のための芝刈り機等の計上は、今年度はしておりません。

○委員長（吉川淑子）

古館課長。

○財政課長（古館 隆）

5点目の学校給食センターの発注方式についてお答えします。昨日も担当の補佐のほうからお話が合ったとおり、入札制度に係ることになりますので、事前公表はしないで入札で発注したいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

まず、トイレの洋式化は、私が今聞いたところの解釈では修繕料の中で、もし必要となればやると、

そしてまた小学校のほうのどこをやるかというのは特定していないということではありますが、まず予算の中にできれば入れて、当初からやったほうが効用が早く果たせてよいのかなと考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

あと、援助費扶助金については、震災後対象が少なくなってきたということは、やはり経済状況がよくなったのかなということをもっと感じるわけですが、それでも今子供の貧困ということで、状況がよくなってもなかなか回復しない部分があると思いますが、今後このような援助費扶助金に対する制度というのを教育委員会としては積極的というか、きちんと寄り添って、需要等を調査する必要があるかと思いますが、その辺についての考え方をお聞かせください。

あと、鯨と海の科学館、この中にイベント費が含まれているということによろしいですね。はい、わかりました、それは。

そして、次の備品購入の件ですけれども、まず艇庫のほうの利用の備品購入ということですが、町民グラウンドの野球場、あそこいつも通れば本当にきれいに整備されているのです。それなのですけれども、何か刈り払い機が順調に動いているかどうか、たまに通れば何か一生懸命人のほうの力をかりてやっているようで、草刈り機を整備すればもっともっときれいになって、町民の人たちの利用がしやすくなりますし、もちろん中学校のほうでもそういう野球の目的で頑張る子供たちも出てきて、管理もしやすくて、環境のもとでできるかなと思うのですけれども、その辺について野球場の草刈り機の予定、今年度ないというのは聞きましたが、私はそのような状況なので、ぜひ草刈り機を購入しまして、きちんと管理をして、できるだけ野球場を利用する人たちのためにきちんとすべきだなと考えますが、そこを伺います。

あと、入札制度は、まず今までどおりやるということは聞きましたが、応札がなかった場合の素早い対応というか、その辺については過去二、三年の例を反省しながらどのように対応していくつもりなのか。というのは、この工事がもし半年も1年もおくれるということになれば大変なことになりますから、そのようなことはないと思いますが、とりあえず今わからないと言われればそれまでですが、どのような考え方で臨むところか、その辺をお聞かせください。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、お答えをいたします。

まず、トイレの洋式化、当初に盛るべきではないかというお話だったと思いますが、今現在小中学校では全ての学校に洋式トイレはあります。ただ、割合とすればもちろん和式のほうが多いわけですが、そのような状況でございます。4月初めに必要な学校については、今年度の予算で今改修をする予定で、4月1日に間に合うようにしているところでございます。

それでは、2点目の扶助費のほうなのですけれども、被災対応の分については県の100%の扶助、援助となるわけですけれども、今後についてはそのような状況を見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

関係長。

○生涯学習課係長（関 周平）

町民グラウンド野球場の芝刈り機の件ですが、こちらは昨年度修理しまして、今年度も利用可能と考えております。機械の状況等を考えて、更新等については検討していきますが、今年度は今の機械で利用可能だと考えております。

○委員長（吉川淑子）

古舘課長。

○財政課長（古舘 隆）

入札制度についてお答えします。委員ご心配のとおりだとは思いますが、公告して業者さんのほうが応札の希望があるかどうかというのは、公告してみなければわからないところは正直あると思いますが、極力そのようなことがないように内部でもさまざま検討して、供用開始がずれないように対応していきたいと考えております。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

わかりました。第1点目のトイレのほう、当初でできるのは当初で予定しているようですので、私が質問するのはその発端というのは、子供が大便のほうに寄らないで、うちのほうに慌てて帰ってきて、それから無理をしてやっている例を二、三聞いたので、健康上よくないということがありまして、こうやってお願いしているわけでございます。わかりました。よろしくその辺お願いしたいと思います。

2点目の扶助費についてもわかりました。県のほうを100%使いながらやるということで、県のほうの補助もそのうちなくなるかもしれませんが、ぜひいろんな制度ありますでしょうから、それを利用して、山田町の子供たちがすくすく育つようによろしくお願いしたいと思います。

そして、入札もわかりました。

あと、備品購入のほうも修理したばかりだということで、もしその修理がまた壊れたら、そろそろ考えるころではないかなと私自身思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

3点について。1つ目が114ページ、真ん中の下のあたりの負担金の町学校警察連絡協議会補助金の20万というのがあるのですが、これはどういった使われ方をしているのか。

2つ目が125ページから126ページにかけてですが、埋蔵文化財収蔵庫の建設が入っているのですが、これがどれぐらいの広さのものなのか、場所をどこにつくるのかで、あとは展示の部分は考えていないのかどうか。

3つ目が132ページの給食センターの工事なのですが、給食センター建設するに当たって、中学校の下のところの公園を先に整備することになっているのですが、給食センターの工事がいつごろから始まるのかで、下の公園の整備が先に終わらなければならないのですが、それが大丈夫なのかどうか。

以上3点、お願いします。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、1点目の学校警察連絡協議会の補助の内容についてでございます。これについては、学校とか警察の方々と、例を挙げればお祭りのときの巡回とか、そういうものの活動にまず充てているような団体の補助ということになっております。事務局は中学校のほうが行っておりますので、そちらに対して補助を行っているものでございます。

続きまして、学校教育のほうに関連するところで、132ページの給食センターの工事についてでございます。今現在予定しておりますのは30年の8月から工事に入りたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（吉川淑子）

川向係長。

○生涯学習課係長（川向聖子）

それでは、埋蔵文化財収蔵庫につきまして説明させていただきます。この埋蔵文化財収蔵庫の建設事業につきましては、復興交付金の効果促進事業を導入して行うものになります。ですので、入れるものは復興事業に係る発掘調査で出土した出土品ということになります。ですので、あくまでつくるものは収蔵庫、収蔵施設となります。今概算で約1,100平米ぐらいを想定しております。候補地につきましては、2カ所を現在候補地として挙げておまして、選定に向けて協議を進めているところです。展示施設につきましては補助対象外となりますので、今回の事業には入っておりません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐藤補佐。

○建設課長補佐（佐藤哲也）

私のほうからは織笠の多目的広場についてご説明いたします。開札なのですけれども、あしたの予定になっております。工事は、1工区、2工区に分けて工事を行います。まず、1工区なのですけれども、グラウンド、運動場のほうを最初に1工区として8月までに完成させる予定になっております。一応全体の工期は来年の1月ということで予定になっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

警察連絡協議会の部分は、お祭り等の見回りということで大体わかるのですけれども、指導員さんとかとは別なのでしょうか。交通指導員さんとか見回っていますけれども、そちらとは別ということなのか。おまわりさんはおまわりさんで見回るのですけれども、それ以外に例えばPTAのほうの方が見回ったりするのかどうか。

次の文化財のところですが、効果促進でつくれるというので、そういう部分では町の持ち出しがないようなので、いいのですけれども、ただせっかく出たものなので、展示についてもこれから考えていただきたいのですけれども、そこはどうなのか。

給食センターについては、1期の工事が、下の公園ですけれども、8月までに終わるということなのですけれども、とりあえず運動として使える部分が8月までということだとは思っているのですけれども、そこらが給食センターの工事が始まると、下のグラウンドとして使える部分が完成するのが前後しないようにだけお願いします。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、1点目の学校警察連絡協議会の部分についてお答えをします。先ほども申しましたけれども、お祭りの巡回等があるわけですから、児童生徒の非行防止の部分で、健全育成に係る部分についての活動への補助となっております。もちろんPTAの役員さん、担当の方々も見回りをしていただいているわけですが、そのような中でもこの補助が使われているというところでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

川向係長。

○生涯学習課係長（川向聖子）

展示、あと活用につきましては、生涯学習事業の一環として学校や集会施設、コミュニティセンターなどに出向いて、そこで企画展をしたり歴史のお話をさせていただきまして、地元の宝を知っていただくように努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

警察連絡協議会については内容はわかりました。1つだけ、中学校の状態ですけれども、荒れる心配がないのか、現状がどうなのかだけお願いします。

あと、文化財については出前講座でもないですけれども、そういう形でやっていくようなのですけれども、常設展示するような、大きなものではなくていいのですけれども、小さなものでいいけれども、中身を入れかえながら展示するスペースがやっぱり町に1つぐらいは必要なかなと思うので、すぐではなくていいですけれども、そこを考えていっていただきたいと思います。

○委員長（吉川淑子）

田畑課長補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、山田中学校の現状についてということでございました。山田中学校のまず現状は、全体的に落ち着いているというふうに思っております。修繕費を使いまして校舎の中、破損している箇所を昨年度大規模に直しました。そのおかげもあるのかどうかあれですが、今年度大きな修繕、破損等の報告は一切受けていない状況ですので、そこら辺については落ち着いているのかなというふうに思っております。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

1点目が117ページの13節の委託料のスクールバスの運行委託料で、船越小学校のスクールバスが減っているのですけれども、その計画がどういうふうになっているのか説明願います。

2点目が124ページ、8節報償費で報償金が倍増しているのですが、ここの用途を説明願います。

次が128ページ、一番下にふれあいセンターの専門員の報酬が計上されているのですけれども、これに関して人員の変更とか、あるいは今の時点で人がかわるとか、そういったことがあるのかお願いします。

それと、もう一つ、はびねとか図書館の運営の方針に関してなのですけれども……ごめんなさい、ちょっと全般の話になるのですが。図書館の利用に際して、何か読んでいるからすれば子供がうるさいとかという話が出ているようなのですが、その件に関して役場のほうでふれあいセンターの運営

方針をどのように考えているかというのを説明願います。

最後、116ページ、済みません、戻るのですが、先ほど8番委員からも話が出た11節の需用費のところです。体育館のトイレの洋式化を考えているかどうかというところを説明願います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、1点目のスクールバスの委託料の減についてというところでございます。これについては当初4台で委託運行しておりましたが、浦の浜、田の浜の高台道路ができたことによりまして、今現在そこは徒歩通になっております。そこで1台減ということで、4台が3台になっているというところでの減額しているところでございます。

それから、体育館のトイレの洋式化についてですけれども、今現在予定というか、当初のほうの予算では予定しておりませんが、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（吉川淑子）

五十嵐補佐。

○生涯学習課長補佐（五十嵐 亮）

2点目の報償費の増の部分についてご説明をします。こちらのほうは仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業という国の補助金のほうを使わせていただきまして、地域、学校共同の活動のほうをしていただくコーディネーターさんの報償の費用となって、増となっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

中屋課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

それでは、私のほうからふれあいセンター専門員の報酬の関係でお答えいたします。ふれあいセンター専門員のほうは任期が1年というふうになっておりまして、今おられる方は今年度で終わりということで、現在募集をしているところであります。

あと、それと関連してはびねと図書館の事業の関係でございますけれども、田老委員がおっしゃるようなあそこはふれあいセンターということで、子供からお年寄りが集う、触れ合える場所と、あとは図書館ということで、静かに読書をするということで、なかなか運営上難しいところもあって、確かにちょっと子供たちがうるさいというような苦情も承知しております。それで、ふれあいセンターはびねのほうもいろいろ立ち上がったばかりで、各種事業をやってきたわけですがけれども、30年度からその辺の事業、あとは図書館との絡みの運営の仕方については、今後ちょっと協議、内部のほうで

会議を持ちまして、運営について事業を整理するなり、あとはどういうふうに調整を図るかという部分については今後検討していくところです。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

スクールバスの件についてはわかりました。

2点目の報償金の件もわかりました。

ふれあいセンターの専門員さんの件なのですが、今図書館がうるさいという話をしたのですが、どっちかという子供、もともとの施設を建てた理由というのが子供たちがいる場所として建てたはずなので、そういううるさいという苦情があるのも理解はできるのですが、奥にゆっくり読めるスペースはあるわけなので、子供たちがいるスペースというのは間違いなくなくさないように、そういう苦情はあるのでしょうかけれども、そういう方向で運営していただきたいなと思います。

それから、専門員についてなのですが、今の人が今年度で終わるということで、子供たちからは町の役場のほうに要望書を提出したという話なのですが、その扱いがどうなっているかというのをお願いします。

トイレの修繕計画に関してなのですが、体育館のトイレの洋式化というのが全部ではないにしても、必要だなと思っていて、特に災害のときに避難する人が多い小学校の体育館です。体育館に避難するわけなので、トイレの件がすごく大変らしくて、特に障害のある方とか、足腰が不自由な方が避難したときに洋式ではないとできないと。今簡易のトイレはあるけれども、簡易のトイレだとすぐいっぱいになってしまって、トイレの世話だけでかなり人手が取られてしまうという状況らしいので、その部分に関しては今後検討していく必要があると思います。この部分に関してもう一度お願いします。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、体育館のトイレについてお答えをします。委員おっしゃるとおり、全部の学校の体育館に今現在洋式のトイレがあるわけではございません。避難所になったときの大変さの話も伺っておいりましたので、関係課等とも協議しながら、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（吉川淑子）

中屋課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

ふれあいセンターはびねの関係でございますけれども、委員がおっしゃられたとおり、当初の目的、あそこはセーブ・ザ・チルドレン、サントリーホールディングスのお金もいただいてつくった施設でありますので、設立の目的は忘れないで運営していきたいなというふうに思います。

あとは、専門員の今期で終わるということについての要望書については、私が直接受け取りましたので、教育委員会のほうでは承知しているところです。扱いということですが、その部分についてはいずれ募集かけていますし、人事にかかわる部分ですので、それについてはちょっと答弁できないかなというふうに思います。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

かぶりますけれども、118ページです。2目の20節の扶助費、さっきの補佐の答弁では中学校と合わせて総体的には減っているのかもしれないのですけれども、小学校のほうが今年度は昨年度より増加しています。さっきの答弁を聞くと震災がだんだん落ち着いてきて、よくなってきているという状況だというのですけれども、ちょっとその辺が整合性がないので、そこはもう一回確かめます。

あとは、125ページ、これも同じです。かぶりますけれども、2目の13節の埋蔵文化財収蔵庫、設計施工から約4億で建てる建物ですよね。建てるのには単費はないのですけれども、町費はないのですけれども、これからのランニングコストとかは発生するわけです。そうなったときに、4番が言ったとおり展示場でも併設して、入館料とかもいただくようにしたり、人を集めるような工夫が私は必要になってくると思うのですけれども、その辺の見解を伺います。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

援助費、扶助費のところについてお答えをします。人数については年々減ってきているというお話をさせていただきました。今回予算がふえている部分というのは、新入学児童生徒の学用品費の前倒し支給に係る部分が大きく反映されているところでございますので、その部分で若干ふえているというふうになっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

川向係長。

○生涯学習課係長（川向聖子）

文化財収蔵庫につきましては、併設する展示施設等につきましては現状では考えておりません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

1点目の件は、今までやっていなかった前倒しの事業をやっていると。やらなければならない理由  
は。

あと2点目、ランニングコストのことについて何も答弁がない。

○委員長（吉川淑子）

田畑補佐。

○学校教育課長補佐（田畑作典）

それでは、援助費、扶助費の前倒し支給のところについてお答えをします。国のほうの要綱とい  
いますか、改正をされまして、前倒し支給ができるということに変わったところがございます。それ  
にあわせて町のほうでも今年度から前倒し支給をするというふうに方針を決めたところございま  
すので、よろしくをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

川向係長。

○生涯学習課係長（川向聖子）

埋蔵文化財収蔵庫のランニングコストですが、今の時点では光熱水費、あとは出土品の保存に係る  
消耗品費等を想定しております。特に光熱水費等につきましては、基本設計において極力ランニング  
コストを抑えられるように設計のほうを工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

1点目のはわかりました。

2点目のほうですけれども、今の川向さんの答弁でちょっと解せなかったのは、昨年度は保存処理  
分とかという名目で200万近いのが出ていたのだけれども、今回載っていない。ただ、今の答弁だ  
とまたそういうのが出てきそうな答弁なのだけれども、その辺は。もう終了したのではないの。

○委員長（吉川淑子）

川向係長。

○生涯学習課係長（川向聖子）

今年度計上しました鉄製品の保存処理につきましては、平成8年の三陸縦貫自動車道の建設に伴っ  
て、岩手県の埋蔵文化財センターが発掘しました、今の北小学校の裏にある房の沢古墳群から出土し  
た蕨手刀を初めとする刀剣類、あとは農具、馬具等の鉄製品の保存処理を行ったものです。こちらに

つきましては、効果促進事業で来年度計画しております収蔵庫に入れることができませんので、現在公民館のほうで管理をしております。ですので、こちらのほうにはそれは入ってこないということになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

123ページ、教育振興費でございます。これは19節になるのかな、私立幼稚園等施設型給付費補助金2,900万になっているのですが、複数の私立幼稚園が町内にはあるわけですが、この内訳を知りたいです。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

それでは、私立幼稚園等施設型給付費補助金の内訳についてお答えいたします。こちらは、私立幼稚園は山田町に1園しかありませんので、山田幼稚園の補助金ということになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

1つしかないということですが、では私立幼稚園振興事業費の補助はどうなっていますか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○健康子ども課長補佐（佐々木宣男）

こちらに対しても山田幼稚園だけになっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

10番。

○10番坂本 正委員

わかりました。以上です。

○委員長（吉川淑子）

9番。

○9番阿部吉衛委員

1点だけ。この間も総括で述べたのですが、129ページ、6目の13節、鯨と海の科学館の管理の問題

ですが、今度また桜の木をやります。それで、かなり死んでいるので、これをどのようにして、幾らぐらい予算を取っているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

何でかというのは、4月初めに、前は遅かったので、今回はライオンズクラブは早目に行動を起こしていると。きのう江釣子と北上、国見のクラブの方々が追悼式に参りました。その中で、ことしどうなっているのかという問題が発生しましたので、山田町を入れて一緒にやっ払いこうと、そういう中でうちのクラブも財政困難ですので、35周年記念事業もありますので、山田町はこれをどのように管理して、今回配分がどのようにあるのかなと思って、確認したいなと思って質問したわけなので、どうかいいご回答をよろしくお願いします。これは要望でいいです。後で窓口に聞きに行きますので、ありがとうございました。

○委員長（吉川淑子）

そのほかございますか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

10款教育費の質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

（何事か呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

入れかえ、ではちょっとお待ちください。

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成委員

1点だけです。134ページ、下から3つ目に水門陸閘自動閉鎖システム負担金996万9,000円があるのですけれども、この内容について何か所分なのかとか、場所とかをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

では、私のほうからは水門陸閘自動閉鎖システム負担金についてお答えいたします。この負担金につきましては、東日本大震災におきまして多くの水門陸閘を操作する操作員、いわゆる消防団員が犠牲になったということで、水門陸閘の復旧整備に当たりましては津波のときに現地で人が操作することのないような、そういったシステムにするということで、県と町、関係市町村で整備を進めているというところでありまして、それに対する町の県に対する負担金となります。町の負担金の場所につきましては、織笠の陸閘1基のみとなります。それで、県全体での事業費としましては約48億円で、約220基で、そのうちの1基分が町が負担する分となっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

確認なのですけれども、この負担金は設置工事に対するものかと思っていたのですけれども、設置工事に対するものでいいのか、それとも今後継続して毎年毎年かかってくるものなのかどうか。織笠の1基だけというのですけれども、町全体では何カ所かつくと思うのですけれども、この自動閉鎖の陸閘ですけれども、そっちの部分に関してはこの負担金が出てこないのかどうか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

では、負担金についてお答えいたします。この負担金につきましては、システムを整備するのに対する負担金ということで、28年から31年までにかかる負担金です。

次に、町内にはそのほかにも水門陸閘の自動閉鎖システムというのはつく予定になっておりまして、水門としましては大沢、関口、織笠の水門が各1基ずつ、あとは防潮堤につきましては山田、大沢、大浦、船越、それら含めて水門が1基と陸閘が6基の計7基、これは全て県営の施設になりますので、県が負担するということになっております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私からも134ページの、今のところの補足の質問ですが、陸閘ができるということは前々から聞いていて、そしてそれに付随して乗り越し道路も両側にできる、山田の場合、ほかの場合もそうですが、両端にできると。そして、中央部分、結局山田湾の場合はかなり長い堤防になりますが、前から言っているように災害時の避難路については、その後あそこの堤防の工事等を見ている見受けられないのですが、果たして検討しているのかどうか教えてください。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

それでは、山田漁港の避難路についてお答えいたします。県を確認はしておりますが、避難階段につきましては山田漁港に10カ所程度、今現在案ができているということです。4月以降になりましたら水産加工業者と、あとは漁業者代表である漁協、そちらのほうにお話をし、最終的には設置箇所には決定するという予定のようです。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

そうすれば、4月に向こうで作業している人とか利用者の方々と県のほうで話し合いを持って、場所等について、あと幅員というか、それらの構造等についても話し合うのですか、それとも構造はもう既に決まって、設置箇所だけ話し合いをして進めるということで、そのような解釈でよろしいですか。

○委員長（吉川淑子）

佐々木補佐。

○水産商工課長補佐（佐々木幸博）

設置箇所のみ今検討しているということで、漁協と、あとは水産加工業者、それらの意見を踏まえて幅等については検討していくということのようです。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

わかりました。まず、一番問題なのは、あのおり幅が狭い防潮堤ですので、9.7メートルですか、上がれば、それに自分の身長が加わればかなり高いところになるのかなと思っておりますので、ぜひ安定した幅員を持った避難路のほうを検討してもらいたいと思いますので、その辺は皆様の声を十分聞いて、それに反映するように、執行するほうもそのようにお願いするように、町のほうでもお願いするようによろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

11款の公共土木施設災害と単独の、予算上1,000円しか盛られていないようなのですが、現在29年度で災害取った部分の残、全てのあれの中で残がないですか、それともそれはもう年度内にやってしまうということで思っているのですか。

あと、単独のほうなのですが、以前に話をしたのは台風10号しかり、何にしかり、現在災害を受けている場所があるのですが、そういう場所を何で計上しなかったのか。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

29年度の災害につきましては、今年度12月に査定のほうを決定を受けまして、予算のほうを計上しております。それで、今設計のほうを進めておりますので、工事につきましては繰り越しをさせていただいて、30年度で実施するというので今進めております。

2点目の単独災害工事につきましても29年度で予算のほうを計上しておりまして、それぞれ発注をして、復旧のほうを進めております。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

29年度に全て単独についてもやってしまうということで、30年度の予算には計上しないということは、30年度にやるところはないということですか。多分もっといっぱいあると思うのです。それを何で計上しないのかということを確認したい。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

単独災害復旧事業につきましては、公共土木のほうで対象にならない部分ということで予算のほうを計上させていただいております。それで、町のほうでも町内の被災した箇所ということで巡視をしまして、そこの部分で復旧のほうを進めようということで進めております。ですので、町のほうで把握している分については、公共の対象外の部分につきましては単独災のほうで計上しているというところでございます。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

私が聞いているのは、何で30年度でやらないのというのを聞いているのです。現場を把握していないということだけなの。災害はいっぱいあるでしょう。その場所を確認しないで、当初から29年度にはやりましたよと、30年度はやりませんよという。予算的に1,000円しかないということは現場がないということだと思えるのですよね。災害が来るのを待っている、要するに目として上げておかないとどうしようもないから上げた1,000円だと思えるのですけれども、工事いっぱいあるのではないですか、やる場所。何でそれを当初から計上しないのですか。

○委員長（吉川淑子）

鳥居補佐。

○建設課長補佐（鳥居義光）

29年度の単独災につきましては、29年度の災害が起きた部分ということで計上しております。30年度につきましては、現時点で被災の部分については29年度の単独災、あるいは維持補修工事費のほう

で対応ということで、30年度のほうでは予算のほうは計上しておりません。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川淑子)

11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

以上で議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算の質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(吉川淑子)

起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○委員長(吉川淑子)

再開いたします。

○

○委員長(吉川淑子)

次に、議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を議題といたします。

歳入全款の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川淑子)

歳入全款の質疑を終わります。

歳出全款の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川淑子)

歳出全款の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

○委員長（吉川淑子）

次に、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

○委員長（吉川淑子）

議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入歳出一括質疑を許します。6番。

○6番木村洋子委員

72ページお願いします。地域支援事業費の4目の認知症訪問支援事業費の1節のところなのですが、認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援推進員の仕事の内容をお願いいたします。

その下のほうなのですが、19節のところに成年後見人制度利用支援助成金のところの内容もお願いします。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木係長。

○長寿福祉課係長（佐々木裕子）

認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援推進員の役割についてお答えいたします。認知症地域支援推進員については、認知症地域支援推進員設置要綱に基づいて、認知症についての相談、支援、認知症への理解を深めるための普及啓発、関係機関との連携、連絡調整を行っております。認知症初

期集中支援員につきましては、認知症初期集中支援事業、認知症の早期診断、早期対応に向けた取り組みを医療機関と連携しながら行っていくものになります。

成年後見制度についてお答えいたします。認知症等により判断能力が不十分で、身寄りがなく経済的な理由などから制度を利用できない方について助成を行っております。成年後見人の報酬の助成、申し立ての助成となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

ありがとうございます。高齢化も進んできて、特に山田の場合は災害公営とか高齢者のひとり暮らしが非常に多いので、この点は本当に力を入れていかなければならない部分ではないかなと思うのです。一番大事なのは、やはり早目に発見して早目に治療すれば、本当に軽いうちに、地域にそのまま同じところに住んでいれるという期間が長くなるので、そのところを大事にしていかなければならないなと思っているのですが、そのことについて町としてはどういうふう考えているかということと、先ほどの成年後見人の部分なのですけれども、私もちょっと扱ったケースがあるのですが、なかなかハードルが高くて、結局ひとり暮らしの身寄りも親戚もないような方なので、その手続きさえもなかなかできないということで、私もいろいろと間に立ったりするのですが、非常にハードルが高いのですが、そこに対して支援の助成金というだけではなくて、何かしら事務上のいろんなことがあると思うのですが、そこに対して行政として具体的に支援しているというところがあるかどうか、教えてください。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

認知症対策についてお答えします。認知症は本当にふえておりまして、具体的には例えば認知症の初期集中ということで、三陸病院のほうに月1回、認知症の相談に対するアドバイスをいただきに行っております。また、そういった連携からも入院が必要な方の場合はスムーズに連携とって、入院させるというようにいい面もございます。あと、そのほかに認知症対策としましては、山田町全体の一般の方向けにセミナーを開いて、認知症の理解を深めてもらう、あとどういった支援が必要かというのも地域の中でできることについても考えてもらうという機会を設けております。

それから、成年後見制度ですけれども、町のほうで助成できる方は限られておりますけれども、そういった後見についての相談というのは実際何人かからご相談がありまして、それに対してはアドバイス等を社会福祉士のほうで行っておりますので、今後も心配なことがあれば窓口相談に来ていただければと思います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

6番。

○6番木村洋子委員

後のほうからなのですけれども、年々後見人制度を利用するケースがふえているかどうかを伺いたいということと、病院との連携という部分が、最終的にはそういうふうになってはくるのですが、やはりできる限り地域に暮らしたいというその気持ちを尊重するという部分を大事にするということで、特に被災地の山田にとってはつらい思いをした、そういう経験がかえって認知症を発症させるという、そういうこともありますので、本当に今後もこういう面においてはフォローしていかなければならないと思いますし、そこをお願いしたいと思います。自分もあすは我が身という気持ちで……

○委員長（吉川淑子）

簡潔をお願いいたします。

○6番木村洋子委員

その点については議員としても頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、後見人はその後どういうふうな感じで推移しているか、お願いいたします。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

成年後見制度の利用者の数ですけれども、成年後見の報酬、助成している方は平成28年度、29年度も2名となっております。ただ、今年度申請を希望している方が今1人おりますので、その方がもしかしたら入るかもしれません。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私からは67ページになるのですかね、介護サービス給付費、施設介護サービス給付費に入るのかどうか分かりませんが、今現在山田町で待機者と言われる方は何人ぐらいおられるのかと、あと家庭のほうで介護している状態で、家族が用事があって介護できないというときに預けられる施設は何カ所ぐらい、どのようにあるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（吉川淑子）

川村補佐。

○長寿福祉課長補佐（川村 聡）

特別養護老人ホームの待機者ということになると思いますが、平成28年度末の状況ですけれども、

在宅で待機している方が5名です。そのうち在宅で申し込みをしているのですけれども、ケアマネジャーのほうで早急に特養に入ったほうが良いと判断された方が1名おまして、その方は4カ月ほどで実際に入居することが可能となっております。

あと、家族が急に用事があったときに預けたい施設ということになりますと、短期入所ができる施設ということになると思うのですけれども、山田町のほうには短期入所できる施設が2つございます。ですけれども、まだ残念ながら職員のほうに若干の不足があつて、申し込みをしてもなかなかすぐには受け入れてもらえない状況もあるというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

在宅で5名待機者がいるということですが、施設的には定員ぎりぎりで行っているかどうかということと、他市町村に希望するような状態で在宅で待機しているわけでしょうか。

あと、短期入所2カ所あるということですが、この2カ所もなかなか厳しい条件があると。ということは、まず町民の方々はもし家族に介護している人が在宅にいるのであれば、どこかに、例えばほかで結婚式があると不幸があつて出かけるというときに預けられないということになって、ちょっと不便な町ではないかなと思うような気がするわけですが、それらの対応策というのは行っていますでしょうか。

○委員長（吉川淑子）

川村補佐。

○長寿福祉課長補佐（川村 聡）

在宅の待機者5名と申し上げましたが、そのうち3名の方は今々利用の意思があるわけではないけれども、いざというときに申し込んでいるという人がありまして、5年程度申し込んだままいるというような方であるようです。町内の特別養護老人ホーム1つありますけれども、100名の定員ですけれども、100名の定員を満たしておりまして、町外の特別養護老人ホームを使っている方がそれ以外に25人から30人程度いる状態です。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

短期入所がなかなかすぐに利用できないという先ほどのお話がありましたけれども、地域密着型サービス事業所のほうで短期的なお泊まりということもできますので、そこはいろいろ必要なサービスについて相談して行って、できる限り急なことにも対応できるように考えております。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

1点目ですが、何か待機者の捉え方がなかなかはっきりしないで、待機者5名、そのうち3名は登録だけしているようなことで私感じ取ったのですが、それではよろしいかということと、山田町の高齢者の数からいって、果たしてこの施設だけで十分なのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います、1点は。

もう一点は、すぐにでも対応できる地域密着型介護サービスですか、それらのほうで対応できるということですが、それは一般町民の方にも広報等で知らせてはおりますかね。

○委員長（吉川淑子）

川村補佐。

○長寿福祉課長補佐（川村 聡）

3人は申し込んでいるだけかということでありましたけれども、その方々についてはケアマネジャーのほうも在宅でのケアで十分対応可能ということで判断されておりまして、繰り返しになりますけれども、容体が悪くなったときのためを思って、申し込みは事前にしておるといの方々のございます。町外に行っている方々、25名から30名というお話をしたので、その方々が本来は山田町の中で施設入所ができればいいのだと思うのですが、まず町外に行った方々、そちらに家族がいるという方々もありますので、建物ができて呼びかけをしてもなかなか戻ってくることも考えにくいという面と、あとは事業者のほうで補助金なしでそういったことをやれるところがもしあればいいのですけれども、ないですということ、7期計画をつくるに当たって事業者のほうから希望をとったときに、長期に入所できる施設をやりたいという希望が実際ありませんで、これの代替案というわけではないのですけれども、認知症の方々がやはり山田町も多く、グループホームのほうの待機者が10人から15人ぐらいおられますので、第7期計画のほうでグループホームを1つ建てることとして、少しでも長期の入所の希望に対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

地域密着型を利用する場合ですけれども、まず介護認定を受けていることが条件になります。もともと介護認定を受けていない方が急遽という場合になりますと、介護申請の必要があるとか、そういったいろんな検討も必要になってきますので、広報等のお知らせは、まず主にケアマネジャーさんとかからの周知にして今のところおります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

2点お願いします。

71ページ、3目13節委託料の生活支援体制整備事業なのですけれども、これの予算がかなりふえているので、内容を説明願います。

72ページ、6目13節の委託料、配食サービス事業なのですけれども、これもかなりふえているので、1点目と同じようにニーズがふえているのかどうかということで説明願います。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

佐々木係長。

○長寿福祉課係長（佐々木裕子）

生活支援体制整備についてお答えいたします。平成29年度よりふえているのが人件費及びパソコンリース代等の増になっております。高齢者が住みなれた地域で生活していくために、多様な生活サービスの体制整備を行うのが生活体制整備事業となっております。平成29年度は生活支援のニーズ把握、災害公営住宅等での自主活動支援等を行ってまいりましたが、平成30年度は人員を1名増員し、地域の関係者との体制整備の構築のためのネットワークづくり、あとはサービスの開発を行っていくということで、力を入れてまいるところで事業費がふえているという形になります。

配食サービスについてお答えいたします。配食サービスについては、69ページの5款1項のところを見ていただきたいと思いますが、介護予防・生活支援サービス事業費の生活支援サービス委託料としても配食サービスを行っております。平成28年度までは配食サービス1本という形になっておりましたが、平成29年度から総合事業と任意事業に分かれております。配食サービスの平成29年度の実績を見ますと、総合事業で約5割、こちらのほうの任意事業で約5割ということになっておりますので、実績を見込んでこちらの任意事業の委託料のほうが増額となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（吉川淑子）

5番。

○5番田老賢也委員

ごめんなさい、69ページのどこでしたっけ……わかりました、ありがとうございます、済みません。

以上で大丈夫です。終わります。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

70ページです。5款、これについてです。今ずっと質問が来ましたけれども、5款だけが予算が増

額されています。ここを増額したということは、見た感じ在宅介護のほうに力を入れたいと、そっちらのほうをふやしたいというように受け取れるのですけれども、町としてはそういうふうな方向性なのですか。

○委員長（吉川淑子）

菊池課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

委員さんおっしゃるとおり、在宅での地域包括ケアシステムを構築する上で増額しております。また、人件費についても個々の地域支援事業の包括的支援事業のほうに職員の給料を2人分計上しているという点もございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

方向性には何も反対はするわけではないですけれども、8番が言ったとおり、生活している人たちができるだけ不自由をこうむらないように、その対策だけはしっかりしておいてください。要望です。

○委員長（吉川淑子）

ほかにございますか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

————— ○ —————

○委員長（吉川淑子）

次に、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算を議題といたします。

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (吉川淑子)

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定) 予算を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (吉川淑子)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では、入れかえをお願いします。

○

○委員長 (吉川淑子)

次に、議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (吉川淑子)

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (吉川淑子)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○

○委員長 (吉川淑子)

次に、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌委員

127ページです。使用料収入、これが着実に増額して、いいことなのですが、これは当然新築は100%入っているということなのですが、既存のやつのはの進捗率みたいなのはわかりますか。

○委員長 (吉川淑子)

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

既存のご家庭の進捗率ということでございますが、はっきりとした統計等とはっておりませんけれども、例えば年度ごとに数件程度、既存住宅からは公共下水道につながっているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

12番。

○12番山崎泰昌委員

だから、前にも本会議とかでも言われているじゃん。わからないのだったら後で調べますと言えばいいだけでしょう。そんな年に何件とかって言われたって、パーセントで言ってもいい。わからなかったら後で教えてください。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

私からは歳入の使用料収入に当たるかと思うのですが、この前都市計画費のほうでも都市公園地内のトイレについて、下水道事業のほうでは今新規に加入するように多分回っていると思いますが、そのような公共施設についてはどのような考え方で下水道のほうでは考えているわけですか。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

公共施設につきましては、区域内の公共施設につきまして取り込むように公共ますの設置等を進めているところでございます。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

まず、一般の家庭等も積極的に入ってもらうよう、加入件数が少なければ運営も大変だと思いますので、公共施設等についてはぜひ下水道事業サイドでも積極的に町のほうを勧誘する気がありますかという聞き方はおかしいですが、町のほうの公共事業も積極的にこの事業に協力しながら、事業の運営をスムーズにするようにしたほうがいいと思いますが、この答弁は下水道にしたらいいか、町のものにしたらいいか少し迷うところですが、お任せします。

○委員長（吉川淑子）

古館課長。

○財政課長（古舘 隆）

公共施設の下水道への接続につきましては、下水道の趣旨に沿って積極的に公共施設等は接続していきたいとは考えております。その順番等については内部での検討も必要かとは思いますが。

○委員長（吉川淑子）

8番。

○8番関 清貴委員

わかりました。とにかく民間の方々にはせっかく布設したので入れ入れと勧めて、公共施設のほうがいけませんよでは少し理屈が成り立たないと思いますので、その辺は内部的にも積極的に運営できるような状況にさせていただきたいと思います。これはお願いで終わります。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

1つだけ、131ページです。一般管理費の委託料で公営企業会計移行事業委託料というのがあるのですけれども、前の漁集もそうなのですけれども、これがどこに委託するものなのか。国の方針でこうするみたいなのですけれども、特別会計から公営企業に変わるとどう変わるのか。簡単にでいいので、説明をお願いします。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

公営企業会計移行事務委託料でございますけれども、国の方針によりまして公共事業の下水道及び漁業集落排水特別事業につきましては公営企業に移行しなさいということでございますので、その準備を進めているところでございます。平成30年度につきましては、まず資産調査、それからシステムの検討ということでコンサルに委託をするというところで予定をしております。

また、公営企業に移行するとどうなるのかということでございますが、国のほうからは、まず……

○4番黒沢一成委員

今わからなかったら、後で聞きに行きます。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

失礼しました。国のほうからは、独立採算制というものを求められております。ご存じのとおり、公共下水道会計は赤字ということでございますので、国から公営企業会計に移行するように求められているわけでございますけれども……

（「いい、もうわかっているんだ」と呼ぶ者あり）

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

よろしく申し上げます。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

私も今のやつを聞こうと。今の質問の中で漁集も含めて公営企業にやれという話をやったようですが、それは本当なのでしょうかね。農林水産省のほうの管轄とあれが別だと思うのですが、その辺本当だからそだか、話ししていただけると。

あとは、その下の公共下水道接続促進、この間も言いましたが、この予算の出どころはどこになっているのです。公営企業法を張りつける部分の……自分たちの使用料とかそういうものの金額からこれを出すのだから、それとも別なメニューの中でやるのだから。要するに公平性が保たれているのかどうなのか含めてお願いします。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

まず、1点目の漁業集落事業と公共下水道のことでございます。確かに先般総務省のほうより求められておりましたのは、まず公共下水道のところでありまして。あわせて、やはり省庁が違いますので、正直国交省と農林水産省と温度差は若干ございます。しかしながら、同じ下水道事業ということでやりなさいということにつきましては、内々に求められているというふうに承知しております。

また、公共下水道の接続補助金でございますけれども、これにつきましては社会資本整備総合交付金を活用して、2分の1財源を頂戴して、2分の1は単費でございまして、それで事業を行っているところでございます。これの公平性というものにつきましては、やはり接続率を上げるというのがこの会計にとっての課題でございますので、積極的に接続率を向上させるということで、町の事業として決定しておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

お願いしますというのをどう受け取ったらいいのかわからないけれども、下水道の普及というのは変な話、区域の中に入って認可された部分で下水道の事業をやれば、3年以内に接続しなければならないよというようなルールがあって、そのルールがあってもそれを執行した覚えがないのですけれども、ただ要するに受益を受ける人がそういう形の中で動いてくださいよ、そのための形でこういう補助を出しますよということだと思っておりますが、事業的には受ける人って限られてくるでしょう。その単費の中で、2分の1単費を使うということになって、受益を受ける人だけが使えるような状態というのは不公平が出てくるのではないかなというのを私は言っているのです。その辺も含めて今後も同じような形……新築してやるところは全部つけなければならない、これは29年度からの事業のよう

ですけれども、3年以内につけるのに対しては補助しますよという、多分そうだと思うのですが、3年以内につけなければならない件数、先ほど前人に答えたのだけれども、何世帯あるのですか。それで、この1,000万だか何ぼの予算、このぐらい使えるということで計上しているのですか。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

平成30年度におきましては、100件を見込んで予算を計上しているところでございます。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

ということは、接続できる件数が100件あるということですよ。新築は別でしょう。要するに災害を受けなくて、既設のうちで区域の中に入った部分というのが100件以上あるということですよ。本当にそうなるのだから、その辺確認。それで終わります。

○委員長（吉川淑子）

小原補佐。

○上下水道課長補佐（小原裕毅）

平成30年度の接続補助金の対象でございますけれども、跡浜地区、妻の神地区、それから境田の三本小松地区、それから長崎の4丁目の大部分が該当しておりますので、100件以上がまず既存住宅としてございます。そのうち平成30年度は約100件の補助金を見込んでいるということでございます。

○委員長（吉川淑子）

質疑を打ち切ります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○

○委員長（吉川淑子）

次に、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括質疑を許します。

8番。

○8 番関 清貴委員

震災から7年たちまして、水源地等の有収率ですか、あれは従前どおり戻っていますでしょうか。あと、行く先々の管の漏れはもう解消したかどうか確認いたします。

○委員長（吉川淑子）

柏谷補佐。

○上下水道課長補佐（柏谷訓正）

それでは、有収率ということでございますけれども、震災前、それから現在につきましては七十数%ということで、ほぼ同等になっております。ただし、これは漏水が出れば当然有収率は下がってまいりますので、古い管についてはある一定の取りかえはいたしておりますが、やはり漏れる部分というのは毎年出ておりますので、それが大体2割5分ぐらいということで見込んで、修繕あるいは配水管の入れかえ等を行っているところでございます。

○8 番関 清貴委員

はい、わかりました。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

1ページの給水栓数なのでございますけれども、一番上の。これが結構ふえているのですけれども、仮設から再建したうちに移るにしても何しても、世帯数はそんなに変わっていないと思うのですけれども、給水栓数がふえているのがどういったところからなのかをお願いします。

○委員長（吉川淑子）

後藤課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

年間の給水量がふえているというのは、仮設から新しく……

（「給水栓」と呼ぶ者あり）

○4番黒沢一成委員

去年が8,000ぐらいで、ことしがそれから500だか600ぐらいふえているので。

○上下水道課長（後藤清悦）

給水栓数がふえておりますのは、仮設がまだありまして、そのほかに新しく新設及び災害公営住宅がふえたことによる栓数がふえているということになります。

○委員長（吉川淑子）

4番。

○4番黒沢一成委員

ということは、一時的なダブりの部分でということですね。わかりました。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

全体的にあれなのですが、この間の消防の関係なので、消火栓をつくるやつを今までは上下水道課でやっていたと思うのですが、ことしから受けない理由を教えてください。

○委員長（吉川淑子）

柏谷補佐。

○上下水道課長補佐（柏谷訓正）

それでは、今の質問についてでございます。現在震災からの復興ということで職員が対応しているわけでございますが、水道事業所自体で設計する際も現在手が回らなくて、委託をかけている状況でございます。したがって、業務的に難しい部分、あるいは多くなっている部分ということで、30年度については消防のほうで盛っていただいたという形になっております。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

要するに職員が足りないということだけのようですが、消火栓とか何かの設置というのは、標準断面図1つで、あとは不断水の工事だけなのですよね。だから、図面はできているはずなので、単価がもう変わらないのです。掛ける何ぼって発注できる部分だと思うのですが、そういうのもできないのですか。そういうのをわざわざ委託して、委託業者のほうはもうかっているのだとは思いますが、担当者で簡単にできるのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（吉川淑子）

後藤課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

設置の場所及び管口径によって、1基掛ける幾らというような形では設計のほうはできませんので、それぞれ一つ一つの積算を重ねていくという形になりますので、件数がふえるとそれだけ業務が多くなるということになります。

以上です。

○委員長（吉川淑子）

7番。

○7番尾形英明委員

そういうのは返答にならないと思うのですよね。管径がどうのこうのとか、何かというのは単に、要するに不断水取り出しだけなのです。あと中身は65の管に、消火栓の場合はそうなっている部分で、ただただ配管のあれを変えた部分を運用するだけで、深さの関係だけだから。だから、やってやれな

いことはないのだけれども、その気持ちがあるかないかの違いだと思うのです。何もそういうのまでコンサルに頼んで、設計して、これをつくってくださいというような、いつまでそんなのやるのですか。私はもったいないと思います。公営企業の中でもうかったのでやるのだったら、それは違うが、消防署は要するに区域の中にこういうふうな形、基準どおりの数量にしたいからお願いするのであって、そういうのはちゃんとやって、水道事業も潤う部分だと思うのですよね。水を使う部分だし、それなりの形で出てくるから。

○委員長（吉川淑子）

7番委員に申し上げます。ちょっと質問を簡潔に。技術的なことというよりも、皆さんにわかるような質問で……

○7番尾形英明委員

もっと本当にやる気がない部分で、できるのですか、できないのですか。本当に人が足りなくてできないのですか。

○委員長（吉川淑子）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

尾形委員のおっしゃる部分はそのとおりの部分もございますので、以降についてはできるだけ委託しないで、消火栓の部分については内部で処理する方向で検討させたいと思います。

以上です。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

質疑を終わります。

討論は本会議で行っていただくこととし、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉川淑子）

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○

○委員長（吉川淑子）

これをもちまして予算特別委員会の全ての日程が終了しましたので、閉会とします。ご協力ありがとうございました。

午後 零時00分閉会